

第7期

那須塩原市高齢者福祉計画

[平成30年度～平成32年度]



平成30年3月
栃木県那須塩原市



はじめに

わが国は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでおり、既に4人に1人が高齢者という「超高齢社会」であり、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、高齢化率が30.2%に達し、国民の3人に1人が65歳以上になると予測されています。



本市におきましても、平成22年の117,812人をピークに総人口は減少に転じておりますが、65歳以上の割合を示す高齢化率は年々増加しており、今期計画中には27.7%に達すると予測されております。それに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の増加、要支援・要介護認定者及び認知症高齢者の増加が見込まれ、介護予防や認知症等に係る各種施策の重要度は増してまいります。

第7期計画では、「高齢者が住み慣れた地域で 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」という基本理念の下、本市の特色に合わせた基本目標、基本施策、重点施策等を定め、2025年を見据えた「地域包括ケアシステムの構築」に向けた基盤づくりを推進いたします。

特に、介護保険等の制度化された相互の「共助」や、公費の負担による「公助」と合わせて、自分の力で自身の健康管理等を行う「自助」や、地域住民同士で支え合い助け合う「互助」を充実させる取組を進めてまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心な議論や御意見をいただき、多大な御協力を賜りました介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見御提案をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

高齢者の方々が、住み慣れた地域で 健やかに いきいきと、その人らしく暮らしていけるような那須塩原市の実現のため、今後も引き続き、御協力いただけますようお願い申し上げます。

平成30年3月

那須塩原市長 君島 寛

目 次

第1章 計画策定に当たって	7
第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の位置付け	6
第3節 計画の期間	8
第4節 計画の策定体制	9
1 介護保険運営協議会	9
2 庁内検討委員会	9
3 各種調査の実施	9
4 市民意見の募集	9
第2章 那須塩原市の高齢者を取り巻く現状	11
第1節 高齢者人口と世帯の状況	13
1 総人口の推移と将来推計	13
2 高齢化率と前期・後期高齢者の動向	14
3 世帯の状況 県・全国平均比較	16
4 要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計	18
第2節 アンケート結果から見える現状と課題	19
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	19
2 在宅介護実態調査	29
3 ケアマネジメントの実態に関するアンケート	36
4 サービス提供事業者アンケート	42
5 アンケートから見える課題	44
第3節 第6期計画の検証	47
第3章 計画の基本的な考え方	49
第1節 基本理念と基本目標	51
1 基本理念	51
2 基本目標	52
第2節 基本的な進め方	54
1 地域包括ケアシステムの構築	54
第3節 施策の体系	64

第4章 施策の取組（地域包括ケアシステムの構築の推進） 67

第1節 住み慣れた地域での暮らしの実現.....	69
1 健康づくり・介護予防の推進（基本目標1ー基本施策1）	69
2 在宅生活の支援（基本目標1ー基本施策2）	74
3 安心できる住まいの確保（基本目標1ー基本施策3）	82
4 介護サービスの質の向上（基本目標1ー基本施策4）	87
5 医療と介護の連携（基本目標1ー基本施策5）	90
6 認知症施策の推進《認知症総合支援事業》（基本目標1ー基本施策6）	92
7 支え合う地域づくりの推進（基本目標1ー基本施策7）	96
8 地域包括支援センターの機能・運営の強化（基本目標1ー基本施策8）	98
第2節 高齢者の社会参加の促進	99
1 居場所づくり・社会参加の促進（基本目標2ー基本施策1）	99
第3節 介護サービス等の適切な運営	103
1 介護サービス事業量等の見込み（基本目標3ー基本施策1）	103
2 地域支援事業量等の見込み（基本目標3ー施策2）	115
3 保険料設定の考え方（基本目標3ー施策3）	116
4 適正な給付と介護保険の健全化（基本目標3ー施策4）	117

第5章 計画の推進 119

第1節 計画の推進体制	121
1 制度の周知	121
2 情報提供	121
3 苦情・相談体制	121
第2節 計画の進行管理	122

資料編 123

第1節 保険料設定の過程	125
第2節 日常生活圏域の状況	133
第3節 那須塩原市介護保険運営協議会策定経過	138
第4節 那須塩原市介護保険運営協議会委員名簿	139
第5節 用語解説	140

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の位置付け

第3節 計画の期間

第4節 計画の策定体制

第1章

2025年（平成37年）には人口の構成割合が最も高い団塊の世代が、全て後期高齢者となるなど、高齢者人口増加と支え手の減少が今後の最大の課題となります。本章では、第7期計画がどのような背景と目的を持つ計画であるかを確認し、さらに第6期計画の検証を行いながら本計画策定の基本事項を定めます。

第1節 計画策定の背景

平成12年度に介護保険制度がスタートしてから17年が経過しました。この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けており、国における介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、500万人に達し、それに伴い介護が必要な高齢者の生活の支えとなる事業所数も増加しています。

本市においても、2010年まで増加傾向にあった人口は、その後減少局面を迎えています。一方で65歳以上の高齢者人口は2015年以降も増加を続け、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（以下「高齢化率」という。）は、2015年は24.1%でしたが2025年（平成37年）には29.7%になるものと予測されています。

とりわけ、2020年までは後期高齢者（75歳以上：14,961人）が前期高齢者（65～74歳：17,251人）を下回っていますが、2025年（平成37年）には後期高齢者が18,477人と前期高齢者15,532人を上回るようになります。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加が見込まれ、本市の高齢化の状況は厳しさを増すことが予測されます。

介護保険法において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。県及び市は、その基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

様々な動向を反映し、国は第7期の事業計画策定に際し、以下のことを基本指針のポイントとしてあげています。

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備
- 2025（平成37年）年度を見据えた第7期計画の作成

以上のような我が国と本市の置かれた状況を背景に、介護保険法の基本的理念を踏まえ、介護給付等の対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予

防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に努めることが重要とされています。

高齢者福祉計画は、第6期計画では、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるまちを目指し、取り組むべき方向性を示し進めてきました。

第7期計画では、第6期計画を評価・検証し、国の示す基本指針に基づき、高齢者が住み慣れた地域で穏やかに、いきいき暮らせるように、地域全体で支え合い、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境や仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し策定しました。

《解説：基本指針のポイント》

●ポイント1 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、「データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業計画への記載）」「適切な指標による実績評価」「インセンティブの付与」が法律により制度化されました。

●ポイント2 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい・地域を共に創っていく社会の実現を図ります。

●ポイント3 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

平成30年度以降、医療計画と、介護保険事業（支援）計画の作成・見直しのサイクルが一致することとなり（医療計画は6年計画で、中間の3年で中間見直しを行います。介護保険計画は3年計画）、両者を一体化して地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

このため、高度急性期、急性期、回復期から慢性期まで一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るため、都道府県が作成する医療計画と介護保険事業計画の整合性の確保が重要となります。

●ポイント4 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

介護を行う家族の負担を社会全体で支え合う仕組みを促進することと、近年増加傾向にある高齢者虐待に対応するため、特に認知症の人を介護している家族等に対する相談・支援体制の強化や、家族・要介護施設従事者等に対する高齢者虐待防止対策の取組への強化を図ります。

●ポイント5 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

介護離職防止の観点から、働きながら介護に取り組む家族や今後の仕事と介護の両立に不安を持つ就業者の実情を把握します。生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスのあり方等の取組を市町村介護保険事業計画に定めると共に、それらの取組を勘案して要介護者等の数やサービス量の見込みを定めます。

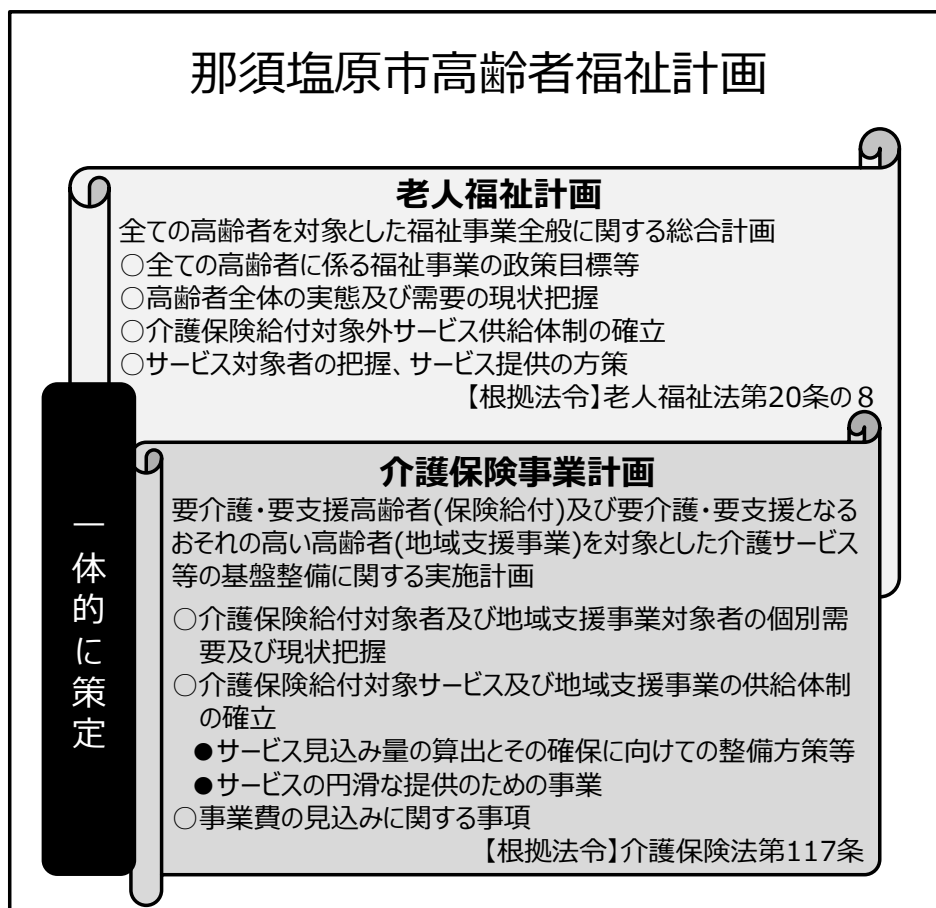
●ポイント6 2025(平成37年)年度を見据えた第7期計画の作成

いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）年度の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、関係者との議論のもと、第7期計画から第9期計画における段階的な充実の方針と第7期計画における位置づけを明らかにして、具体的な取組内容やその目標を計画に位置付けます。

第2節 計画の位置付け

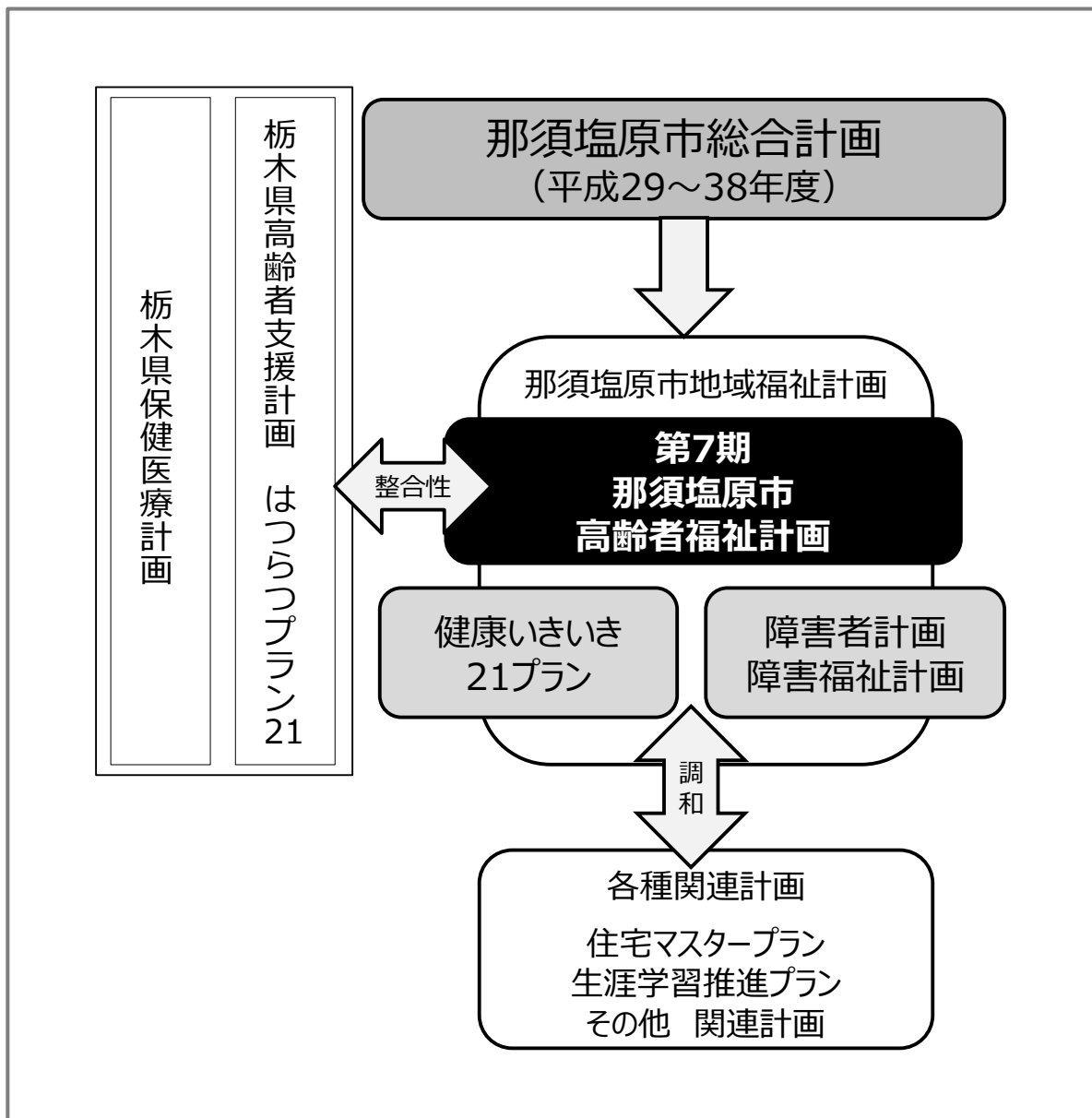
- 1 本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づいた「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」の一体的策定



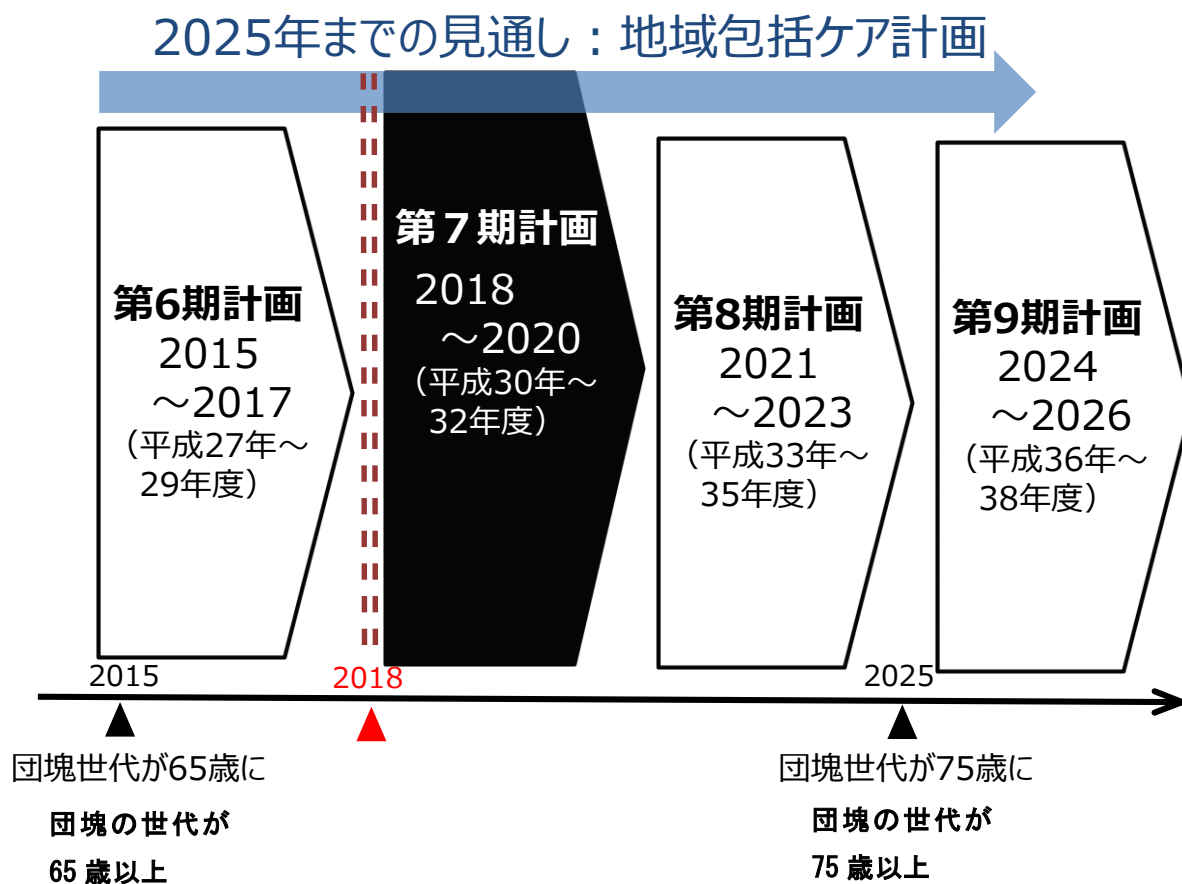
- 2 本市の「第2次那須塩原市総合計画」と「第3期那須塩原市地域福祉計画」を上位計画として策定される分野別計画であり、他の関連計画との調和に配慮しています。
- 3 本計画は、栃木県が平成30年度から平成32年度までの3年間で計画期間として策定する栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21」(第7期計画)、栃木県保健医療計画(7期計画)と整合性のとれた計画としています。
- 4 本計画は、「第6期 那須塩原市高齢者福祉計画」の高齢者施策の達成状況、課題・問題点を踏まえ、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年(平成37年)を見据えたものとしています。

計画関係図



第3節 計画の期間

「市町村老人福祉計画」及び「市町村介護保険事業計画」は、法に基づき、3年を1期として策定することとされているため、本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間となります。



第4節 計画の策定体制

本計画策定に当たっては、市民や関係者の皆さんの意見を十分に反映するため、以下のような体制を整えました。

1 介護保険運営協議会

本計画策定に当たっては、被保険者代表、学識経験者、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者等で構成する那須塩原市介護保険運営協議会を市長の附属機関として設置しました。

2 庁内検討委員会

本計画策定に当たっては、庁内の関係各部署との連携・情報共有を図るため「庁内検討委員会」を設置しました。

3 各種調査の実施

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

市内在住の一般高齢者、要支援認定者の健康状態、生活状況、地域での活動、助け合い等社会生活の現状を把握するためにアンケートを実施

(2) 在宅介護実態調査

市内在住の要支援又は要介護認定者を対象に、在宅介護の状況や介護者の就労状況等を把握するために聞き取り調査を実施

(3) ケアマネジメントの実態に関するアンケート

市内の介護支援専門員を対象に、ケアマネジメントの現況や医療機関との連携、充実が求められるべきサービスの状況等についてアンケートを実施

(4) サービス提供事業者アンケート

市内のサービス提供事業者を対象に、介護保険制度の運営に対する取組や新たなサービス展開や求められるサービス等についてアンケートを実施

4 市民意見の募集

パブリックコメントを実施し、幅広く市民の意見や提言を求めました。

第2章 那須塩原市の高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者人口と世帯の状況

第2節 アンケート結果から見える現状と課題

第3節 第6期計画の検証

第2章

高齢者の急増に伴い、超高齢社会が到来し、要支援・要介護者は大幅に増加しています。また、家族形態の変化や高齢者のニーズも多様化しています。本章では「地域包括ケア見える化システム」をはじめとする様々なデータと各種のアンケートに基づいて、本市の高齢者を取り巻く現状の解説と第7期計画策定に向けた課題を整理します。

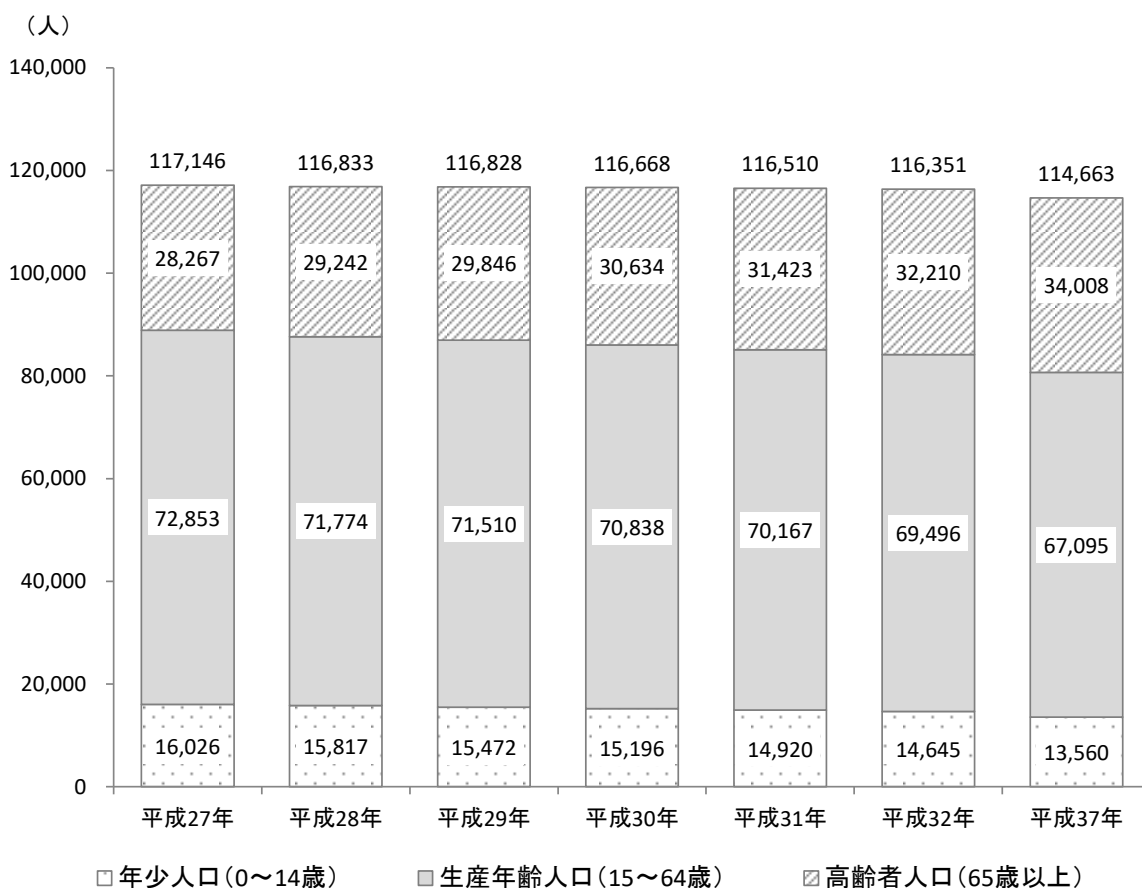
第1節 高齢者人口と世帯の状況

1 総人口の推移と将来推計

本市の人口はここ数年減少傾向にあり、平成29年10月1日現在において116,828人となります。その後も減少が進み、団塊の世代が全て75歳以上になる平成37年(2025年)には、平成29年から2,165人減少して114,663人になると推計されています。

年齢3区分別に見ると、0～14歳の人口、15～64歳の人口は共に、減少傾向が予測されるのに対して、65歳以上の人口は、増加傾向を示し、平成37年には34,008人となり、平成29年に対して、4,162人の増加が見込まれます。

【総人口の推移と将来推計】



(単位：人)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年	平成 37年
年少人口(0～14歳)	16,026	15,817	15,472	15,196	14,920	14,645	13,560
生産年齢人口(15～64歳)	72,853	71,774	71,510	70,838	70,167	69,496	67,095
高齢者人口(65歳以上)	28,267	29,242	29,846	30,634	31,423	32,210	34,008
総人口	117,146	116,833	116,828	116,668	116,510	116,351	114,663

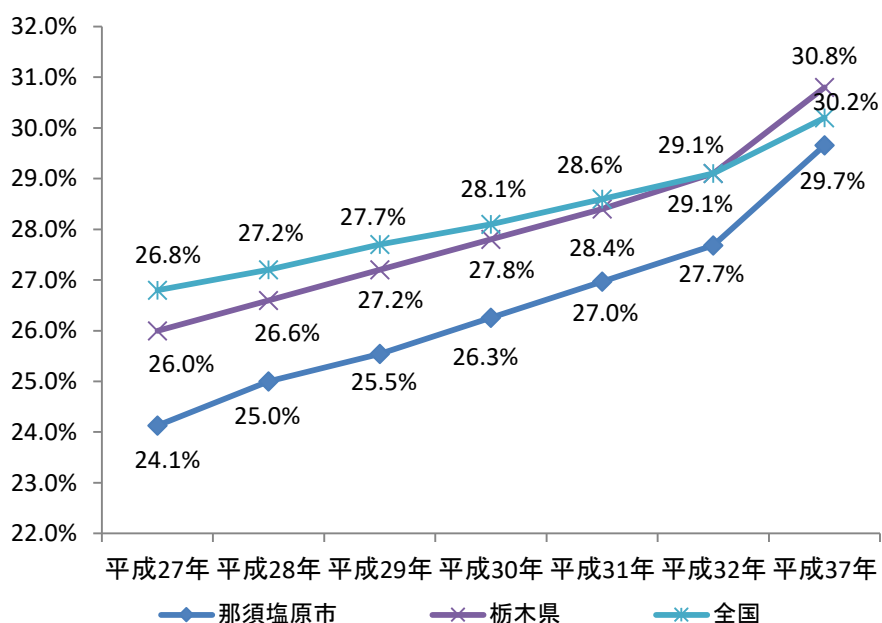


平成 27 年、平成 32 年、平成 37 年は、第 2 次那須塩原市総合計画「人口ビジョン」と整合性を図りました。

2 高齢化率と前期・後期高齢者の動向

高齢化率は平成 27 年には 24.1%でしたが、平成 37 年には 29.7%に上ることが予測されており、人口の約 3.3 人に 1 人は高齢者となることが示されています。

【高齢化率の推移と将来推計 県・全国平均比較】

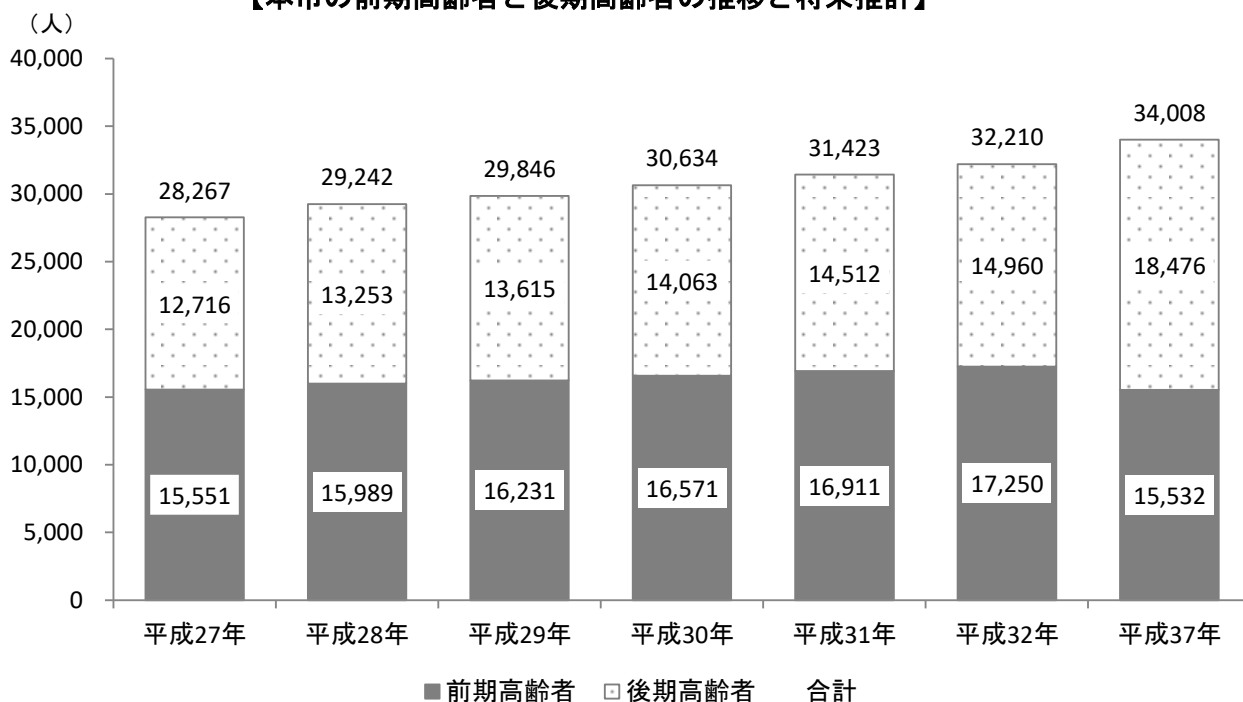


高齢化率とは、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合です。

高齢化率の計算：本市は、「総人口の推移と将来推計」から 65 歳以上の人口を総人口で割りました。県と全国は、総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口において用いられた生残率、純移動率、女性子ども比、0 歳～4 歳性別比を用いて推計された総人口で 65 歳以上の人口を割りました。

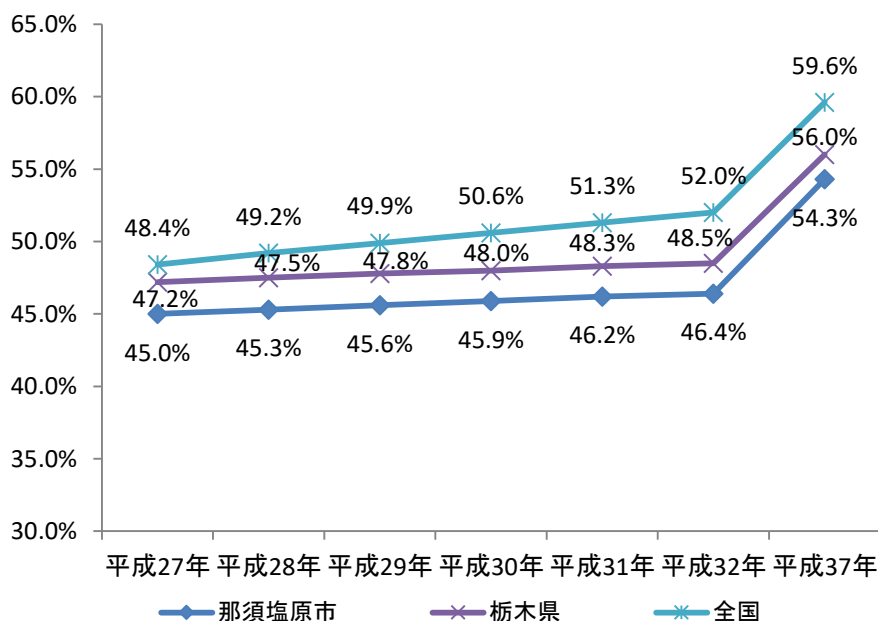
高齢者数の推移を見ると、本計画の期間内及び平成37年において、後期高齢者の人口の増加は顕著で、平成27年の12,716人に対して、平成32年は14,960人と、2,244人の増加、平成37年には18,476人と、5,760人の増加が見込まれており、今後の介護保険事業の運営、また高齢者福祉の財政負担の増加が懸念されます。


【本市の前期高齢者と後期高齢者の推移と将来推計】



後期高齢者の割合を県・全国平均と比較すると、共に増加傾向にはありますが、本市の後期高齢者の割合は、平成37年まで県・全国平均を下回るものと推計されます。

【後期高齢者割合の推移と将来推計 県・全国平均比較】





前期高齢者とは、65歳から74歳までの人です。
 後期高齢者とは、75歳以上の人です。
 本市、県・全国平均の前期・後期高齢者は、高齢化率と同様の方法で算出しました。

3 世帯の状況 県・全国平均比較

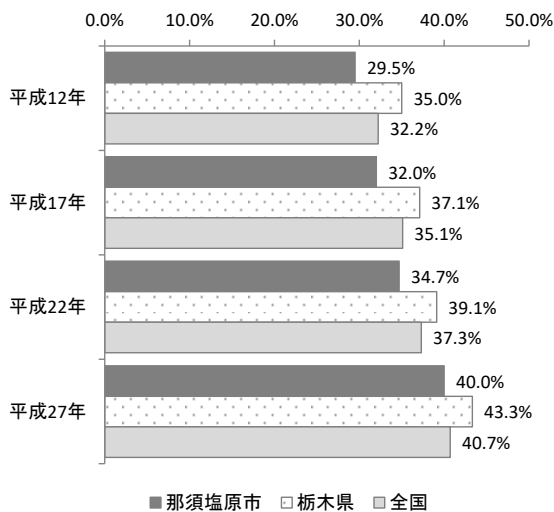
高齢者のいる世帯、高齢者の一人暮らし世帯の割合は、県・全国平均と比較すると各々下回っていますが、高齢者人口の増加に伴いその割合は増加しています。

本市の高齢者のいる世帯は、平成12年の国勢調査では29.5%でしたが、平成27年では40.0%を示しています。

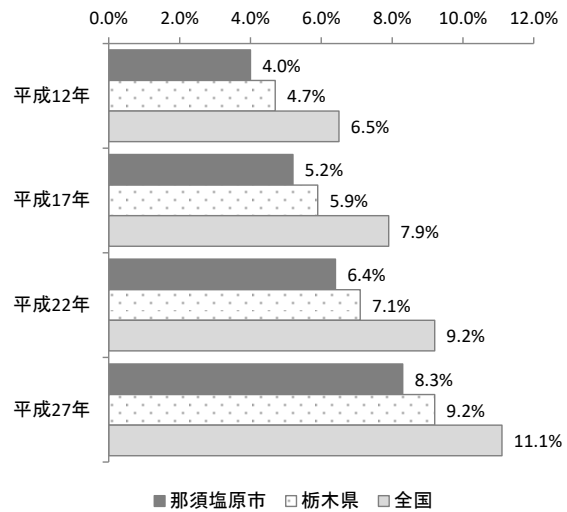
高齢者の一人暮らし世帯は、平成12年の国勢調査では4.0%でしたが、平成27年には約2倍となり8.3%でした。

高齢者夫婦のみの世帯の割合は、高齢者のいる世帯、一人暮らし世帯の割合同様、県・全国平均を下回っていますが、急増化しており、平成12年の国勢調査では3.9%でしたが、平成27年では8.3%を示しています。

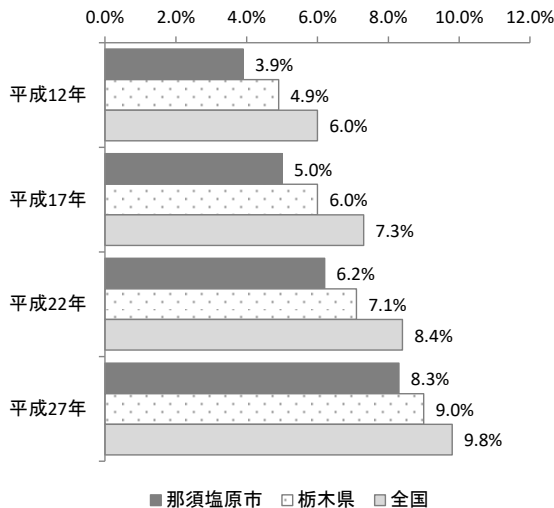
【高齢者のいる世帯】



【高齢者の一人暮らし世帯数】



【高齢者夫婦のみの世帯】



■那須塩原市

年度	区分	一般世帯数	65歳以上世帯員の いる一般世帯		一人暮らし 65歳以上世帯		高齢夫婦世帯	
			世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H12	黒磯市	19,208	5,635	29.3	743	3.9	714	3.7
	西那須野町	14,932	3,893	26.1	546	3.7	540	3.6
	塩原町	2,953	1,402	47.5	210	7.1	179	6.1
	合計	37,093	10,930	29.5	1,499	4.0	1,433	3.9
H17	那須塩原市	40,826	13,079	32.0	2,143	5.2	2,023	5.0
H22	那須塩原市	44,545	15,442	34.7	2,870	6.4	2,779	6.2
H27	那須塩原市	45,540	18,198	40.0	3,767	8.3	3,800	8.3

■栃木県

年度	一般世帯数	65歳以上世帯員の いる一般世帯		一人暮らし 65歳以上世帯		高齢夫婦世帯	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H12	665,934	232,762	35.0	31,206	4.7	32,798	4.9
H17	705,206	261,737	37.1	41,400	5.9	42,353	6.0
H22	744,193	291,165	39.1	52,870	7.1	53,040	7.1
H27	761,863	330,196	43.3	69,790	9.2	68,288	9.0

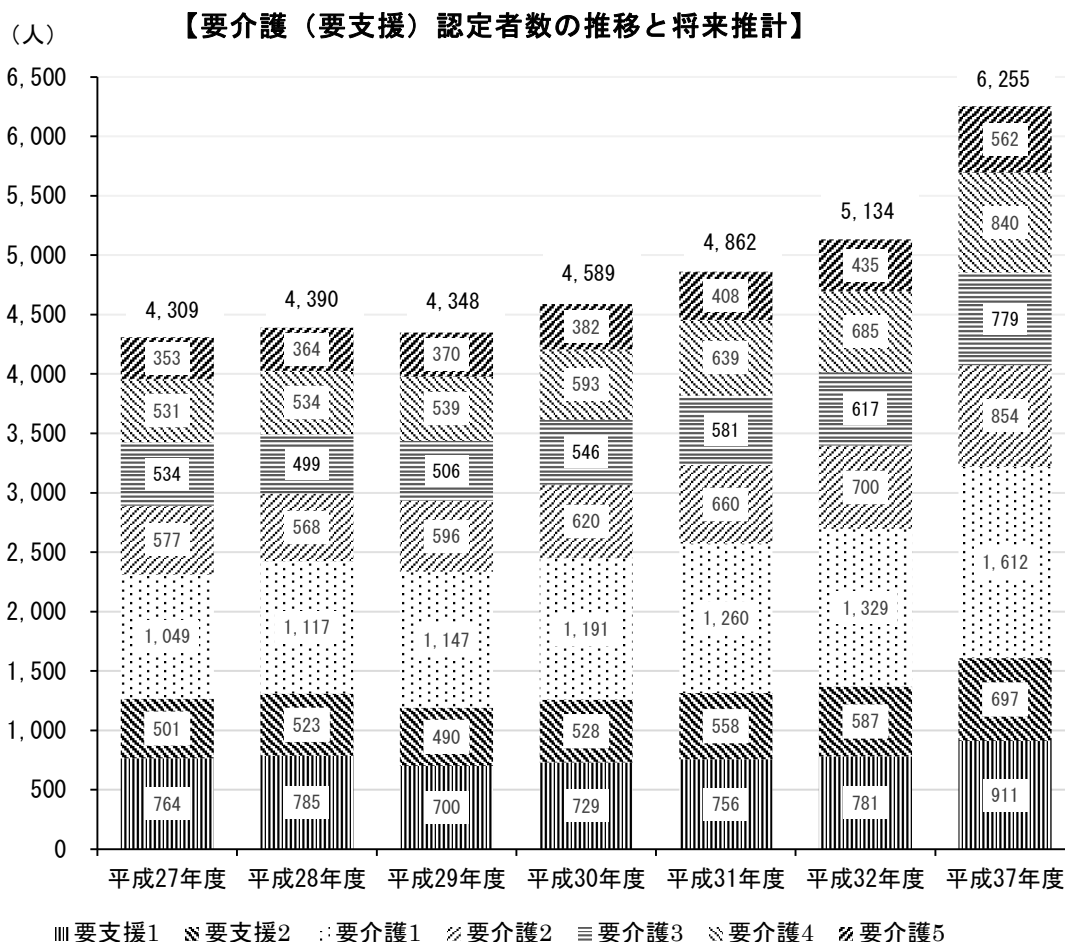
■全 国

年度	一般世帯数	65歳以上世帯員の いる一般世帯		一人暮らし 65歳以上世帯		高齢夫婦世帯	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H12	46,782,383	15,044,608	32.2	3,032,140	6.5	2,826,806	6.0
H17	49,062,530	17,204,473	35.1	3,864,778	7.9	3,583,526	7.3
H22	51,842,307	19,337,687	37.3	4,790,768	9.2	4,339,235	8.4
H27	53,331,797	21,713,308	40.7	5,927,686	11.1	5,247,936	9.8

出典：国勢調査

4 要介護（要支援）認定者数の推移と将来推計

要介護（要支援）認定者数の推移は微増傾向を示しています。第7期計画期間である平成30～32年は要介護3・4の認定者は減少傾向にありますが、要支援1・2、要介護1の認定者は増加傾向にあると推計されます。



要介護（要支援）認定者数の計算は、平成27～29年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月報告分からの実績値です。平成30年以降は実績値と第1・2号被保険者数の人数を勘案して推計しました。

第2節 アンケート結果から見える現状と課題

平成30年度から32年度までを計画期間とする「第7期那須塩原市高齢者福祉計画」を策定する基礎調査として、アンケート調査を実施しました。

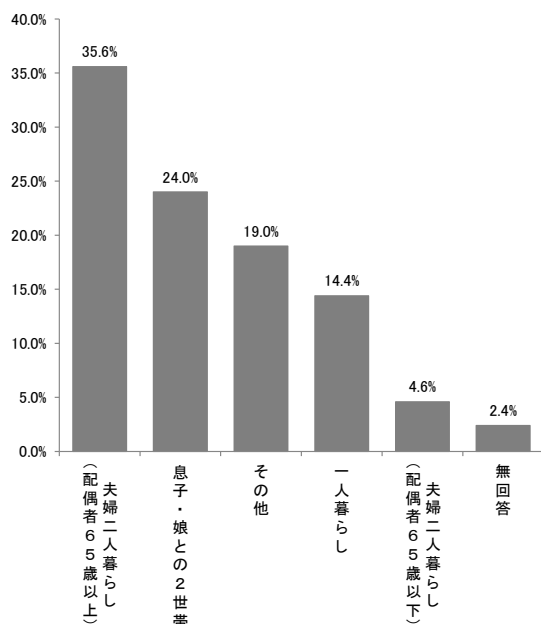
1 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

- ・対象者：市内在住、平成28年12月1日現在、要介護認定を受けていない65歳以上の一般高齢者と要支援認定者
- ・調査方法：アンケート用紙を郵送により配布及び回収
- ・調査期間：平成29年1月23日～2月6日
- ・調査目的：市内在住の一般高齢者、要支援認定者の健康状態、生活状況、地域での活動や助け合い等社会生活の現状を把握するためにアンケートを実施

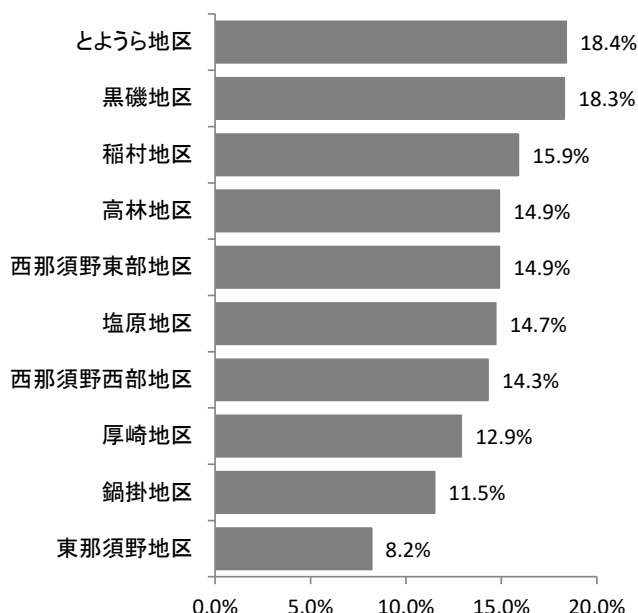
	配布数	回収数	回収率
一般高齢者	4,774票	3,053票	64.0%
要支援認定者	226票	138票	61.1%
無効票	—	38票	0.8%
合計	5,000票	3,229票	64.6%

(1) 回答者の家族形態

◆家族構成を教えてください(図1)



◆一人暮らしの回答(日常生活圏域別)(図2)

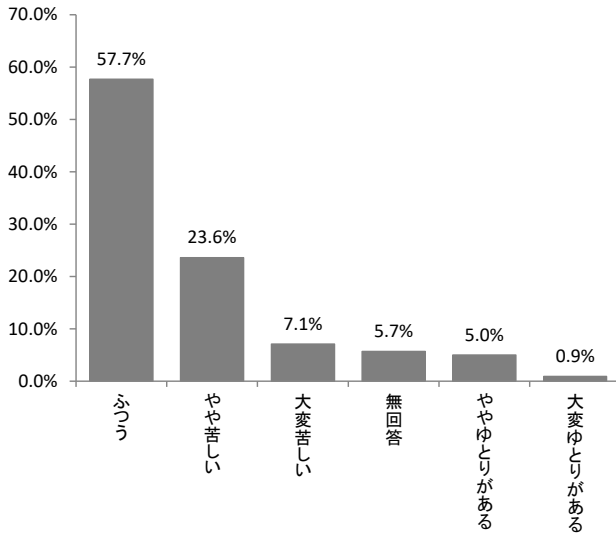


回答者の家族形態は「夫婦二人暮らし(配偶者65歳以上)」が最も多く全体の35.6%、一人暮らしは14.4%でした。

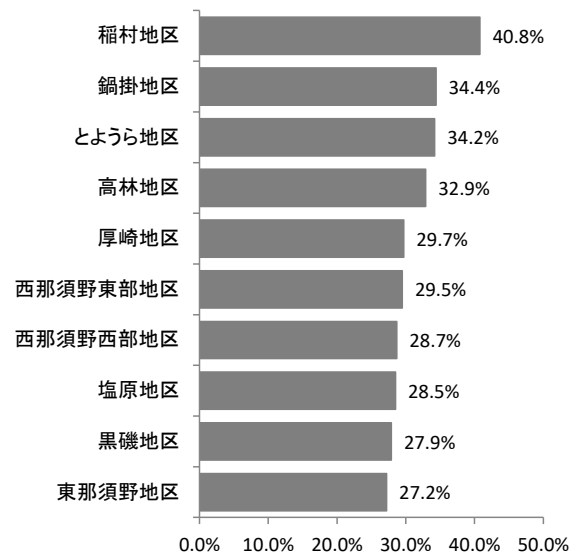
一人暮らしの割合を日常生活圏域別に見ると、「とよら地区」の割合が最も多く18.4%、次いで「黒磯地区」が18.3%でした。

(2) 生活の状況について

◆現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか（図3）



◆現在の暮らしの状況を経済的にみて「ゆとり無し（大変苦しい+やや苦しい）」と回答した方（日常生活圏域別）（図4）

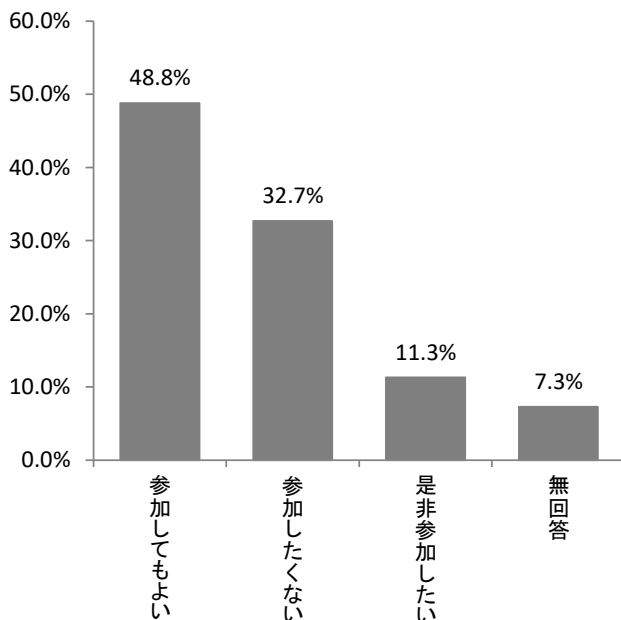


現在の暮らしの状況では「ふつう」と回答した方の割合が最も多く 57.7%でした。次いで「やや苦しい」が 23.6%でした。第 6 期計画策定時の調査でも同様の質問があり、前回は「やや苦しい」と回答した方の割合が最も高く 42.8%でした。

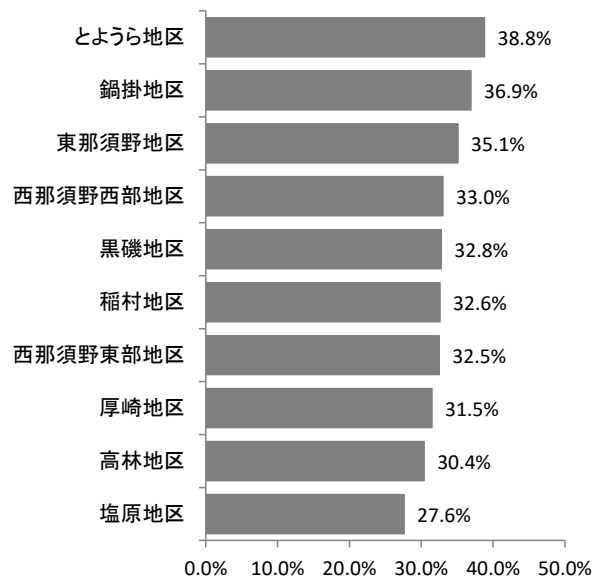
生活の状況について「ゆとり無し（大変苦しい+やや苦しい）」と回答した方の割合を日常生活圏域別に見ると、「稲村地区」が最も多く 40.8%、次いで「鍋掛地区」で 34.4%でした。

(3) 地域での活動について

◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか (図5)



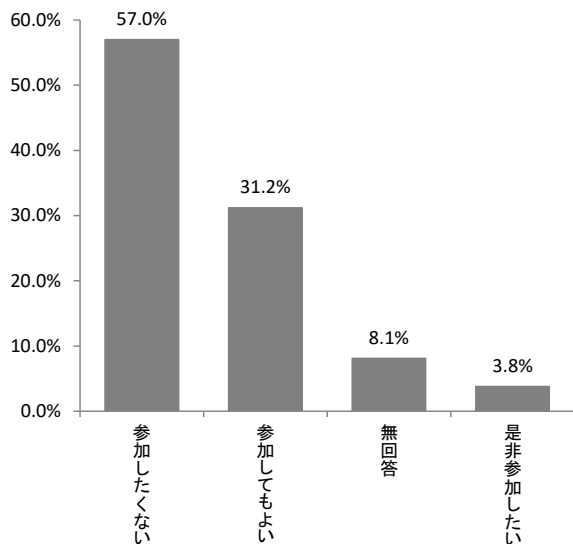
◆活動に「参加したくない」と回答した方 (日常生活圏域別) (図6)



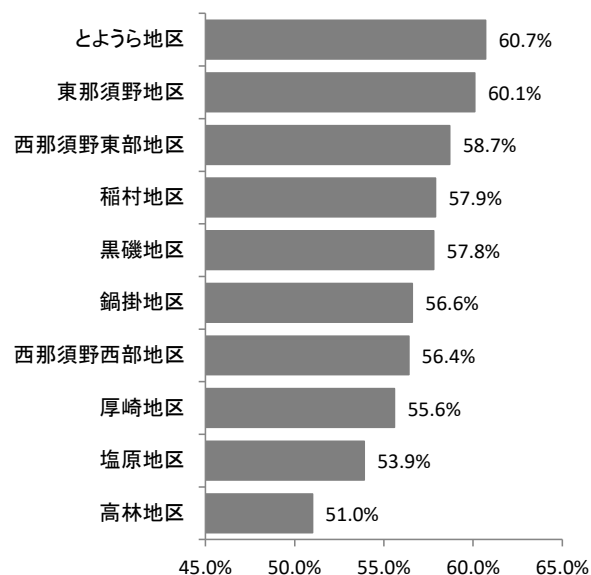
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加者として参加する意向は「参加してもよい」が最も多く 48.8%、「参加したくない」が 32.7%でした。

有志によるグループ活動に参加者として「参加したくない」と回答した方を日常生活圏域別で見ると、「とよら地区」の割合が最も多く 38.8%、次いで「鍋掛地区」36.9%、「東那須野地区」で 35.1%でした。

◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたらあなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか（図7）



◆有志によるグループ活動に企画・運営（お世話役）として「参加したくない」と回答した方（日常生活圏域別）（図8）



有志によるグループ活動に企画・運営（お世話役）としての参加意向は、「参加したくない」が57.0%で最も多く、「参加してもよい」は31.2%でした。

有志によるグループ活動に企画・運営（お世話役）として「参加したくない」と回答した方を日常生活圏域別で見ると、「とよら地区」の割合が最も多く60.7%、次いで「東那須野地区」が60.1%でした。

(4) 助け合いについて

◆困ったときに助けてくれる人、あげる人（全体）（表1）

	あなたの 心配事や愚痴を 聞いてくれる人	あなたが 心配事や愚痴を 聞いてあげる人	あなたが病気で 数日間 寝込んだときに、 看病や世話をし てくれる人	あなたが看病や 世話をし てあげる人
配偶者	53.1%	49.5%	60.8%	59.2%
同居の子ども	23.9%	20.8%	32.3%	25.7%
別居の子ども	36.4%	35.2%	34.1%	27.5%
兄弟姉妹・親戚・親・孫	36.1%	38.7%	20.5%	29.1%
近隣	14.8%	18.7%	0.4%	5.2%
友人	42.6%	45.4%	7.3%	9.6%
その他	2.7%	2.1%	2.4%	2.5%
そのような人はいない	4.3%	6.5%	5.2%	10.7%
無回答	4.5%	5.9%	3.7%	8.2%

「心配事や愚痴を聞いてあげる人（聞いてくれる人）」、「看病や世話をしてくれる人（あげる人）」は、配偶者や子ども、兄弟姉妹などの近親者での助け合いの回答が多く、近隣との助け合いは少なくなっています。

◆困ったときに助けてくれる人、あげる人 「そのような人はいない」人（日常生活圏域別）（表2）

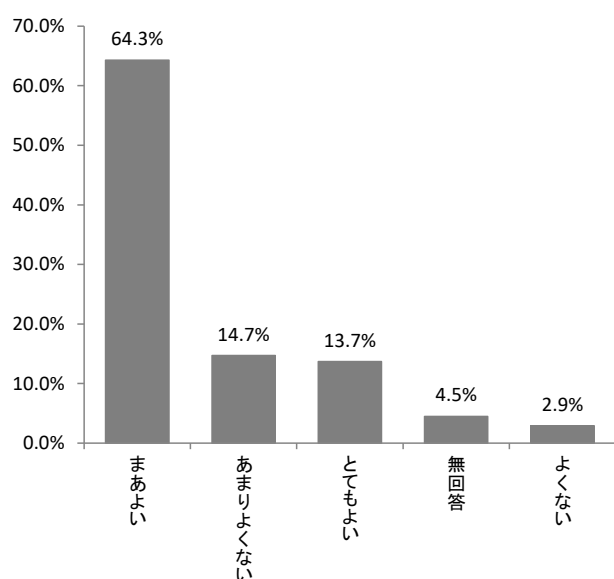
	あなたの 心配事や愚痴を 聞いてくれる人	あなたが 心配事や愚痴を 聞いてあげる人	あなたが病気で 数日間 寝込んだときに、 看病や世話をし てくれる人	あなたが看病や 世話をし てあげる人
黒磯地区	4.4%	7.2%	6.4%	11.6%
厚崎地区	4.4%	6.5%	4.7%	9.4%
とよら地区	5.1%	5.1%	7.7%	11.7%
稲村地区	6.5%	8.8%	5.9%	11.8%
東那須野地区	3.1%	6.2%	4.1%	10.3%
高林地区	2.6%	5.7%	3.6%	11.9%
鍋掛地区	1.6%	6.6%	4.9%	11.5%
西那須野東部地区	5.0%	7.1%	6.7%	11.9%
西那須野西部地区	3.4%	4.8%	4.4%	8.9%
塩原地区	5.3%	7.5%	4.1%	11.2%
無回答	4.5%	5.9%	3.7%	8.2%

「心配事や愚痴を聞いてあげる人（聞いてくれる人）」、「看病や世話をしてくれる人（あげる人）」について「そのような人はいない」の回答を日常生活圏域別で見ると、「心配事や愚痴を聞いてくれる人はいない」の割合が最も高いのは、「稲村地区」で6.5%でした。「心配事や愚痴を聞いてあげる人はいない」も「稲村地区」で8.8%です。「看病や世話をしてくれる人がいない」は「とようら地区」で7.7%です。「看病や世話をしてあげる人がいない」は「高林地区」と「西那須野東部地区」で共に11.9%でした。

（5）健康状態について

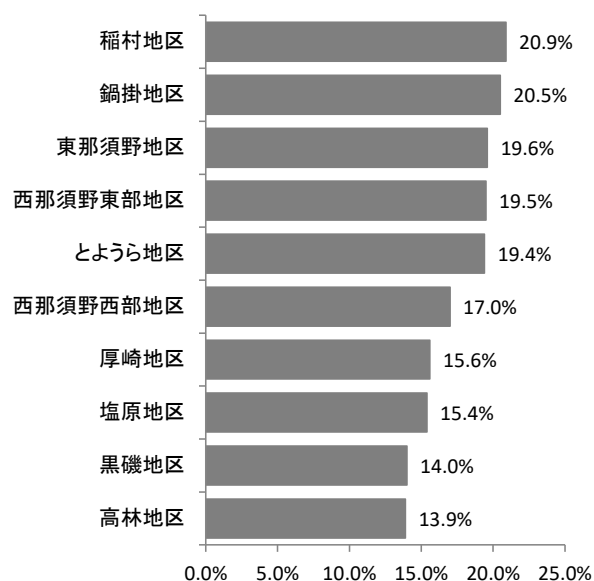
◆現在のあなたの健康状態はいかがですか

（図9）



◆本人の健康状態 よくない（あまりよくない+よくない）（日常生活圏域別）

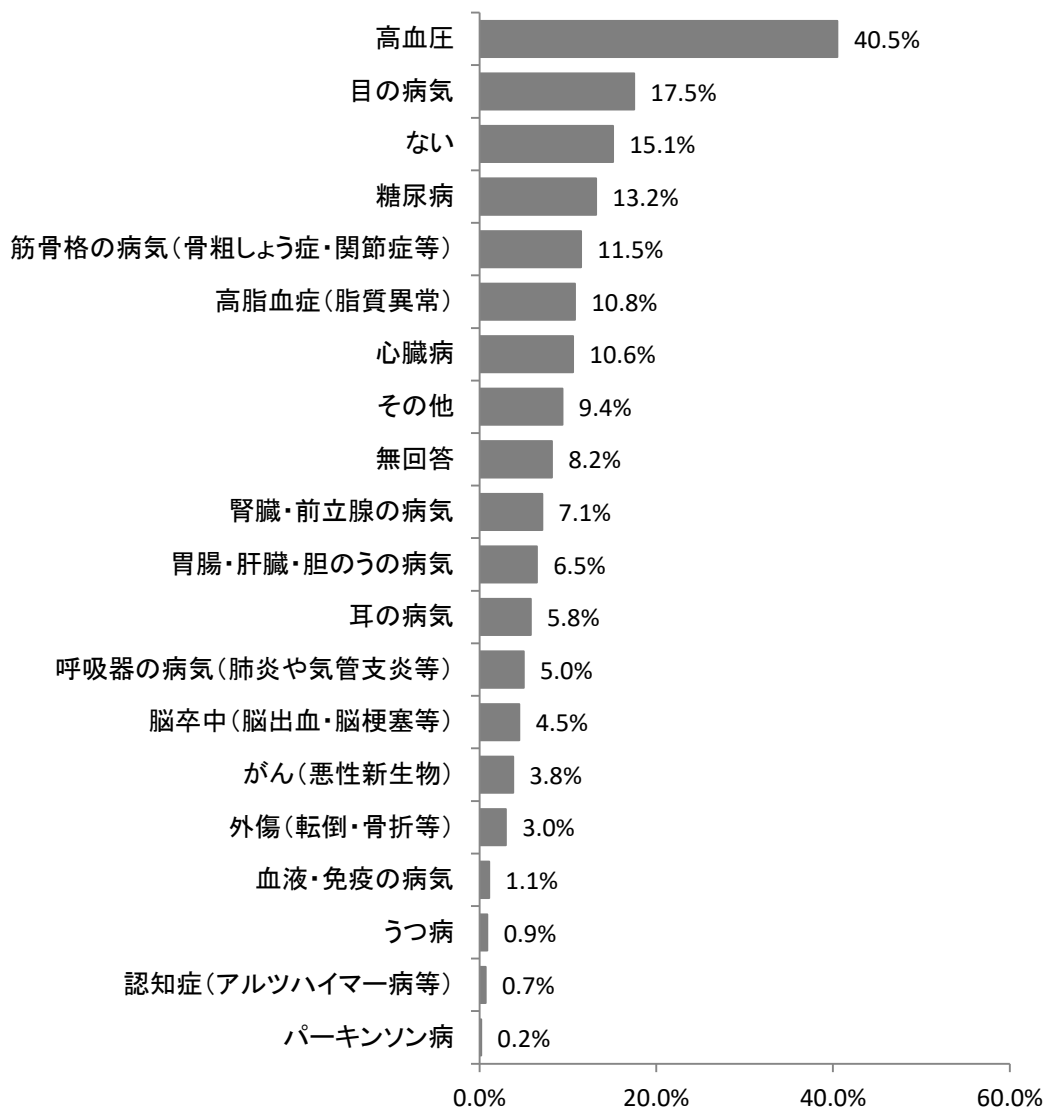
（図10）



本人の健康状態は全体では、「まあよい」が最も多く64.3%でした。「あまりよくない」は14.7%で、「とてもよい」の13.7%を上回っています。

健康状態が「よくない」（あまりよくない+よくない）の回答の割合を日常生活圏域別で見ると、「稲村地区」の割合が最も多く20.9%、次いで「鍋掛地区」が20.5%でした。

◆現在治療中、又は後遺症のある病気はありますか（図 11）



現在治療中、又は後遺症のある病気は「高血圧」の割合が最も多く 40.5%でした。「ない」は 15.1%でした。

(6) 介護予防のための生活機能訓練判定の結果

◆介護予防のための生活機能判定に用いた設問

項目	判定に用いた設問
運動器	①階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
	②椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか
	③15分位続けて歩いていますか
	④過去1年間に転んだ経験がありますか
	⑤転倒に対する不安は大きいですか
栄養	⑥身長と体重
	⑦6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか
口腔	⑧半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
	⑨お茶や汁物などでむせることがありますか
	⑩口の渇きが気になりますか
虚弱	①～⑩
	⑪週に1回以上は外出していますか
	⑫昨年と比べて外出の回数が減っていますか
	⑬物忘れが多いと感じますか
	⑭自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
	⑮今日が何月何日か分からないときがありますか
	⑯バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）
	⑰自分で食品・日用品の買物をしていますか
	⑱自分で預貯金の出入れをしていますか
	⑲友人の家を訪ねていますか
⑳家族や友人の相談にのっていますか	
認知症予防	⑬物忘れが多いと感じますか
閉じこもり予防	⑪週に1回以上は外出していますか
うつ予防	㉑この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか
	㉒この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか

(表3)

		運動器	栄養	口腔	虚弱	認知症 予防	閉じこもり 予防	うつ予防
全体		16.3%	1.0%	23.7%	10.7%	45.9%	18.2%	39.4%
性別	男性	10.3%	0.9%	21.7%	8.1%	42.5%	14.7%	35.4%
	女性	19.5%	1.0%	25.3%	12.9%	48.7%	21.2%	42.8%
日常生活 圏域別	黒磯地区	14.3%	2.0%	19.7%	6.6%	42.8%	19.0%	34.9%
	厚崎地区	12.8%	0.6%	23.7%	9.9%	45.4%	14.8%	38.8%
	とよら地区	14.4%	0.5%	25.5%	13.0%	44.4%	19.5%	44.2%
	稲村地区	16.6%	1.8%	23.5%	10.3%	45.8%	14.8%	40.7%
	東那須野地区	14.9%	1.1%	23.3%	9.5%	52.3%	17.8%	41.7%
	高林地区	16.7%	0.5%	21.1%	11.8%	52.1%	23.9%	45.0%
	鍋掛地区	17.9%	0.0%	30.5%	12.5%	47.9%	27.7%	35.3%
	西那須野東部地区	14.9%	1.3%	21.9%	11.2%	42.3%	15.8%	39.1%
	西那須野西部地区	15.4%	0.6%	24.3%	11.4%	44.2%	15.4%	36.8%
	塩原地区	16.7%	0.6%	26.9%	11.8%	48.2%	26.9%	36.8%

介護予防のための生活機能訓練判定結果7項目に対して「該当」と評価された項目を全体で見ると割合が最も多いのは、「認知症予防」45.9%、次いで「うつ予防」39.4%でした。

圏域別のそれぞれの項目で「該当」と評価された割合が最も多いのは「運動器」は「鍋掛地区」で17.9%、「栄養」は「黒磯地区」で2.0%、「口腔」は「鍋掛地区」で30.5%、「虚弱」は「とよら地区」で13.0%、「認知症予防」は「東那須野地区」で52.3%、「閉じこもり予防」は「鍋掛地区」で27.7%、「うつ予防」は「高林地区」で45.0%でした。

◆半年前と比べて固いものが食べにくくなりましたか(表4)

(単位:人)

年齢	はい	いいえ	無回答
65歳～69歳	26.0	71.6	2.4
70歳～74歳	31.4	66.6	2.0
75歳～79歳	33.9	63.7	2.4
80歳～84歳	44.4	50.6	4.9
85歳～89歳	49.0	46.2	4.8
90歳以上	53.3	43.3	3.3

半年前と比べて固いものが食べにくくなったかについては、65歳～69歳では、「食べにくくなった(はい)」は26.0%ですが、年齢が上がるに連れて多くなり、90歳以上では53.3%でした。

◆週に1回以上外出をしていますか（表5）

（単位：％）

性別	ほとんど外出しない	週1回	週2～4回	週5回以上	無回答
男性	4.5	9.9	40.9	43.2	1.5
女性	5.2	15.7	47.2	30.2	1.7

◆昨年に比べて外出の回数が減っていますか（表6）

（単位：％）

性別	とても減っている	減っている	あまり減っていない	減っていない	無回答
男性	2.1	15.6	30.7	49.9	1.8
女性	2.8	21.7	33.2	40.5	1.7

週に1回以上外出をしているかについては、「ほとんど外出しない」と「週1回」を合わせると、女性は20.9％と男性の14.4％と比べ多くなっています。また、昨年に比べて外出の回数が減っているかについても、「とても減っている」と「減っている」を合わせると、女性は24.5％と男性の17.7％と比べ多くなっています。

◆自分でしていますか（表7）

（単位：％）

項目	性別	できるし、している	できるけどしていない	できない	無回答
食品・日用品の買物	男性	77.0	16.6	3.0	3.4
	女性	86.5	7.2	4.3	2.1
食事の用意	男性	47.8	40.2	9.0	3.1
	女性	88.0	7.1	2.8	2.1
請求書の支払	男性	73.0	21.6	3.4	2.0
	女性	87.0	7.8	3.4	1.9
預貯金のおし入れ	男性	71.3	22.4	4.7	1.6
	女性	86.9	8.0	3.6	1.5

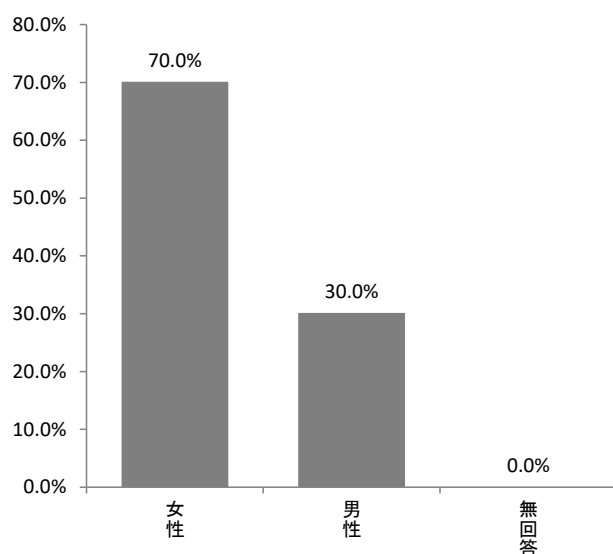
各項目について、自分でしているかについては、女性では各項目とも「できるし、している」が85％以上と多くなっていますが、男性では70％台で、「食事の用意」については47.8％にとどまっています。また、男性は「できるけどしていない」が、女性と比べ非常に多く、特に「食事の用意」については、約40％に達しています。

2 在宅介護実態調査

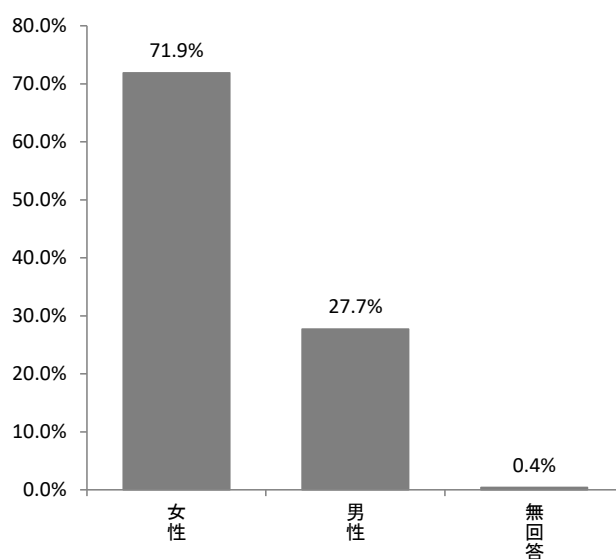
- ・対象者：市内の在宅で生活している要支援・要介護者のうち、要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請をしている人（600人）
- ・調査方法：認定調査員による聞取調査
- ・調査期間：平成28年11月24日～平成29年3月31日
- ・調査目的：市内在住の要支援又は要介護認定者を対象に、在宅介護の状況や介護者の就労状況等を把握するために聞取調査を実施

（1）本人と主な介護者の属性

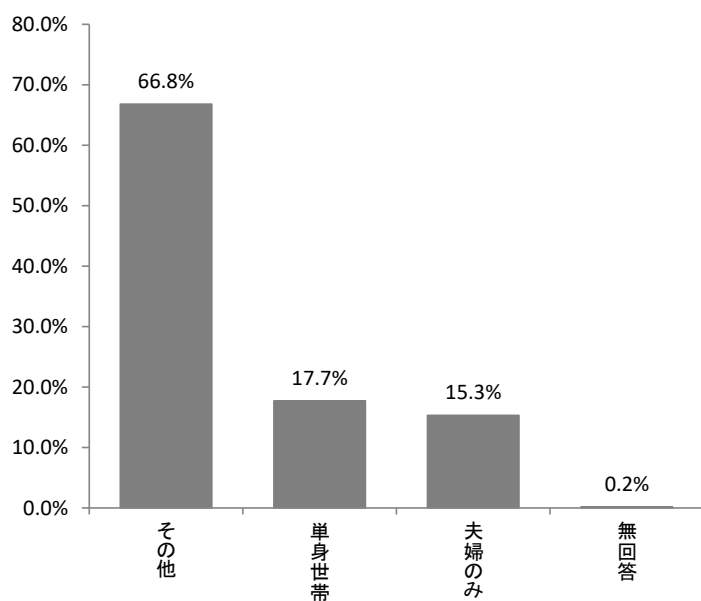
◆本人の性別（図12）



◆介護者の性別（図13）

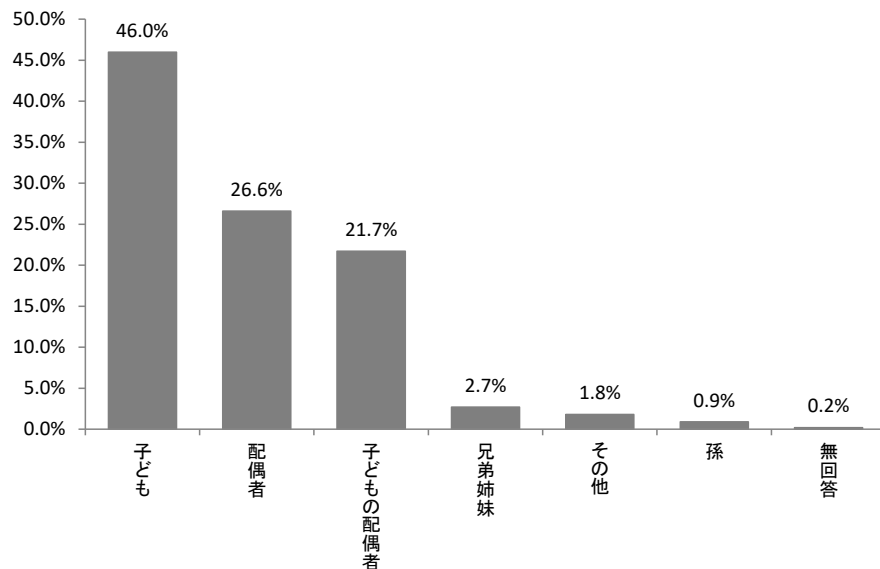


◆世帯形態（図14）



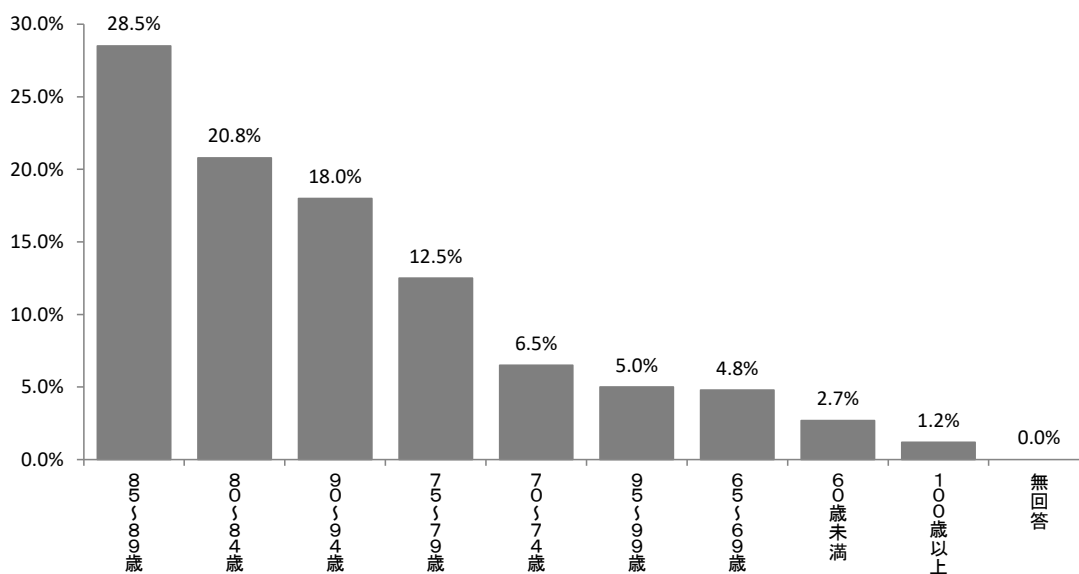
回答者の世帯形態は、「その他」の割合が最も多く 66.8%でした。介護者の性別は「女性」で 71.9%でした。

◆本人と介護者の関係（図 15）



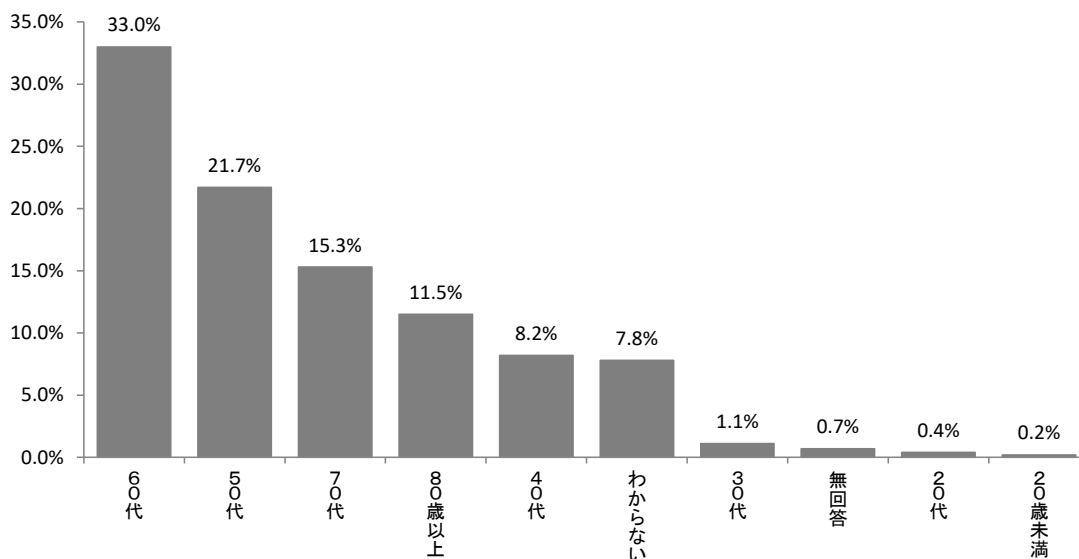
本人と介護者の関係は、「子ども」の割合が最も多く 46.0%、次いで「配偶者」26.6%でした。

◆本人の年齢（図 16）



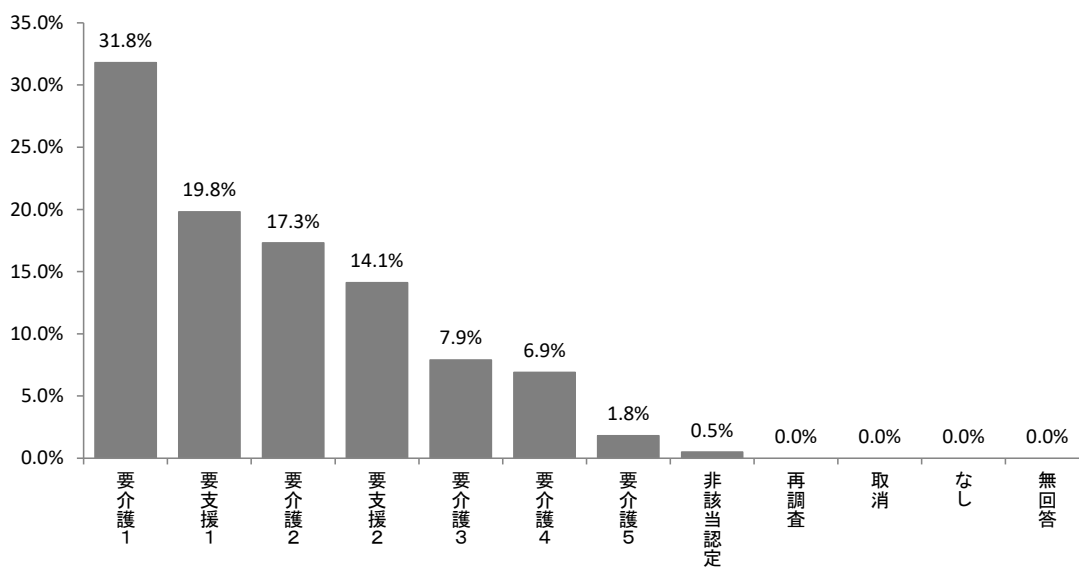
本人の年齢は、「85～89歳」の割合が最も多く 28.5%でした。

◆介護者の年代（図 17）



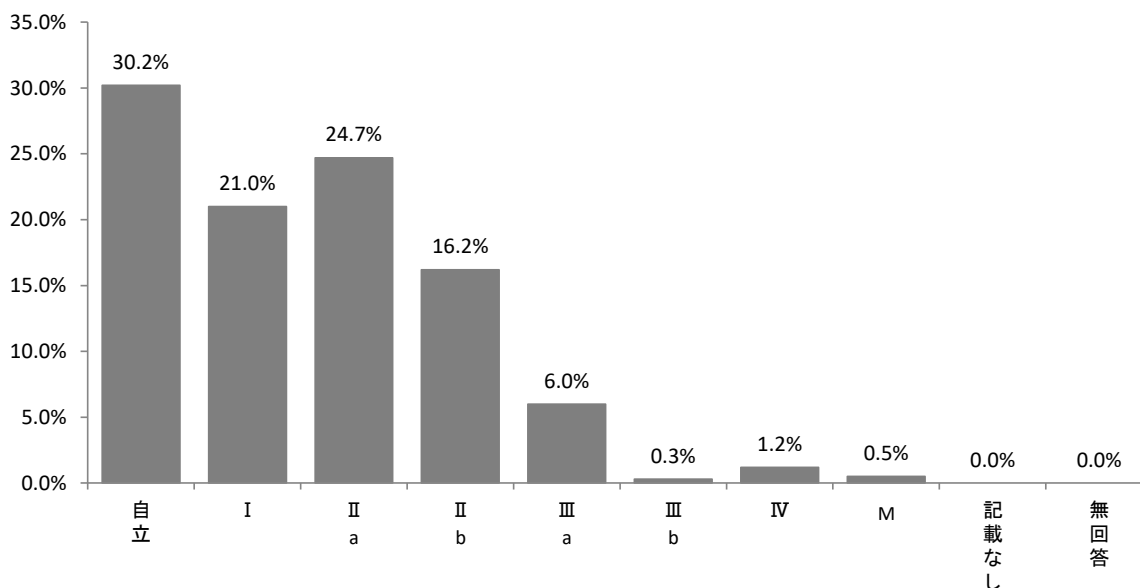
介護者の年代は、「60代」の割合が最も多く 33.0%、次いで「50代」で 21.7%でした。

◆本人の要介護度（図 18）



本人の要介護度は、「要介護1」の割合が最も多く 31.8%でした。

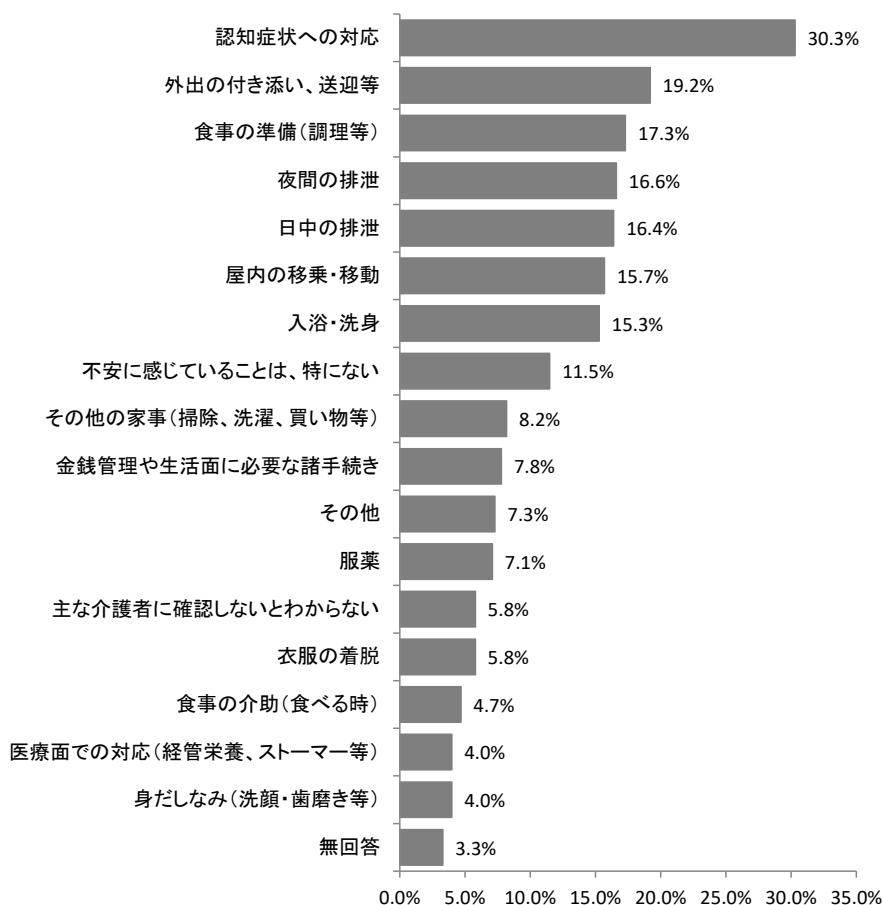
◆本人の認知症高齢者の日常生活自立度（図 19）



本人の認知症高齢者の日常生活自立度は、「自立」の割合が最も多く 30.2%でした。

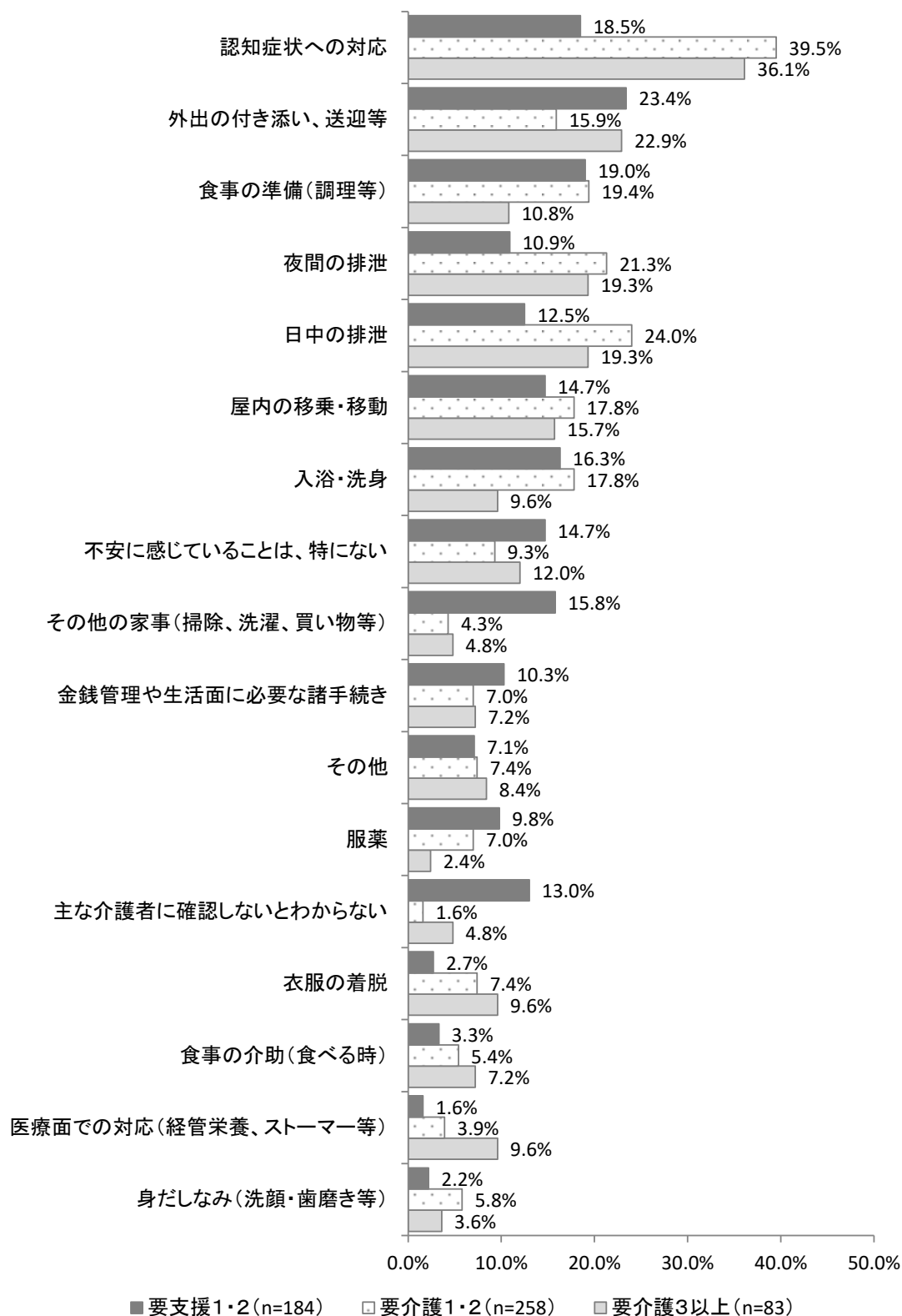
（2）今後の在宅生活の継続における不安な介護

◆不安な介護（図 20）



在宅生活を継続するために、主な介護者が不安に感じる介護は「認知症状への対応」の割合が最も多く 30.3%、次いで「外出の付添い、送迎等」で 19.2%でした。

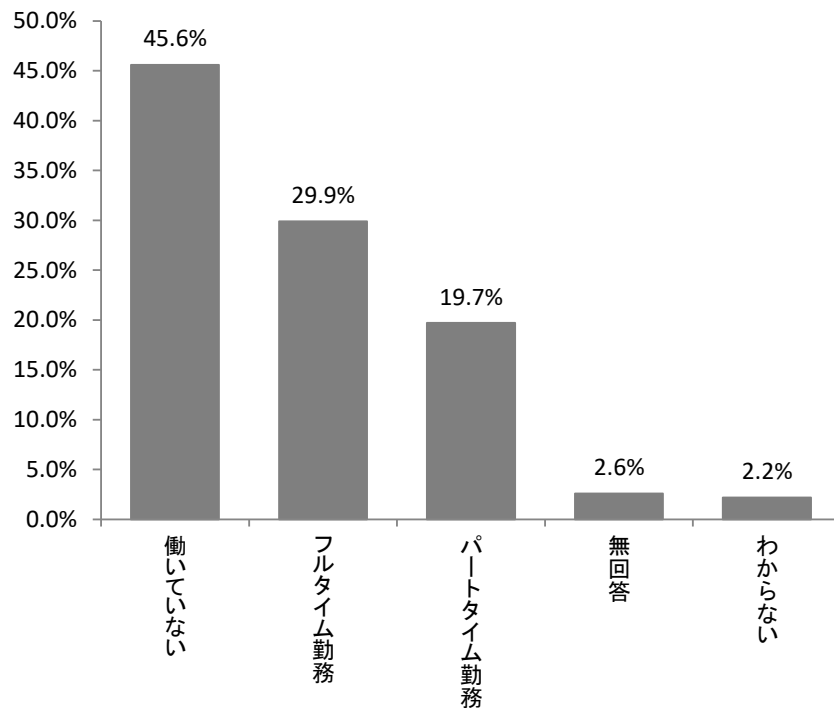
◆要介護度別・介護者が不安に感じる介護（図 21）



要介護度別では、「要支援1・2」では、「外出の付添い、送迎等」の割合が最も多く23.4%、次いで「食事の準備(調理等)」が19.0%でした。「認知症状への対応」については、「要支援1・2」で18.5%、「要介護1・2」で39.5%、「要介護3以上」で36.1%と要介護(要支援)度に関わらず、多くなりました。

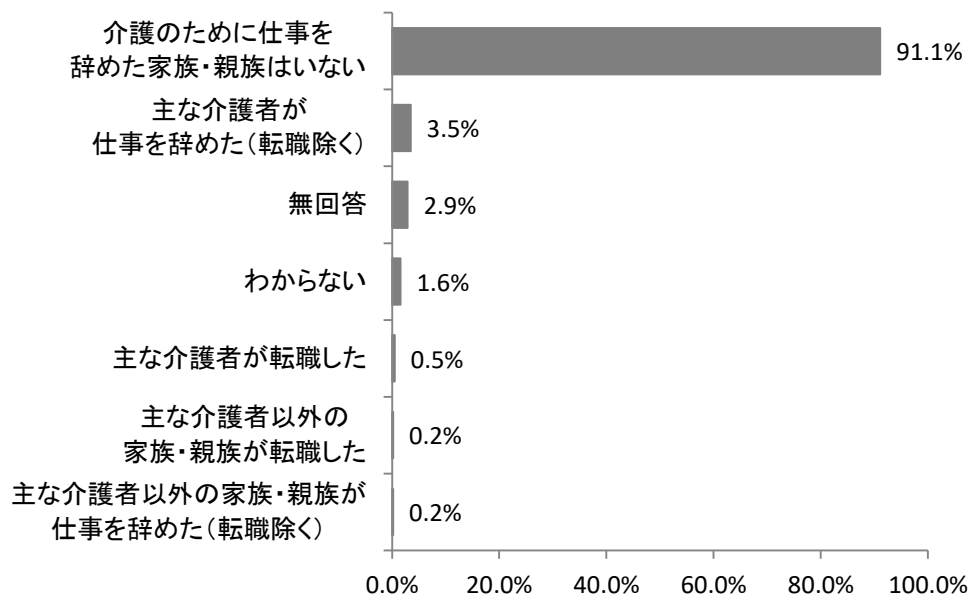
(3) 主な介護者の就労状況

◆主な介護者の就労状況 (図 22)



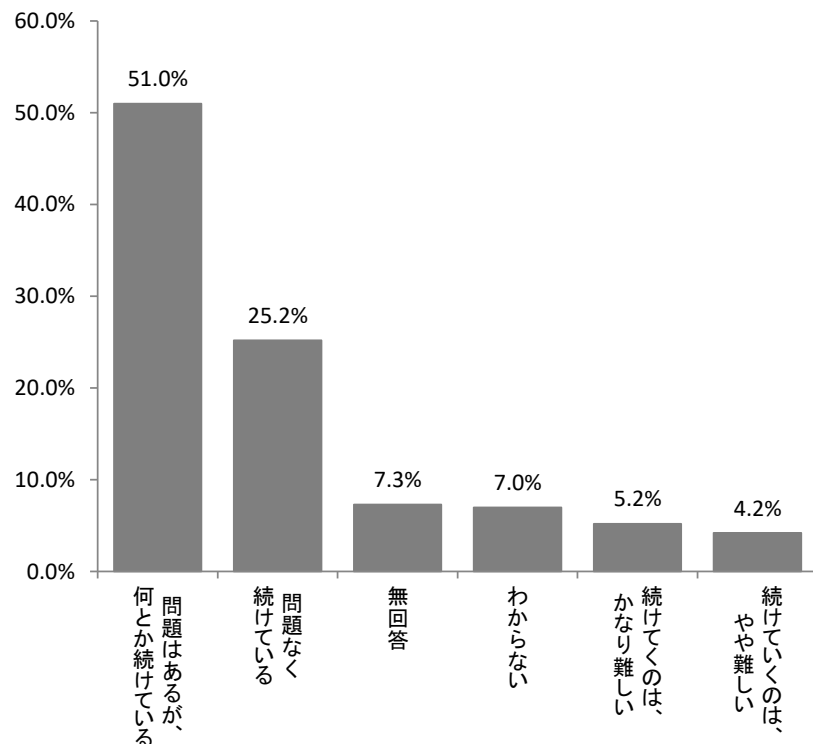
主な介護者の就労状況は、「働いていない」の回答の割合が最も多く 45.6%、次いで「フルタイム勤務」で 29.9%でした。

◆主な介護者の離職状況 (図 23)



主な介護者の離職状況は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が最も多く 91.1%でした。「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」の回答は 3.5%でした。

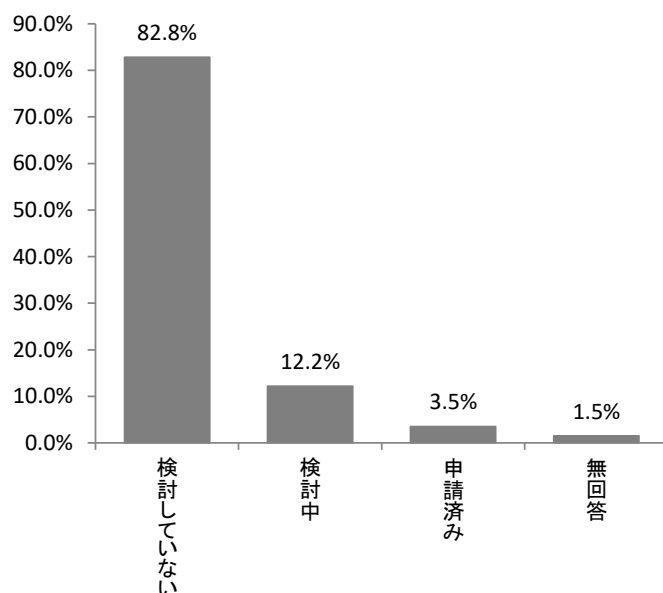
◆主な介護者の就労継続の状況（図 24）



主な介護者の就労継続の状況は「問題はあるが、何とか続けている」が最も多く 51.0%でした。次いで「問題なく続けている」が 25.2%でした。

（４）施設等への入所・入居の検討状況

◆施設等への入所・入居（図 25）



施設等への入所・入居の検討状況は、82.8%の人が「検討していない」と回答しています。

3 ケアマネジメントの実態に関するアンケート

- ・対象者：市内のケアマネジャー
- ・調査方法：アンケート用紙を郵送により配布及び回収
- ・調査期間：平成29年7月29日～8月10日
- ・調査目的：市内の介護支援専門員を対象に、ケアマネジメントの現況や医療機関との連携、充実が求められるべきサービスの状況等について、アンケートを実施

	配布数	回収数	回収率
ケアマネジャー	110票	90票	81.8%

(1) 業務への負担感

◆ケアマネジメント業務について、負担感の大きい業務を選び記入してください

(複数回答可) (表8)

(単位:人)

	介護予防支援 ケアマネジメント		介護支援 ケアマネジメント	
	人数	割合	人数	割合
利用者宅への初回訪問(重要事項説明・契約業務を含む)	9	10.0%	13	14.4%
利用者の状態像等に関するアセスメント	16	17.8%	22	24.4%
初回のケアプラン作成	37	41.1%	28	31.1%
ケアプランの利用者への交付	5	5.6%	4	4.4%
ケアプランのサービス担当者への交付	2	2.2%	3	3.3%
ケアプラン内容のモニタリング	6	6.7%	9	10.0%
利用者宅への月1回(介護予防は3か月に1回)以上の訪問	5	5.6%	11	12.2%
1か月に1回のモニタリング結果の記録	8	8.9%	18	20.0%
サービス担当者会議の開催	23	25.6%	32	35.6%
サービス担当者会議に代わるサービス担当者への専門的な意見の照会	9	10.0%	15	16.7%
サービス導入のための事業所さがし・調整	23	25.6%	20	22.2%
インフォーマルなサービス導入のための事業所さがし	34	37.8%	39	43.3%
サービス提供事業所との日常的な連絡・調整	4	4.4%	6	6.7%
目標の達成状況の評価	9	10.0%	9	10.0%
給付管理業務(実績確認、サービス提供票の送付など)	4	4.4%	12	13.3%
医療機関・主治医との連絡調整	24	26.7%	36	40.0%
市町村との相談・連携	6	6.7%	9	10.0%
地域包括支援センターとの連携	11	12.2%	6	6.7%
24時間体制による緊急対応	8	8.9%	20	22.2%
制度の変更に伴う情報等について利用者への説明	32	35.6%	37	41.1%
指導・監査等に対応するための諸準備	15	16.7%	35	38.9%
介護サービス情報公表制度への対応	6	6.7%	14	15.6%
その他	3	3.3%	4	4.4%

介護予防支援マネジメントで最も業務の負担を感じる事項は、「初回のケアプラン作成」の割合が最も多く41.1%、次いで「インフォーマルなサービス導入のための事業所さがし」で37.8%でした。

介護支援ケアマネジメントで最も業務の負担を感じる事項は、「インフォーマルなサービス導入のための事業所さがし」の割合が最も多く43.3%、次いで「制度の変更に伴う情報等について利用者への説明」が41.1%でした。

(2) 専門職と関係機関との連携状況

◆ケアマネジメント業務を行う上で、他の専門職や機関等との連携の状況についてあてはまる数字を選んでください(表9)

十分である 十分でない

(単位:人)

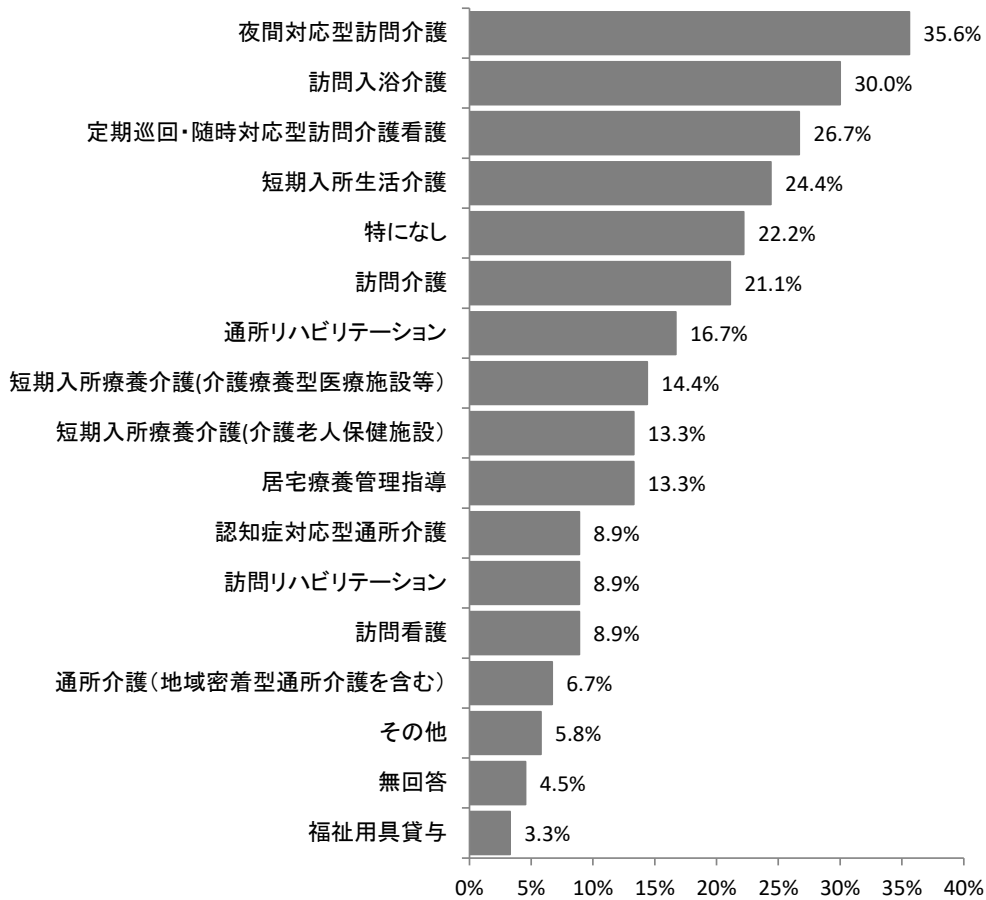
	4		3		2		1		無回答	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
医師	5	5.6%	19	21.1%	42	46.7%	21	23.2%	3	3.3%
歯科医師	2	2.2%	7	7.8%	21	23.3%	54	60.0%	6	6.7%
歯科衛生士	1	1.1%	4	4.4%	18	20.0%	61	67.8%	6	6.7%
薬剤師	2	2.2%	11	12.2%	28	31.1%	45	50.0%	4	4.4%
保健師・看護師	14	15.0%	42	46.7%	21	23.3%	10	11.1%	3	3.3%
リハビリ専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)	21	23.3%	39	43.3%	15	16.7%	11	12.2%	4	4.4%
管理栄養士・栄養士	7	7.8%	6	6.7%	21	23.3%	47	52.2%	9	10.0%
社会福祉士	5	5.6%	32	35.6%	25	27.8%	21	23.3%	7	7.8%
介護福祉士	19	21.1%	43	47.8%	18	20.0%	6	6.7%	4	4.4%
ホームヘルパー	19	21.1%	40	44.4%	14	15.8%	11	12.2%	6	6.7%
精神保健福祉士	1	1.1%	9	10.0%	28	31.1%	44	48.9%	8	8.9%
医療ソーシャルワーカー	19	21.1%	42	46.7%	19	21.1%	7	7.8%	3	3.3%

業務を行う上で連携がとれている他の専門職や機関等は、「リハビリ専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)」の割合が最も多く23.3%、次いで「介護福祉士」「ホームヘルパー」、「医療ソーシャルワーカー」が同率で21.1%でした。

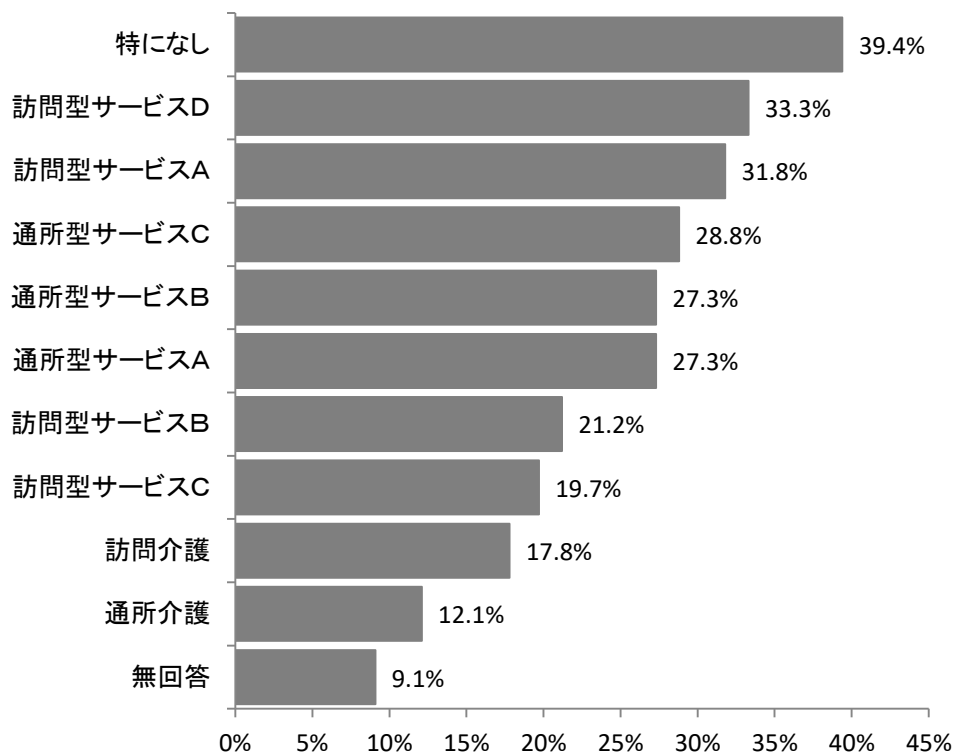
また、最も連携がとれていないのは、「歯科衛生士」の割合が最も多く67.8%、次いで「歯科医師」が60.0%、「管理栄養士・栄養士」が52.2%でした。

(3) 地域に不足していると思われる介護保険サービスと総合事業サービス

◆地域に不足していると思われる介護保険サービス (図 26)



◆地域に不足していると思われる総合事業サービス (図 27)



ケアプランを作成するときに地域に不足していると思われる介護保険サービスは、「夜間対応型訪問介護」の割合が最も多く 35.6%、次いで「訪問入浴介護」が 30.0%でした。

地域に不足していると思われる総合事業サービスは、「訪問型サービス D（移動支援）」の割合が最も多く 33.3%、次いで「訪問型サービス A（生活援助等）」が 31.8%でした。一方、「特になし」は 39.4%でした。

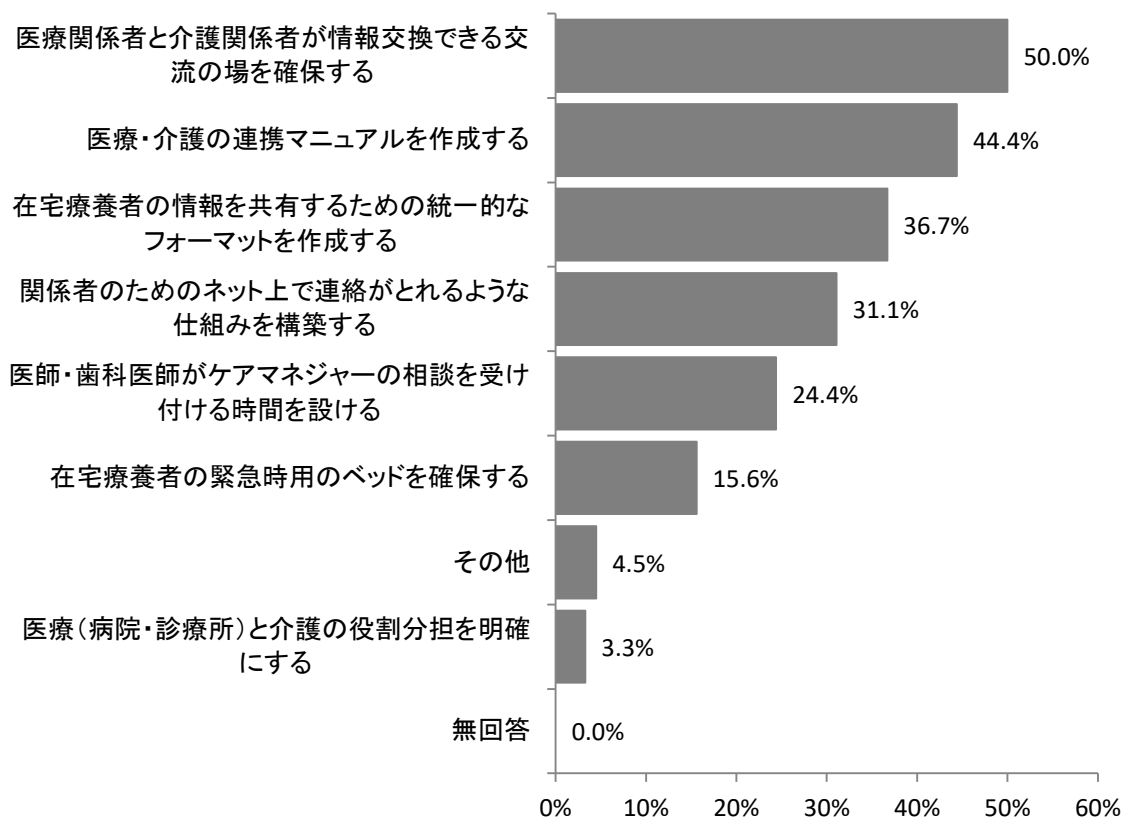
◆介護保険施設等への入所を希望（表 10）

入所希望者	人数	割合
いる	60	66.7%
いない	30	33.3%
無回答	0	0.0%

本人又は家族が介護保険施設等への入所を希望している人がいるかについては、「いる」が 66.7%、「いない」が 33.3%でした。

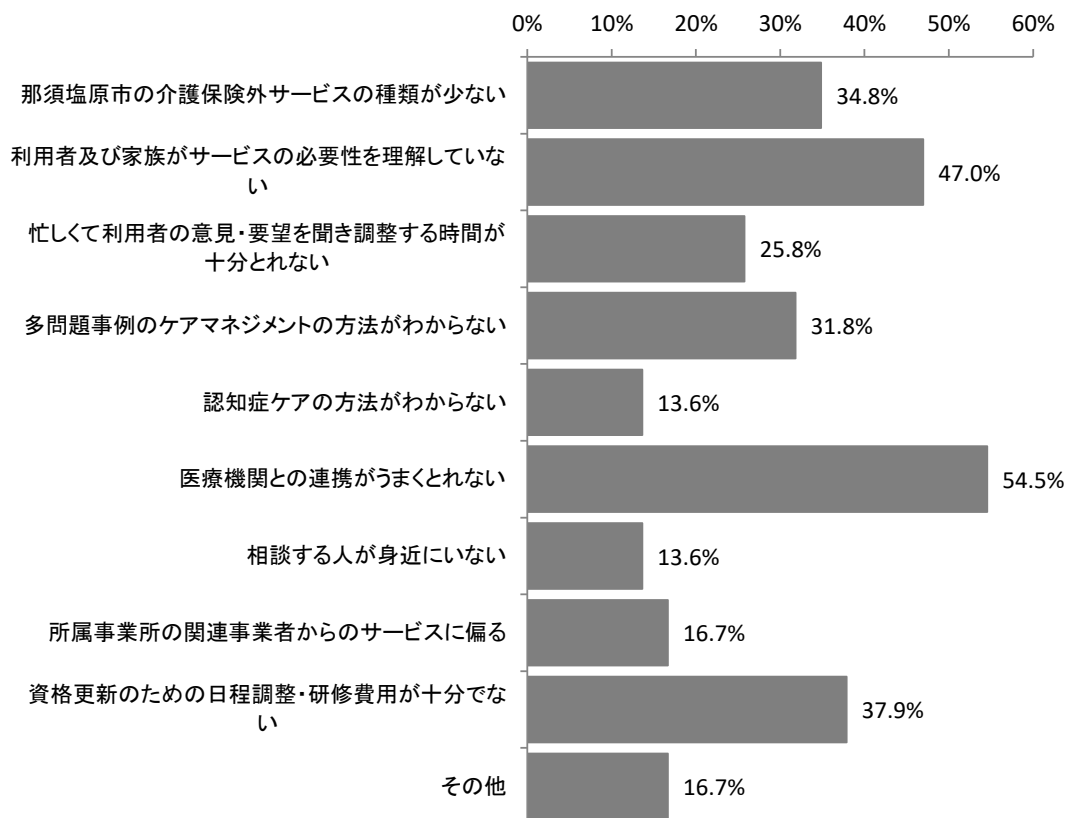
（4）医療と介護の連携

◆医療と介護の連携を図るためにどのようなことが必要ですか（図 28）



医療と介護の連携を図るために必要なことは、「医療関係者と介護関係者が情報交換できる交流の場を確保する」の割合が最も多く 50.0%、次いで「医療・介護の連携マニュアルを作成する」が 44.4%でした。

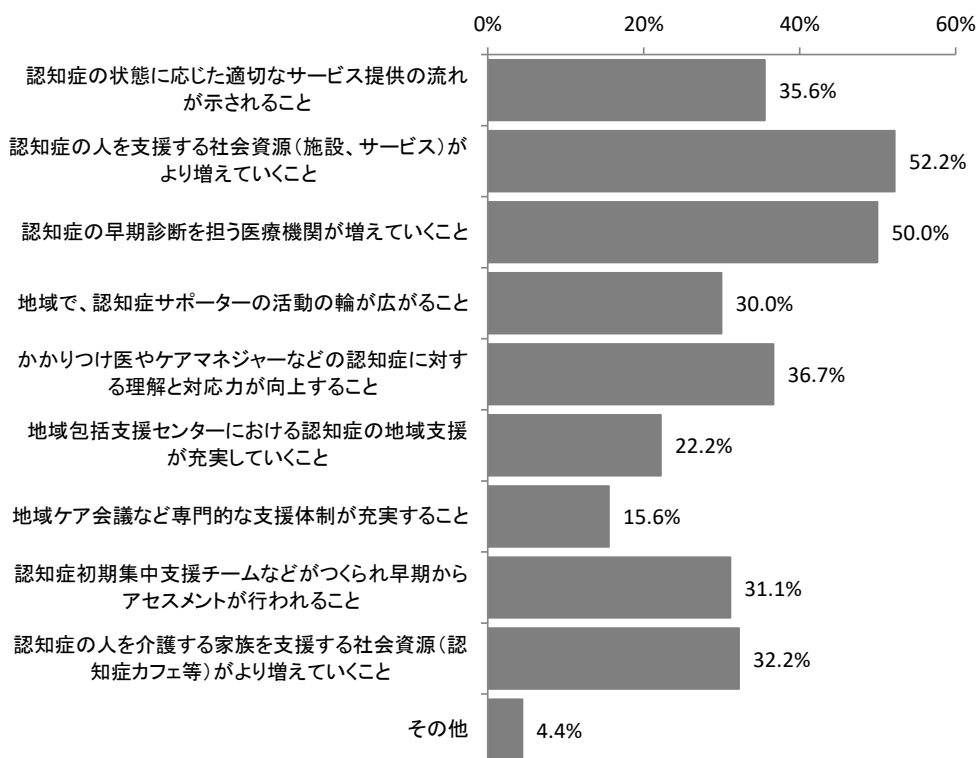
◆ケアマネジャー業務を行う上での課題（図 29）



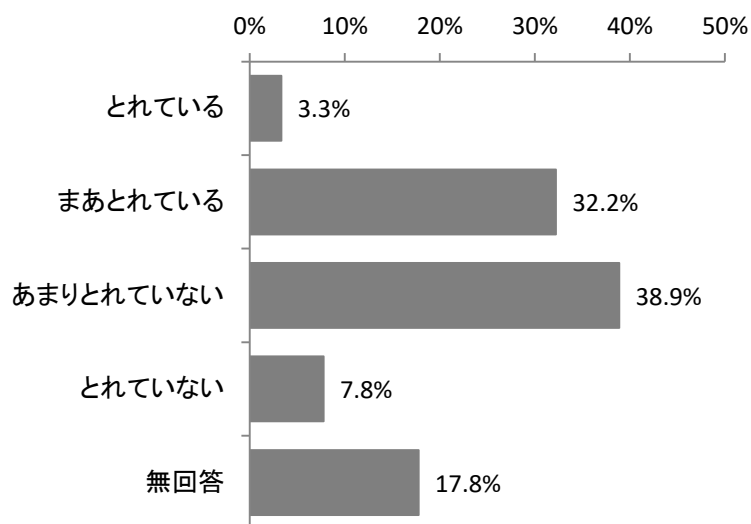
業務を行う上での課題では、「医療機関との連携がうまくとれない」の割合が最も多く 54.5%、次いで「利用者及び家族がサービスの必要性を理解していない」が 47.0%でした。

(5) 認知症の人への対応

◆認知症の人への支援に当たり必要になること (図 30)



◆認知症の利用者の支援における、かかりつけ医との連携 (図 31)



認知症の人への支援に必要なと思うことについては、「認知症の人を支援する社会資源（施設、サービス）がより増えていくこと」の割合が最も多く 52.2%、次いで「認知症の早期診断を担う医療機関が増えていくこと」が 50.0%でした。また、かかりつけ医との連携については、「とれている」と「まあとれている」を合わせた『とれている』の 35.5%に対して、「あまりとれていない」と「とれていない」を合わせた『とれていない』は 46.7%と『とれてない』の方が多くなりました。

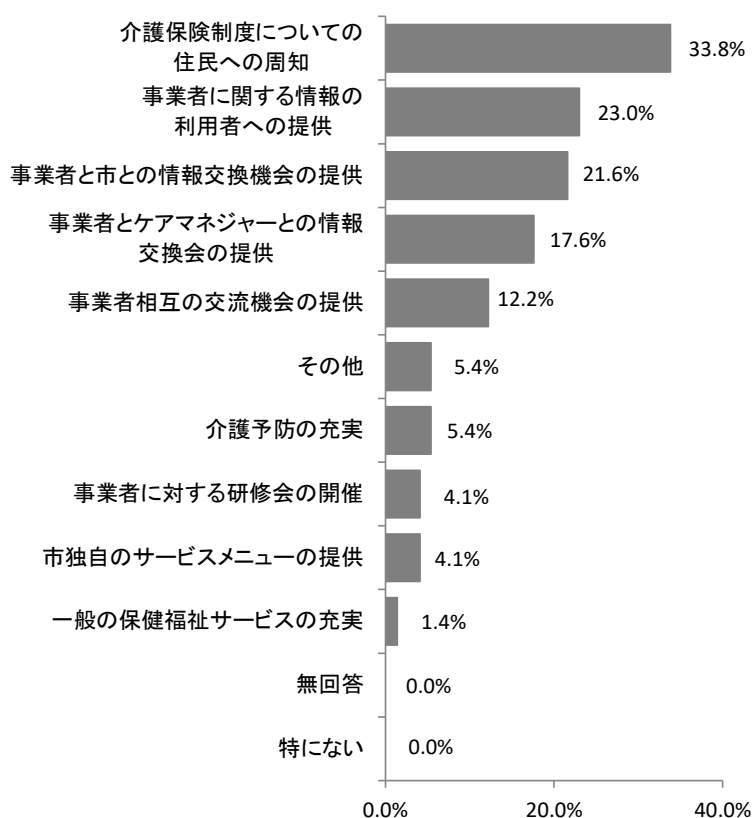
4 サービス提供事業者アンケート

- ・対象者：市内のサービス提供事業者
- ・調査方法：アンケート用紙を郵送により配布及び回収
- ・調査期間：平成 29 年 7 月 29 日～8 月 10 日
- ・調査目的：市内のサービス提供事業者を対象に、介護保険制度の運営に対する取組や新たなサービス展開や求められるサービス等について、アンケートを実施

	配布数	回収数	回収率
市内のサービス提供事業者	74 票	53 票	71.6%

(1) 介護保険制度の円滑な運営のために必要なこと

(図 32)



介護保険制度の円滑な運営のために必要なことは、「介護保険制度についての住民への周知」の割合が最も多く 33.8%、次いで「事業者に関する情報の利用者への提供」が 23.0%、「事業者と市との情報交換機会の提供」が 21.6%、「事業者とケアマネジャーとの情報交換会の提供」が 17.6%となりました。

(2) 今後の新規サービス展開

(表 11)

(単位:人)

今後の新規サービスの展開	事業者数	割合
総合事業 通所型サービスA(緩和型)	4	5.4%
通所リハビリテーション	2	2.7%
短期入所生活介護	2	2.7%
認知症対応型共同生活介護	2	2.7%
介護老人福祉施設	2	2.7%
総合事業 訪問型サービスA(緩和型)	2	2.7%

今後の新規サービスの展開を計画しているものは、「総合事業 通所型サービス A (緩和型)」の割合が最も多く 5.4%でした。

(3) 地域に不足していると思われる介護保険サービス

(表 12)

(単位:人)

不足しているサービス	事業者数	割合
訪問入浴介護	6	8.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	8.1%
夜間対応型訪問介護	6	8.1%
通所リハビリテーション	5	6.8%
短期入所生活介護	5	6.8%
認知症対応型共同生活介護	5	6.8%
総合事業 通所型サービスA(緩和型)	5	6.8%

事業者が地域に不足していると思われる介護保険サービスは「訪問入浴介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」が同率で 8.1%でした。

5 アンケートから見える課題

課題	できる限り在宅で生活続けることを可能にする（在宅限界を高める）支援
内容	<p>「夫婦二人暮らし（65歳以上の配偶者）」の世帯の割合及び「一人暮らし」高齢者の割合が増加している中、在宅で生活をしている要支援・要介護者は、82.8%が「施設等への入所・入居は検討していない」と回答しており、在宅で生活を継続するための、より一層の支援が求められます。</p> <p>例えば、ケアマネジャーは夜間対応型訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を通じて、家族の最大の不安の一つでもある夜間対応の充実を求めています。</p>
根拠となる調査	<p>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（図1）</p> <p>在宅介護実態調査（図25）</p> <p>ケアマネジメントの実態に関するアンケート（図26）</p>
施策への反映	<p>基本目標1-施策2 在宅生活の支援</p> <p>基本目標1-施策7 支え合う地域づくりの推進</p> <p>基本目標3-施策1 介護サービス事業量等の見込み</p>

課題	医療と介護の連携の更なる促進
内容	<p>医療依存度の高低に関わらず、ほとんどの高齢者は医療が欠かせません。しかし、ケアマネジャーが業務を行う上での第1の課題は、「医療機関との連携がうまくとれない」（54.5%）となっています。</p> <p>具体的には、「医療関係者と介護関係者が情報交換できる交流の場を確保する」、次いで「医療・介護の連携マニュアルを作成する」といった事業に優先的に取り組んでほしいという要望があります。</p>
根拠となる調査	ケアマネジメントの実態に関するアンケート（図28、図29）
施策への反映	基本目標1-施策5 医療と介護の連携

課題	認知症の人及び介護者への対応の充実
内容	<p>介護者が不安を感じる介護の上位には、要介護（要支援）度の高低に関わらず、「認知症状への対応」が位置しています。</p> <p>ケアマネジャーは認知症の人の支援に当たり必要になることは、「認知症の人を支援する社会資源（施設、サービス）がより増えていくこと」、「認知症の早期診断を担う医療機関が増えていくこと」をあげており、更に「介護者を支援する社会資源がより増えていくこと」も必要としています。認知症の人やその介護者の不安を軽減するためにも認知症初期集中支援チームの整備や認知症ケアの中核となる地域包括支援センターの介入を含め、早期支援、相談体制の充実が必要と思われます。</p> <p>また、認知症の利用者のかかりつけ医との連携について、多くのケアマネジャーが『とれていない』（46.7%）と回答していることから、医療と介護の連携の更なる促進が必要です。</p>
根拠となる調査	<p>在宅介護実態調査（図 20、図 21）</p> <p>ケアマネジメントの実態に関するアンケート（図 30、図 31）</p>
施策への反映	<p>基本目標 1-施策 6 認知症施策の推進</p> <p>基本目標 1-施策 5 医療と介護の連携</p>

課題	健康づくり・介護予防の強化
内容	<p>運動器の機能低下が外出頻度の減少を生じさせ、閉じこもりの危険性を増大させています。体を動かすことを通じてフレイル（加齢に伴う虚弱）予防に注力することが必要です。</p> <p>生活機能の面では、女性は男性に比べ外出行動の低下が見られます。一方、男性は女性に比べ外出以外の食品・日用品の買物、食事の用意、請求書の支払や預貯金の出し入れなどの金銭管理行動の低下が見られます。これらの生活行為能力低下防止や向上に資する支援が欠かせません。</p> <p>また、加齢による口腔機能の低下も懸念材料になっているため、施設・在宅を問わず口腔ケアの必要性の周知と活動の拡大が必要です。</p>
根拠となる調査	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(表 3、表 4、表 5、表 6、表 7)
施策への反映	基本目標 1-施策 1 健康づくり・介護予防の推進

課題	生活支援の充実
内容	<p>介護者が不安を感じる介護項目では、特に軽度の高齢者で、「外出の付添い、送迎等」や「食事の準備（調理等）」が上位を占めています。また、主な介護者の91.1%が「介護のために仕事を辞めた者はいない」と回答している一方で9.4%が「続けていくのはやや難しい・かなり難しい」と就労継続の状況に不安を抱えています。軽度の高齢者とその介護者を支援するため、総合事業の更なる充実を通じて介護者の不安や離職の防止につなげる取組が必要です。</p> <p>また、総合事業以外でも高齢者の「足」（移送サービス）の課題は大きく、複合的な取組の検討が急務です。</p>
根拠となる調査	在宅介護実態調査(図 21、図 23、図 24)
施策への反映	<p>基本目標 1-施策 2 在宅生活の支援</p> <p>基本目標 1-施策 7 支え合う地域づくりの推進</p>

課題	地域づくりと社会参加
内容	<p>「近隣との助け合い」については、困ったときに助け合える人として、近隣の人は家族や友人と比べ関わりが低いことが懸念される。一人暮らしの増加も勘案し、孤立の防止を図ることが必要です。</p> <p>「地域での活動」については、「参加してもよい」が最大です。「是非参加したい」と「参加してもよい」という回答を合計すると約60%に上ります。この意識を更に向上させ、地域活動への参加を促すことが肝要です。</p> <p>一方、地域での活動の「企画・運営」については、参加したくないと回答した割合が半数以上となっています。活動を支える、積極的・主体的なリーダーの育成は急務です。</p>
根拠となる調査	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(表 1、図 5、図 7)
施策への反映	基本目標 2-施策 1 居場所づくり・社会参加の促進

第3節 第6期計画の検証

本市の第6期計画「基本目標」の達成状況については、以下のように検証し、第7期計画策定に反映させています。

【いきいきとした暮らしの実現】

高齢者の身近な地域での居場所づくりは、おおむね計画どおりの進捗を示しています。

第7期計画では、今後、高齢者が増加していく中、引き続き高齢者が地域で交流できる居場所づくり及び健康で意欲を持った高齢者がいきいきと輝く「生涯現役社会」の実現を目指す施策などの社会参加の推進に取り組んでいきます。

施策への反映	基本目標 1-施策 1 健康づくり、介護予防の推進
	基本目標 2-施策 1 居場所づくり・社会参加の促進

【健やかな暮らしの実現】

要支援や要介護状態になるおそれが高い方を対象に、地域包括支援センターにおいて個別のプログラムに応じた通所型介護予防事業に取り組んできました。

事業参加者の底上げや事業終了後の状態維持に課題が見られるため、第6期計画中に、より効果的で効率的な「地域づくり型介護予防事業」を開始しました。第7期計画では、高齢者本人の参加意欲を育み、地域生活の中で活動を継続的に高めるため、住民主体の自発的な健康づくりを支援していきます。

施策への反映	基本目標 1-施策 1 健康づくり、介護予防の推進
	基本目標 2-施策 1 居場所づくり・社会参加の促進

【住み慣れた地域での暮らしの実現】

地域包括ケアシステム構築を推進するため、庁内体制の拡充、個別から市全体の各層における地域ケア会議の設置により、地域課題の抽出、ネットワークの構築、施策への反映ができる体制が整えられました。また、地域支え合い推進員の配置により、地域住民がお互いに見守りや助け合いができる地域づくりを支援できる体制も整備できました。

第7期計画では、更に、地域包括支援システムの構築を進めるために、様々な施策を展開していきます。

施策への反映	基本目標 1-施策 7 支え合う地域づくりの推進
--------	--------------------------

【介護保険事業の健全な運営】

介護給付費の計画値については、第6期計画策定時においては基礎データに基づいた適正な推計が行われたと考えられます。

ただし、一部実績値が計画値を下回った項目が見られました。第7期計画においては、国が開発した「地域包括ケア見える化システム」を十分に活用しながら、より介護給付費及び予防給付費の見込みの精度を上げることに努めます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本目標

第2節 基本的な進め方

第3節 施策の体系

第3章

第7期計画は、地域包括ケアシステムの構築というこれまでのテーマを継承発展させるものです。「高齢者が住み慣れた地域で健やかに いきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けて、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境の整備をより具体的に推進することが求められます。

本章では、その大前提となる基本理念と基本目標、それを推進する施策の体系について定めます。

第1節 基本理念と基本目標

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり

- 介護保険制度は、高齢化の進展、社会や住民意識の変化を受けて、順次見直しが行われてきましたが、「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を実現することが最大のテーマとなっています。
- 本市においても、第5期計画から「高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり」の実現を基本理念として掲げ、市民や関係団体等との協働により、高齢者福祉施策の推進を図っています。
- 本計画では、これまでの基本理念を踏襲しつつ、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境の整備をより具体的に推進すると共に、全ての世代の住民が一体となった「地域共生社会」の実現の第一歩として取り組むことを目指しています。

2 基本目標

第6期計画の検証等を踏まえて、本計画の基本理念に掲げる「高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり」を具体的に実現するために、次に掲げる3つの基本目標のもとに、施策の推進に取り組みます。

『基本目標1 住み慣れた地域での暮らしの実現』

- 健康づくり・介護予防の取組に多くの住民に参加していただき、元気にいきいきといつまでも健やかに暮らせる環境づくりを整備します。
- 「要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け、いつまでも自分らしく生きたい」と望む方が、地域住民の支え合いや医療、介護など必要なサービスを受けながら、これまでの生活支援が切れ目なく提供される仕組みづくりに取り組みます。
- 認知症の人が認知症と共によりよく生きていくことができるような環境を整備していきます。
- 在宅での生活を望む人が、在宅で自立した生活を続けられるように、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」の構築に向けて整備を進めていきます。システム構築に向けては、地域包括支援センターを中心に在宅介護サービスの提供体制を確保すると共に、保健や福祉サービスによる予防や生活支援の充実を図ります。

『基本目標2 高齢者の社会参加の促進』

- 高齢者の多様性や自発性を尊重する高齢社会の実現に向けて高齢者自ら社会的役割を見出し、社会の一員として貢献し、自己実現に結び付く活動に対して支援できるよう社会参加の促進を図ります。
- 高齢者が持つ豊かな経験と知識を生かして社会活動に参加し、明るく活力に満ちた社会を実現することで、高齢者に対する新しいイメージの形成に取り組みます。

『基本目標3 介護サービス等の適正な運営』

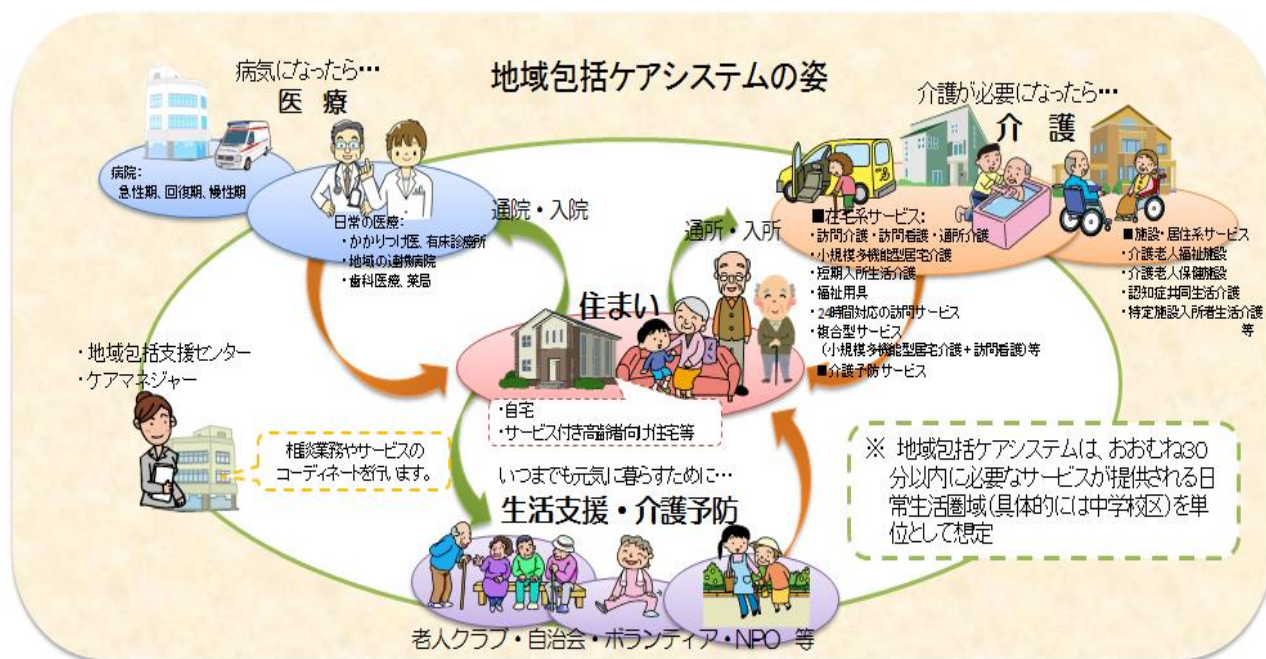
- 予防を含めた介護及び生活支援を必要とする住民に向け、更なるサービス提供基盤の充実を図っていきます。
- 介護サービス種類ごとの推計等をもとに、第7期計画における保険料など介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を定めます。
- 介護保険制度の持続可能性の確保に向けて介護保険サービスの適正利用を図ります。

第2節 基本的な進め方

1 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステムとは

○「地域包括ケアシステム」とは、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。



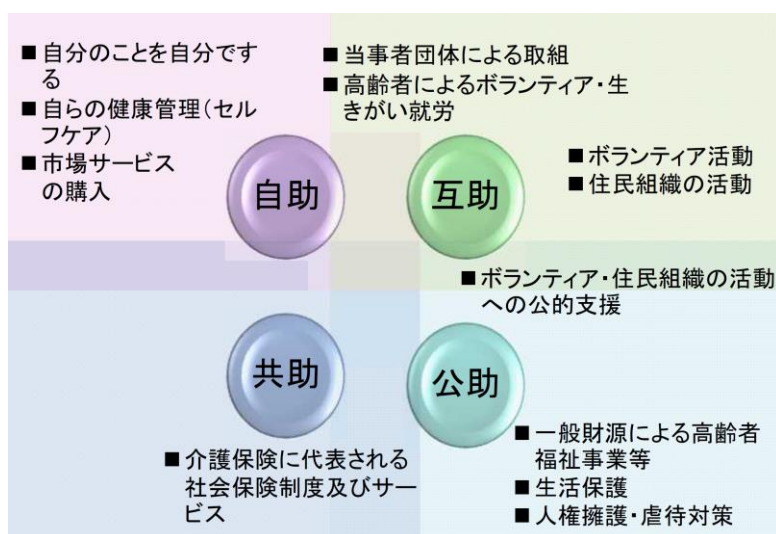
資料：厚生労働省

(2) 本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて

○団塊の世代が75歳以上となる平成37年へ向け、本市の特性に合わせた基盤づくりを推進します。

- ・高齢者自身による積極的な社会参加「自助」や地域の高齢者による支え合いの活動「互助」の潜在力を生かしたまちづくりを進めます。
- ・「共助」と「公助」によるサービスが受けられ、更に「自助」と「互助」の部分を実践させることで、個人や地域のニーズに合ったきめ細かいケアやサービスを必要に応じて利用しながら、高齢者が安心して在宅で生活できる地域を育てていきます。
- ・高齢者をはじめ地域住民が支える側として参加できる環境を整備し、地域の居場所での介護予防の取組を進めます。
- ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会の実現を目指し、那須都市医師会をはじめ医療と介護の関係者間で医療、介護の連携のあるべき姿を共有し、連携体制の構築に向けて協議してまいります。

- ・認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民をはじめ行政や医療機関、介護サービス事業所、その他関係機関が連携し、見守りと支援のネットワークの構築を図ります。



資料：地域包括ケア研究会

○関係機関と連携をとりながら進めます。

- ・地域包括支援センター

地域包括ケアシステムを構築・有効に機能させるために3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）のチームアプローチにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。

事業所名	日常生活圏域
地域包括支援センター寿山荘	黒磯地区・厚崎地区の一部
地域包括支援センター秋桜の家	東那須野地区
地域包括支援センターあぐり	とようら地区・厚崎地区の一部
稲村いたむろ地域包括支援センター	稲村地区・高林地区
地域包括支援センターさちの森	鍋掛地区
地域包括支援センターとちのみ	西那須野東部地区
西那須野西部地域包括支援センター	西那須野西部地区
しおばら地域包括支援センター	塩原地区

- ・社会福祉協議会

行政や福祉関係の施設、機関、団体等と協力して、地域福祉活動やボランティア活動の支援をしている公共性のある民間団体です。地域住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

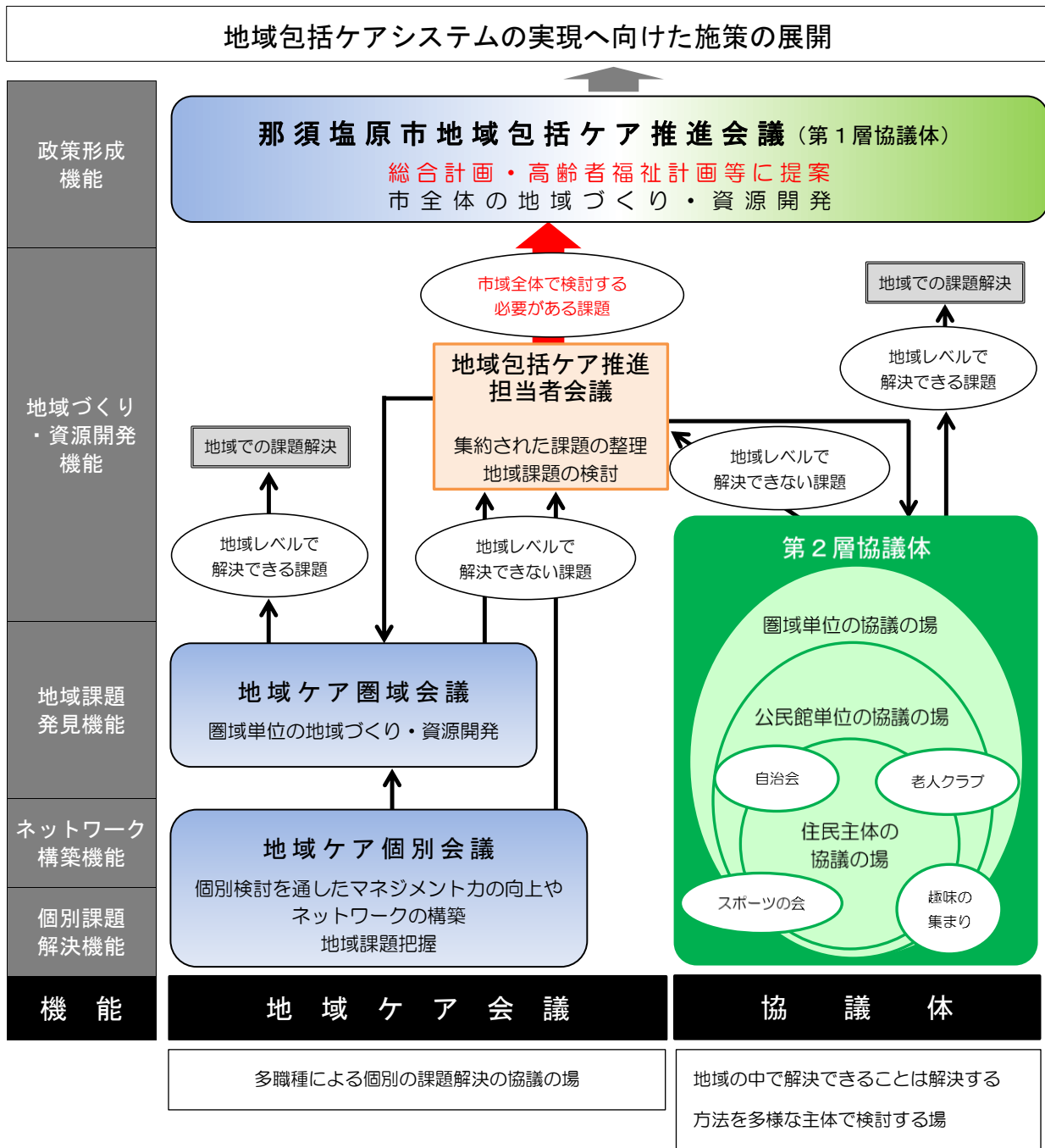
- ・その他

地域住民団体や関係機関等、適宜必要な連携をとりながら進めます。

(3) 地域包括ケアシステム構築に向けた支援体制

市では、関係機関と連携しながら、「地域ケア会議」「協議体」等からの意見を吸い上げ検討し、施策に結び付け、地域包括ケアシステムの構築を促進します。

「地域ケア会議」「協議体」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ



◆地域ケア会議の実施

- 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムを構築していくための手法です。
- 本市でも孤立、貧困、精神障害等、地域において介護保険制度では支え切れない事例が増えている背景があり、専門職種協働による個別事例の検討等を行い、地域で支えるネットワークを強化し、地域課題の把握から地域資源の開発、政策形成に結び付けるため「地域ケア会議」を開催します。

◆協議体の活用

- 協議体は、地域住民が中心となり、専門職と一緒に地域の支え合いを発展させ、新たな地域づくりを進める場です。
- 市内 15 公民館に地域支え合い推進員を配置します。地域支え合い推進員が住民主体の協議の場、公民館単位及び圏域単位の協議の場や、自治会、老人クラブ、趣味の集まり等に参画し、情報の共有と連携の強化を図る戸と共に、地域での課題を把握し、住民及び専門職と地域でできることを話し合います。

「地域ケア会議」や「協議体」からの課題を踏まえ、地域包括ケア推進担当者会議で課題を整理・調整し、那須塩原市地域包括ケア推進会議（第1層協議体）において、全市で取り組むべき課題解決に向けた検討を行います。

本市においては、高齢化率、介護認定率、一人暮らしの高齢者数等地域の特性が大きく異なります。これを踏まえ、第7期計画の期間中は特に圏域レベルにおける「地域ケア会議」や「協議体」を活用し、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。



(4) 日常生活圏域の設定

①日常生活圏域

○介護保険法では、地理的条件、社会的条件、施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

○本計画でも、介護サービス基盤をそれぞれの圏域間で補完していくという考え方を継続し、日常生活圏域は、行政区やこれまでの地域活動等の経緯を考慮して、引き続き「黒磯地区」、「厚崎地区」、「とようら地区」、「稲村地区」、「東那須野地区」、「高林地区」、「鍋掛地区」、「西那須野東部地区」、「西那須野西部地区」「塩原地区」の10圏域とします。



②日常生活圏域別の状況

◆黒磯地区

面積	3.01km ²	要介護認定者	391人
人口	6,246人	要介護認定率	17.80%
人口密度	2,075人/km ²	要支援1	80人
高齢者人口	2,197人	要支援2	45人
高齢化率	35.17%	要介護1	97人
前期高齢者数	910人	要介護2	48人
後期高齢者数	1,287人	要介護3	43人
前期高齢者比率	41.42%	要介護4	39人
後期高齢者比率	58.58%	要介護5	39人

◆厚崎地区

面積	12.79 km ²	要介護認定者	358人
人口	13,426人	要介護認定率	11.68%
人口密度	1,050/km ²	要支援1	60人
高齢者人口	3,064人	要支援2	46人
高齢化率	22.82%	要介護1	105人
前期高齢者数	1,795人	要介護2	55人
後期高齢者数	1,269人	要介護3	35人
前期高齢者比率	58.58%	要介護4	36人
後期高齢者比率	41.42%	要介護5	21人

◆とようら地区

面積	6.44km ²	要介護認定者	187人
人口	6,927人	要介護認定率	10.19%
人口密度	1,076人/km ²	要支援1	24人
高齢者人口	1,836人	要支援2	27人
高齢化率	26.50%	要介護1	47人
前期高齢者数	1,101人	要介護2	32人
後期高齢者数	735人	要介護3	25人
前期高齢者比率	59.97%	要介護4	20人
後期高齢者比率	40.03%	要介護5	12人

◆稲村地区

面積	10.46km ²	要介護認定者	356人
人口	12,763人	要介護認定率	11.44%
人口密度	1,220人/km ²	要支援1	52人
高齢者人口	3,113人	要支援2	38人
高齢化率	24.39%	要介護1	83人
前期高齢者数	1,931人	要介護2	39人
後期高齢者数	1,182人	要介護3	55人
前期高齢者比率	62.03%	要介護4	54人
後期高齢者比率	37.97%	要介護5	35人

◆東那須野地区

面積	31.52km ²	要介護認定者	395人
人口	11,915人	要介護認定率	13.90%
人口密度	378人/km ²	要支援1	63人
高齢者人口	2,841人	要支援2	40人
高齢化率	23.84%	要介護1	113人
前期高齢者数	1,521人	要介護2	56人
後期高齢者数	1,320人	要介護3	51人
前期高齢者比率	53.54%	要介護4	51人
後期高齢者比率	46.46%	要介護5	21人

◆高林地区

面積	251.40km ²	要介護認定者	346人
人口	6,069人	要介護認定率	16.58%
人口密度	24人/km ²	要支援1	49人
高齢者人口	2,087人	要支援2	41人
高齢化率	34.39%	要介護1	89人
前期高齢者数	1,041人	要介護2	68人
後期高齢者数	1,046人	要介護3	33人
前期高齢者比率	49.88%	要介護4	35人
後期高齢者比率	50.12%	要介護5	31人

◆鍋掛地区

面積	27.50km ²	要介護認定者	163人
人口	4,299人	要介護認定率	13.66%
人口密度	156人/km ²	要支援1	24人
高齢者人口	1,193人	要支援2	15人
高齢化率	27.75%	要介護1	37人
前期高齢者数	640人	要介護2	19人
後期高齢者数	553人	要介護3	29人
前期高齢者比率	53.65%	要介護4	21人
後期高齢者比率	46.35%	要介護5	18人

◆西那須野東部地区

面積	31.43km ²	要介護認定者	669人
人口	19,623人	要介護認定率	14.65%
人口密度	624人/km ²	要支援1	88人
高齢者人口	4,565人	要支援2	75人
高齢化率	23.26%	要介護1	180人
前期高齢者数	2,555人	要介護2	71人
後期高齢者数	2,010人	要介護3	93人
前期高齢者比率	55.97%	要介護4	91人
後期高齢者比率	44.03%	要介護5	71人

◆西那須野西部地区

面積	28.20km ²	要介護認定者	918人
人口	29,291人	要介護認定率	14.85%
人口密度	1,039人/km ²	要支援1	168人
高齢者人口	6,182人	要支援2	110人
高齢化率	21.11%	要介護1	246人
前期高齢者数	3,468人	要介護2	135人
後期高齢者数	2,714人	要介護3	79人
前期高齢者比率	56.10%	要介護4	111人
後期高齢者比率	43.90%	要介護5	69人

◆塩原地区

面積	190.07km ²	要介護認定者	429人
人口	7,396人	要介護認定率	14.99%
人口密度	39人/km ²	要支援1	69人
高齢者人口	2,862人	要支援2	43人
高齢化率	38.70%	要介護1	108人
前期高齢者数	1,365人	要介護2	63人
後期高齢者数	1,497人	要介護3	46人
前期高齢者比率	47.69%	要介護4	60人
後期高齢者比率	52.31%	要介護5	40人

第3節 施策の体系

基本理念 高齢者が住み慣れた地域で 健やかに いきいきと暮らせるまちづくり

基本目標1
住み慣れた
地域での暮
らしの実現

基本施策1
健康づくり・
介護予防の推進

(1)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実【重点施策】(P.69)

①総合事業(訪問型サービス) ②総合事業(通所型サービス) ③介護予防ケアマネジメント

(2)健康づくり・介護予防教室の推進(P.71)

①介護予防の普及促進 ②シニアセンターを拠点とした居場所づくり
③シニアセンターでの筋力トレーニング事業 ④元気アップデイサービス事業

(3)地域づくり型介護予防事業【重点施策】(P.72)

①「住民主体の介護予防のための通いの場」でのいきいき百歳体操
②地域づくり型介護予防サポーター養成事業 ③地域リハビリテーション活動支援事業

基本施策2
在宅生活の支援

(1)介護保険サービス(在宅系サービス)の充実(P.74)

(2)介護保険サービス(地域密着型サービス)の充実(P.75)

(3)各種相談及び権利擁護の推進(P.75)

①住宅改修相談員派遣事業 ②訪問等による高齢者の実態把握 ③総合相談
④日常生活自立支援事業(あすてらす) ⑤成年後見制度の利用支援 ⑥高齢者虐待防止
⑦高齢者緊急一時保護事業 ⑧養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置

(4)介護保険外の高齢者福祉サービスの推進(P.79)

①高齢者配食サービス ②寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ③高齢者理美容料金助成事業
④在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業 ⑤高齢者外出支援タクシー料金助成事業
⑥要介護高齢者等日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話)給付事業
⑦緊急通報システム事業 ⑧高齢者救急医療情報キット給付事業

基本施策3
安心できる住まい
の確保

(1)介護保険サービス(施設・居住系サービス)の充実(P.82)

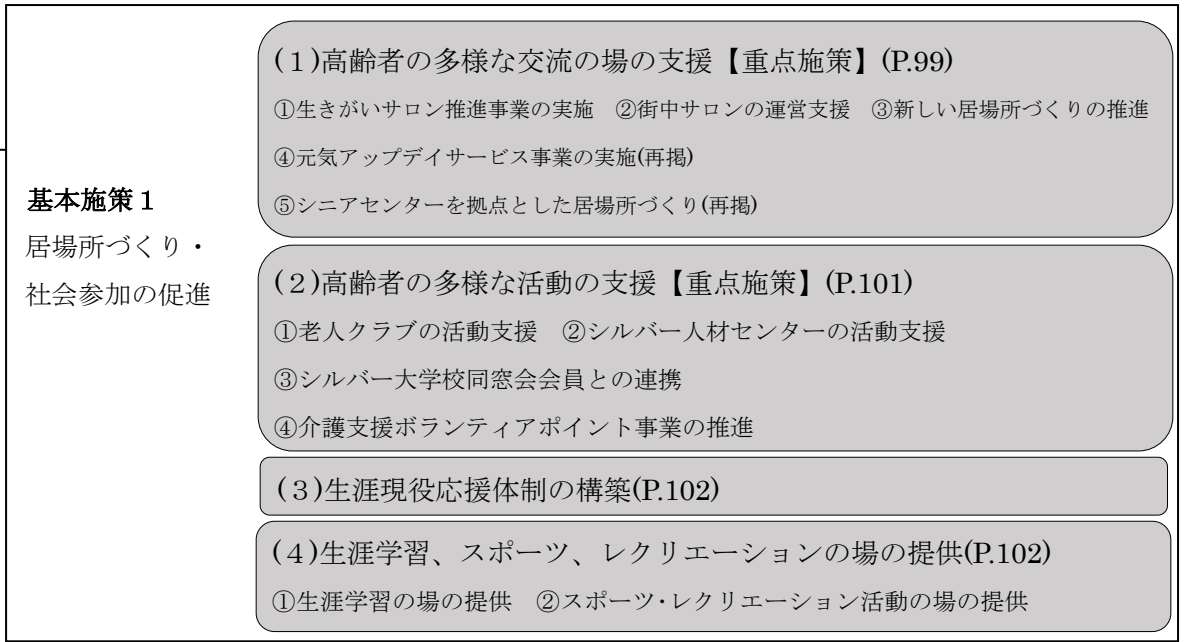
①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④介護療養型医療施設

(2)高齢者が暮らしやすい環境の充実(P.85)

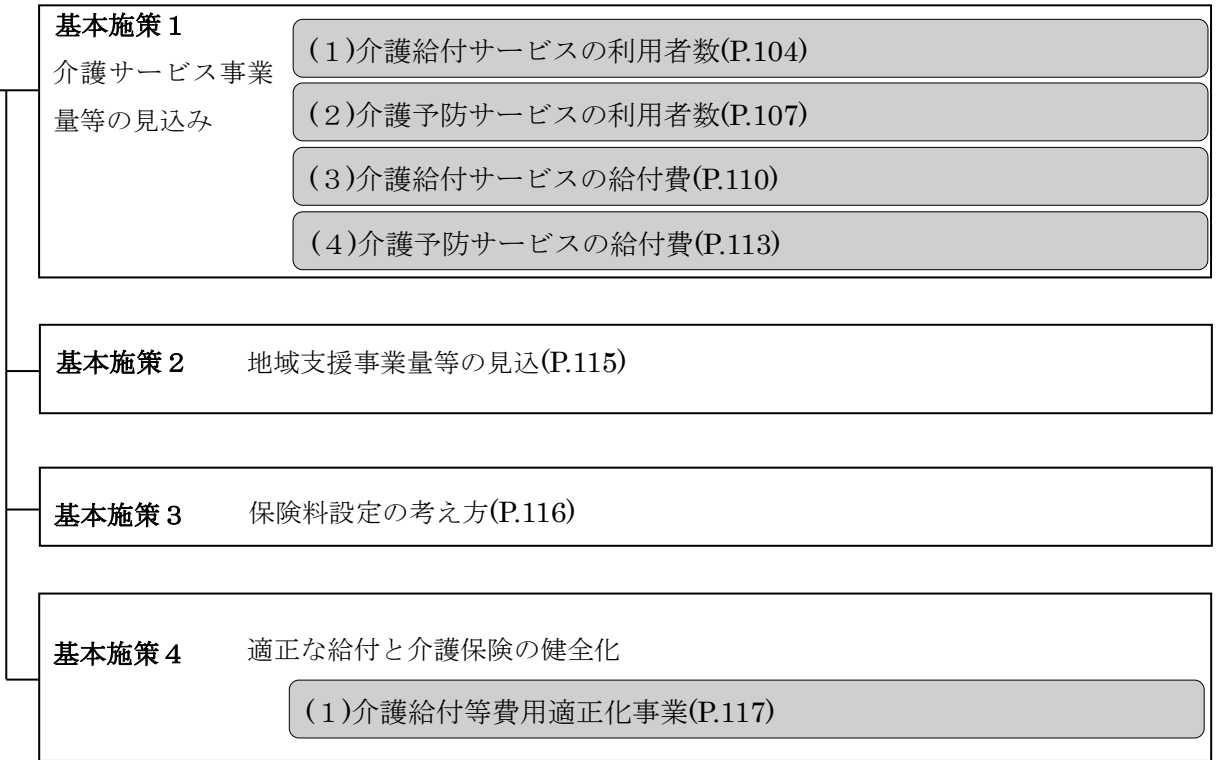
①那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ②公共施設・民間施設のバリアフリー化
③地域包括支援センターによるケアマネジャー等の支援
④公共交通ネットワークの形成 ⑤交通安全 ⑥消費者被害の防止 ⑦防犯
⑧防災

<p>基本施策4 介護サービスの 質の向上</p>	<p>(1)介護サービスの質の向上(P.87) ①介護サービス相談員派遣事業 ②事業者指導 ③地域密着型サービス運営推進会議 ④外部評価・第三者評価 ⑤各種連絡協議会</p>
<p>基本施策5 医療と介護の連携</p>	<p>(1)医療と介護の連携の推進【重点施策】(P.90)</p>
<p>基本施策6 認知症施策の推進 《認知症総合支援事業》</p>	<p>(1)認知症予防の支援(P.93)</p> <p>(2)認知症に対する地域の理解・啓発の推進(P.93) ①認知症サポーター養成講座</p> <p>(3)認知症の人への支援体制の整備【重点施策】(P.93) ①総合的な相談支援体制の整備 ②地域の見守りネットワークの構築 ③認知症初期集中支援チームの設置 ④認知症地域支援推進員の設置</p> <p>(4)介護者支援(P.95) ①介護サービス施設事業所の整備 ②介護教室、介護者サロン等の開催</p> <p>(5)若年性認知症施策の推進(P.95) ①若年性認知症施策の普及啓発(新規)</p> <p>(6)権利擁護の推進(P.95) ①日常生活自立支援事業(あすてらす)(再掲) ②成年後見制度の利用支援(再掲) ③高齢者虐待防止(再掲)</p>
<p>基本施策7 支え合う地域づく りの推進</p>	<p>(1)地域見守り支え合い体制の整備【重点施策】(P.96) ①地域住民助け合い事業</p> <p>(2)高齢者台帳(一人暮らし・高齢者のみ世帯)の整備(P.97)</p> <p>(3)敬老事業の実施(P.97) ①敬老会の開催支援 ②敬老祝金・記念品の贈呈</p>
<p>基本施策8 地域包括支援セン ターの機能・運営 の強化</p>	<p>(1)地域包括支援センター機能の強化(P.98)</p> <p>(2)地域包括支援センター運営の強化(P.98)</p> <p>(3)基幹型地域包括支援センターの設置(P.98)</p>

基本目標 2
高齢者の社会参加の促進



基本目標 3
介護サービス等の適正な運営



第4章 施策の取組（地域包括ケアシステムの構築の推進）

第1節 住み慣れた地域での暮らしの実現

第2節 高齢者の社会参加の促進

第3節 介護サービス等の適正な運営

第4章

本計画の基本理念、基本目標、基本施策に基づいて、第7期計画に実施する具体的な施策の取組について定めます。

第1節 住み慣れた地域での暮らしの実現

1 健康づくり・介護予防の推進（基本目標1ー基本施策1）

<p>基本施策1</p> <p>健康づくり・ 介護予防の推進</p>	<p>(1)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実【重点施策】</p> <p>①総合事業(訪問型サービス) ②総合事業(通所型サービス)</p> <p>③介護予防ケアマネジメント</p>
	<p>(2)健康づくり・介護予防教室の推進</p> <p>①介護予防の普及促進 ②シニアセンターを拠点とした居場所づくり</p> <p>③シニアセンターでの筋力トレーニング事業 ④元気アップデイサービス事業</p>
	<p>(3)地域づくり型介護予防事業【重点施策】</p> <p>①「住民主体の介護予防のための通いの場」でのいきいき百歳体操</p> <p>②地域づくり型介護予防サポーター養成事業</p> <p>③地域リハビリテーション活動支援事業</p>

【重点施策】

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実

①総合事業（訪問型サービス）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定で要支援1・2と判定された方や基本チェックリストにより、サービス事業対象者（生活機能の低下が見られ、要支援状態となるおそれがある高齢者）と認定された方を対象として、掃除・洗濯などの日常的支援を行っています。 ●平成29年4月より「訪問介護相当サービス」に加え「訪問型サービスA」を開始しました。「訪問型サービスA」とは、サービス提供は従来の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護サービスを提供しますが、従来の訪問介護事業所の人員の基準等を緩和しています。 					
第6期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年4月から総合事業を開始し、介護予防訪問介護を「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービスに移行して実施しています。 ●従来の現行相当サービスに加え、基準を緩和した訪問型サービスAを創設し高齢者のニーズに合わせたサービスの提供が始まりました。 					
第7期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●市の高齢者のニーズに合わせた多様な実施主体による新たなサービスを検討していきます。また、生活支援サービス事業に地域間格差が生じないように配慮します。 ●NPO法人、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス、住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービスなど、多様な実施主体によるサービスの充実を検討していきます。 					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
訪問介護相当サービス 利用者人数	—	—	167	172	177	182
訪問型サービスA 利用者人数	—	—	55	57	59	61

②総合事業（通所型サービス）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定で要支援 1・2 と判定された方や基本チェックリストにより、サービス事業対象者（生活機能の低下が見られ、要支援状態となるおそれがある高齢者）と認定された方を対象として、機能訓練や通いの場などを提供します。 ●平成 29 年 4 月より「通所介護相当サービス」に加え「通所型サービス A」を開始しました。「通所型サービス A」とは、サービス提供は従来の通所介護事業所による生活機能向上のための機能訓練のサービスを提供しますが、従来の通所介護事業所の人員の基準等を緩和しています。 					
第6期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 29 年 4 月から総合事業を開始し、介護予防通所介護を「介護予防・生活支援サービス事業」の通所型サービスに移行して実施しています。 ●従来の現行相当サービスに加え、基準を緩和した通所型サービス A を創設し、自立支援のために生活機能向上のための機能訓練のサービスや通いの場の提供が始まりました。 					
第7期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●市の高齢者のニーズに合わせた多様な実施主体による新たなサービスの検討をしていきます。 ●NPO 法人、民間事業者等によるミニデイサービス、コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場などを検討すると共に、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを提供する短期集中予防サービス（通所型サービス C）の実施も検討します。 					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
通所介護相当サービス 利用者数	—	—	432	446	460	475
通所型サービスA 利用者数	—	—	183	189	195	200

③介護予防ケアマネジメント

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援者や事業の対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。 					
第6期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 29 年 4 月から総合事業を開始し、介護予防支援を「介護予防・生活支援サービス事業」の介護予防ケアマネジメントに移行して実施しています。 ●高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援しています。 					
第7期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の状態等や、基本チェックリストの結果、本人の利用するサービスを踏まえ、効率的なケアマネジメントの導入について検討します。 					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
介護予防ケアマネジメントA実施者数	—	—	609	629	649	669

(2) 健康づくり・介護予防教室の推進

①介護予防の普及促進

概要	●高齢者が自主的に生活機能の維持・向上のための介護予防活動に取り組むことができるよう、専門職等による介護予防教室「元気もりもり講座」を開催しています。					
第6期の評価	●生きがいサロン等、高齢者が集まる機会に開催し、実施回数や参加者が増加しました。 ●参加者の感想では、介護予防についての意識が高まったと、好評を得ています。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
実施回数	24	41	43	46	49	51
参加者数	614	632	888	933	978	1,023

②シニアセンターを拠点とした居場所づくり

概要	●介護予防施設として市が設置した施設で、施設の特徴と利用者等の声を反映し、地域に開かれた施設として機能を展開しています。 ●施設内には高齢者の身体特性を考慮した温泉水プールやトレーニングマシンがあるほか、多目的ホールには電動麻雀やパソコンが設置されています。					
第6期の評価	●指定管理者による自主事業が充実し、年々利用者数が増加しており、居場所として効果が得られています。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
利用者数	15,849	17,636	18,000	18,000	18,000	18,000

③シニアセンターでの筋力トレーニング事業

概要	●シニアセンターのトレーニングマシンや温泉水プールを活用し、利用者個々に応じて週2回、全28回トレーニングを行うことで、身体機能の向上、運動習慣の定着化を図ります。					
第6期の評価	●参加者の体力測定値は、平均値で全ての測定項目で改善が見られ、事業の効果は上がっています。					
第7期の取組	●総合事業の事業との整理を検証しつつ、引き続き本事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
マシン利用者実人数	47	45	45	45	45	45
プール利用者実人数	38	45	48	48	48	48

④元気アップデイサービス事業

概要	●いきいき百歳体操や手工芸、季節の行事、趣味の活動等のサービスを提供することで、介護予防や閉じこもり予防のための支援を行います。					
第6期の評価	●介護保険認定を受けていない方の閉じこもり予防の通いの場として、参加者が増加しました。 ●介護予防の効果を上げるため、プログラムにいきいき百歳体操を取り入れました。					
第7期の取組	●総合事業の事業との整理を検証しつつ、引き続き本事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
利用者実人数	300	319	320	330	340	350

【重点施策】

(3) 地域づくり型介護予防事業

①「住民主体の介護予防のための通いの場」でのいきいき百歳体操

概要	●「住民主体の介護予防のための通いの場」にリハビリ専門職等を派遣し、いきいき百歳体操定着のための活動を支援します。					
第6期の評価	●平成 28 年度からモデル地区 2 か所で実施。その後順調に実施地区が増加しており、介護予防と交流の場づくりに効果が得られました。 ●参加者の体力測定の結果から、身体機能の維持向上に効果が見られています。					
第7期の取組	●高齢者の通いの場づくりのため、実施地区拡大に向けて、いきいき百歳体操の周知及び活動支援をしていきます。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
開催場所	—	4	16	24	32	40

②地域づくり型介護予防サポーター養成事業

概要	●住民運営の通いの場が、安心して楽しく通える場となり、介護予防に効果的な体操を継続するための協力者である介護予防サポーターを養成します。					
第6期の評価	●平成 28 年度に 30 名の介護予防サポーターが養成され、住民主体の通いの場の協力を行っており、住民主体の介護予防事業等に寄与しました。					
第7期の取組	●住民主体の通いの場の拡大のため、協力者となる介護予防サポーターを養成します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
介護予防サポーター 養成者数	—	30	49	64	79	94

③地域リハビリテーション活動支援事業

概 要	●介護予防・重度化防止の機能を強化するために、地域においてリハビリ専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進しています。
第6期の評価	●リハビリ専門職を「住民主体の介護予防のための通いの場」に派遣することにより、いきいき百歳体操定着のための活動を支援することにより、介護予防の取組の機能が強化されました。
第7期の取組	●上記事業を継続し、地域における介護予防の取組を機能強化します。



2 在宅生活の支援（基本目標 1ー基本施策 2）

基本施策 2 在宅生活の支援	(1)介護保険サービス(在宅系サービス)の充実
	(2)介護保険サービス(地域密着型サービス)の充実
	(3)各種相談及び権利擁護の推進 ①住宅改修相談員派遣事業 ②訪問等による高齢者の実態把握 ③総合相談 ④日常生活自立支援事業(あすてらす) ⑤成年後見制度の利用支援 ⑥高齢者虐待防止 ⑦高齢者緊急一時保護事業 ⑧養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置
	(4)介護保険外の高齢者福祉サービスの推進 ①高齢者配食サービス ②寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ③高齢者理美容料金助成事業 ④在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業 ⑤高齢者外出支援タクシー料金助成事業 ⑥要介護高齢者等日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話)給付事業 ⑦緊急通報システム事業 ⑧高齢者救急医療情報キット給付事業

(1) 介護保険サービス（在宅系サービス）の充実

概要	<p>高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して自立した生活ができるよう、自宅を中心に提供されるサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護 ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●通所介護 ●通所リハビリテーション ●短期入所生活介護 ●短期入所療養介護 ●福祉用具貸与 ●特定福祉用具販売 ●住宅改修費 ●特定施設入居者生活介護 ●介護予防支援・居宅介護支援 <p>※それぞれのサービスの内容は、資料編に記載しています。</p>
第6期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅サービスのニーズが高まり、訪問系サービスは増加傾向にあります。また、通所介護の給付費の減については平成 28 年度から小規模の通所介護が地域密着型通所介護に移行したことに伴うものです。
第7期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●一人暮らしの高齢者の増加により、在宅サービスのニーズが高まり、今後も継続的に増加するものと推測されることから、引き続き在宅系サービスの充実に取り組んでいきます。
実績と見込み	実績と見込みについては本章第 3 節に記載しています。

(2) 介護保険サービス（地域密着型サービス）の充実

概要	<p>高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるよう提供されるサービスです。原則として、市民のみが利用できるサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ● 夜間対応型訪問介護 ● 認知症対応型通所介護 ● 小規模多機能型居宅介護 ● 認知症対応型共同生活介護 ● 地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ● 看護小規模多機能型居宅介護 ● 地域密着型通所介護 <p>※それぞれのサービスの内容は、資料編に記載しています。</p>
第6期の評価	<p>●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加により、「泊まり」を含めたサービスの需要が高まっています。認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）の給付費の増については、第6期計画期間中に新たに施設整備されたことによります。</p>
第7期の取組	<p>●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加や認知症高齢者の増加が予測され、今後も地域密着型サービスの需要は増加すると見込まれることにより、引き続きサービス事業所の整備を推進し、サービスの充実に取り組んでいきます</p>
実績と見込み	<p>実績と見込みについては本章第3節に記載しています。</p>

※サービス基盤整備については、基本目標1施策4(1)に記載

(3) 各種相談及び権利擁護の推進

①住宅改修相談員派遣事業

概要	<p>●身体の機能が低下した高齢者向けの住宅の改修を行う場合に、専門家の住宅改修相談員を自宅に派遣します。</p>
第6期の評価	<p>●住宅改修相談員が派遣を希望する人の居宅を訪問し、家屋の住宅改修利用希望者の心身の状況を踏まえ、住宅施工業者及び居宅介護支援事業者と連携し、相談・助言及び指導を行うことができました。</p>
第7期の取組	<p>●住宅改修施行業者及び居宅介護支援事業者等と連携しながら、更なる検討をした上で、この事業の有効活用に努めます。</p>

②訪問等による高齢者の実態把握

概要	●総合相談支援業務を適切に行うため、高齢者宅への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集、地域の様々な関係者のネットワークの活用、保健・医療・福祉サービス関係機関との連携等を行い、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態を把握します。					
第6期の評価	●地域包括支援センターの実態把握により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態を把握することができました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
訪問件数	2,392	1,964	2,016	2,000	2,000	2,000

③総合相談

概要	<p>●総合相談支援として、次の業務を行います。</p> <p>(1) 初期段階での相談対応</p> <p>◇本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて相談を受け、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断します。</p> <p>◇適切な情報提供を行い、相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス提供又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。</p> <p>(2) 継続的・専門的な相談支援</p> <p>◇初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者から詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定します。</p> <p>◇支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐと共に、当事者や関係機関から定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認していきます。</p>					
第6期の評価	●市内8か所に設置した地域包括支援センターが介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口として、高齢者の生活全般の悩み・相談に関して支援することができました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
件数	19,301	18,876	19,011	19,000	19,000	19,000

④日常生活自立支援事業（あすてらす）

概要	●判断能力の不十分な高齢者等の金銭の管理や重要書類の預かり、福祉サービス利用の補助等を有償で行う事業で、那須塩原市社会福祉協議会が県社会福祉協議会から受託して実施しています。
第6期の評価	●あすてらすの利用者は、増加しています。 ●利用者の高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、事業の範囲内の支援では対応できないニーズが増加し、地域連携の必要性が高まってきています。
第7期の取組	●今後も地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化していきます。

⑤成年後見制度の利用支援

概要	●認知症等により判断能力が不十分な高齢者や知的障害者等を対象に、成年後見人等が契約などの法的行為について「代理」や「同意」などの機能を行行使し権利を守る成年後見制度の利用を支援しています。
第6期の評価	●地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度利用を支援することにより、高齢者の権利擁護の実現に寄与しました。
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。 ●認知症の人や一人暮らし高齢者の増加に伴い、必要性が一層高まっているため、後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保すること等の体制整備を検討します。

⑥高齢者虐待防止

概要	●地域包括支援センターを中心とした関係機関のネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見と早期対応、未然防止に努め、高齢者の尊厳と安心した生活の確保を図ります。
第6期の評価	●地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見と早期対応に努め、早期発見と早期対応の効果が得られました。
第7期の取組	●虐待対応については、庁内及び関係機関や地域の関係者と連携を更に強化していきます。

⑦高齢者緊急一時保護事業

概要	●養護者から虐待を受けている高齢者や養護者の疾病等により在宅での生活が困難な高齢者その他の緊急に保護が必要な高齢者を一時的に施設に入所させることにより、安心した生活の確保を図ります。
第6期の評価	●平成29年4月から、本事業が開始され、高齢者虐待の早期対応に寄与しました。
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。

⑧養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置

概 要	<p>●養護老人ホーム</p> <p>養護老人ホームとは、在宅での生活が困難な高齢者の自立支援を行うため、市が措置する施設です。</p> <p>養護老人ホームへの入所は措置基準に基づき、入所判定委員会において必要性があると判定された方が対象となります。具体的な基準は次のとおりです。</p> <p>[入所措置の基準]</p> <p>65歳以上で、在宅では日常生活を営むことに支障があり、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合</p> <p>(1) 環境上の事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇健康状態：入院治療を要する状態でないこと。 ◇環境の状況：家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では、在宅において生活することが困難であると認められること。 <p>(2) 経済的な事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇入所しようとする高齢者の世帯が、生活保護法による保護を受けていること。 ◇入所しようとする高齢者とその生計を維持する者に市民税の所得割が課税されていないこと。 <p>●特別養護老人ホーム</p> <p>身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするものの、在宅で介護を受けることが困難である高齢者が、やむを得ない事由で特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）に入所することが著しく困難であると認める場合は、市が入所を委託することができます。</p>					
第6期の 評価	●在宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して適切に養護老人ホーム等への適切な入所措置を行うことができました。					
第7期の 取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
措置入所者人数	17	17	17	—	—	—

(4) 介護保険外の高齢者福祉サービスの推進

①高齢者配食サービス

概要	●65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、心身の障害、傷病等により調理が困難な状態又は低栄養状態にある高齢者を対象に、定期的に自宅を訪問し栄養バランスのとれた食事を提供し、安否確認を実施します。					
第6期の評価	●利用者数は横ばいでしたが、食事の提供に伴い、安否確認を行うことにより、安心した在宅生活の維持に効果がありました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
利用人数	201	195	200	205	210	215

②寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

概要	●65歳以上の一人暮らしあるいは高齢者のみの世帯で、心身の障害や傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な高齢者に対し、クリーニング料金の9割を助成します。					
第6期の評価	●寝具類の衛生管理のために取り組みましたが、利用件数が低迷しました。					
第7期の取組	●広報等により事業の周知を行い、利用件数の増加を目指します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
利用件数	7	6	10	10	10	10

③高齢者理美容料金助成事業

概要	●65歳以上で要介護認定を受けている在宅の高齢者に対し、理髪店や美容院利用助成券を交付し、経済的負担の軽減を図ります。					
第6期の評価	●利用者数が増加し、本事業のニーズが高まっています。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
利用件数	720	805	820	830	840	850

④在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業

概要	●65歳以上で要介護認定を受け、主にベッド上で生活している人又は日常生活に支障を来すような認知症がある人で、常時おむつが必要な在宅の高齢者におむつ助成券を交付して経済的負担の軽減を図ります。					
第6期の評価	●利用者数が増加し、本事業のニーズが高まると共に、利用者及びその家族の経済的負担の軽減に寄与しました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
利用件数	829	875	890	900	915	925

⑤高齢者外出支援タクシー料金助成事業

概要	●自らの移動手段の確保が困難で、同居等の親族による外出支援を受けることができない70歳以上の高齢者に対し、タクシーを利用する際の料金を一部助成することにより、移動手段の充実を図ります。(平成28年9月開始)					
第6期の評価	●通院や買物などの移動手段の確保が課題でしたが、本事業を実施したことにより、高齢者の外出支援に寄与しました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
交付件数	—	1,949	2,300	2,370	2,440	2,500

⑥要介護高齢者等日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器、福祉電話）給付事業

概要	●65歳以上で低所得の寝たきり高齢者、認知症の人、一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に対し、自動消火器、火災警報器、電磁調理器、電話機を給付し、又は貸与することにより日常生活の不安の解消を図ります。					
第6期の評価	●防火対策として取り組みましたが、利用件数が低迷しました。					
第7期の取組	●広報等により事業の周知を行い、利用件数の増加を目指します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
給付件数 (福祉電話以外)	0	1	5	10	10	10
貸与台数 (福祉電話)	23	19	20	20	20	20

⑦緊急通報システム事業

概要	●在宅で生活する65歳以上の一人暮らし、高齢者のみ世帯又は重度障害者と同居している高齢者に対し、日常生活の相談や緊急事態に迅速に対応できる連絡体制を確立し、安全確保及び精神的な不安解消を図るため、緊急通報装置を無償で貸与します。					
第6期の評価	●平成28年度は、貸与台数が減少したものの、緊急時の連絡体制を整備することにより、安心した在宅生活の維持に効果がありました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
貸与台数	375	347	355	365	375	385

⑧高齢者救急医療情報キット給付事業

概要	●一人暮らしの高齢者等に救急医療情報キットを給付し、安全と安心の確保を図ります。					
第6期の評価	●順調に累計給付数が伸びており、安心した在宅生活の維持に寄与しました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
給付数(年間)	183	150	59	50	50	50
給付数(累計)	1,961	2,111	2,170	2,220	2,270	2,320

3 安心できる住まいの確保（基本目標1ー基本施策3）

<p>基本施策3</p> <p>安心できる住まいの確保</p>	<p>(1)介護保険サービス(施設・居住系サービス)の充実</p> <p>①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④介護療養型医療施設</p> <p>(2)高齢者が暮らしやすい環境の充実</p> <p>①那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>②公共施設・民間施設のバリアフリー化</p> <p>③地域包括支援センターによるケアマネジャー等の支援</p> <p>④公共交通ネットワークの形成 ⑤交通安全 ⑥消費者被害の防止</p> <p>⑦防犯 ⑧防災</p>
--	---

(1) 介護保険サービス（施設・居住系サービス）の充実

概要	<p>高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるための基盤となる施設及び居住系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護医療院(新規) ●介護療養型医療施設 <p>※それぞれのサービスの内容は、資料編に記載しています。</p>
第6期の評価	<p>●一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加により家族の介護力の低下が想定されることから、施設・居住系サービスの需要は高まっています。</p>
第7期の取組	<p>●一人暮らしの高齢者の増加により、今後も施設・居住系サービスは必要とされます。今後も計画的に施設整備を進めます。</p>

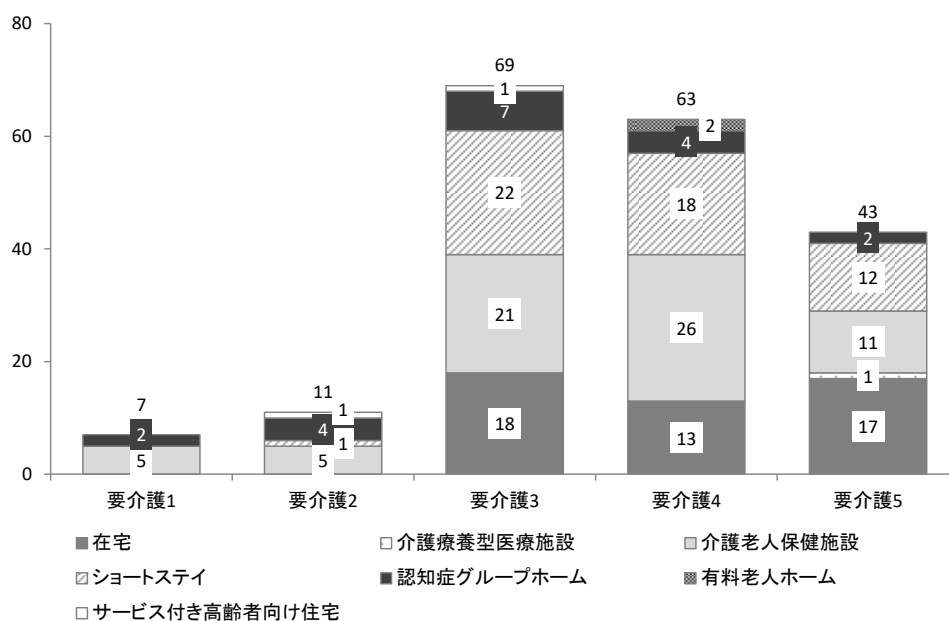
高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるための基盤となる施設及び居住系サービスの基盤整備を進めていきます。

平成29年5月1日現在の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の総数は、193人となっています。

要介護区分で見ると、要介護1が7人、要介護2が11人、要介護3が69人、要介護4が63人、要介護5が43人となっており、要介護4・5の重度者が54.9%を占めています。待機場所は、在宅で待機する要介護者が48人、介護療養型医療施設が1人、介護老人保健施設が最も多く68人、ショートステイを利用する者が53人、認知症グループホームが19人、有料老人ホームが2人、サービス付き高齢者向け住宅が2人となっています。

どの要介護区分でも、介護老人保健施設での待機者が多く、要介護3～5は、在宅及びショートステイでの待機者も多くなっています。

【介護老人福祉施設入所待機者数】



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者数は、前述したとおり 193 人です。要介護 1 は居宅サービスの利用により在宅生活が可能であると考えられます。

要介護 2 は同居者がいる場合、居宅サービスの利用や家族のサポートにより、在宅での生活が可能であると考えられますが、一人暮らしで認知症のある方については見守りが必要となります。

要介護 3 は、介護度が上がる方と下がる方が混在していますが、寝たきり度・認知症度が進行している方もいるため、在宅での生活が困難になります。そのため、介護者・家族等の状況を考慮しました（グループホーム入居者を除く。）。

要介護 4・5 は、重度化しているため、常に介護が必要で、更に医療行為を必要とする方が多くなります。緊急に入所が必要な方もいるため特に設定せず、グループホーム入居者を除く全員を対象としました。

精査後の介護老人福祉施設入所待機者数は 115 人で、そのうち在宅での待機者数は 36 人となっています。

【介護老人福祉施設入所待機者数】

(単位：人)

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
在 宅	0	0	18	13	17	48
医 療 療 養 病 床	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	1	1
医療機関（入院）	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	5	5	21	26	11	68
ショートステイ	0	1	22	18	12	53
認知症グループホーム	2	4	7	4	2	19
軽費老人ホーム	0	0	0	0	0	0
有料老人ホーム	0	0	0	2	0	2
サービス付き高齢者向け住宅	0	1	1	0	0	2
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	7	11	69	63	43	193

【精査後（更に家族の介護力を考慮）の介護老人福祉施設入所待機者数】

(単位：人)

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
在 宅	0	0	6	13	17	36
医 療 療 養 病 床	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	1	1
医療機関（入院）	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設	0	4	2	26	11	43
ショートステイ	0	1	0	18	12	31
認知症グループホーム	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	0	0	0	0	0	0
有料老人ホーム	0	0	0	2	0	2
サービス付き高齢者向け住宅	0	1	1	0	0	2
そ の 他	0	0	0	0	0	0
計	0	6	9	59	41	115

介護保険施設等の基盤整備については、入所待機者の状況や地域の事業所整備状況等を踏まえ、必要とされるサービス供給が可能となるような整備を推進していきます。

第7期計画では、高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスを適切に利用できる基盤整備が必要です。このようなニーズを踏まえ、できる限り自立した生活ができ、重度化を防ぐような施設等の整備を進めていきます。

また、市民のみが利用（原則）できる地域密着型サービス事業所の整備を推進します。

○第7期計画中の施設・居住系サービス基盤整備計画

サービス名	H30		H31		H32		合計	
	施設	床数	施設	床数	施設	床数	施設	床数
特別養護老人ホーム（広域型）	－	－	－	－	1	50	1	50
認知症対応型共同生活介護	－	－	1	18	－	－	1	18
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	－	－	1	－	－	－	1	－
看護小規模多機能型居宅介護※	－	－	1	(9)	－	－	1	(9)
合計	－	－	3	18	1	50	4	68

※看護小規模多機能型居宅介護の（）内数値は宿泊定員

(2) 高齢者が暮らしやすい環境の充実

①那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●少子高齢化の流れの中で、現在の人口規模と高齢者を支えるための働き手・担い手となる生産年齢人口を維持するために施策を展開します。 ●市組織各部の連携及び関係団体や市民との協働により、本市の特徴を生かした定住促進を図り、若い世代から「選ばれるまち」づくりを進めます。
----	---

②公共施設・民間施設のバリアフリー化

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の積極的な社会参加のため、安全・安心に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進すると共に、民間施設への普及を促進します。
----	---

③地域包括支援センターによるケアマネジャー等の支援

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう主任ケアマネジャーを中心に、主治医、ケアマネジャーなど多職種協働・多職種連携による長期継続ケアマネジメントの後方支援を行っています。
----	---

④公共交通ネットワークの形成

概 要	<ul style="list-style-type: none">●日常生活の移動に対して不安を感じることなく、安心して暮らせる生活を支える地域公共交通ネットワークの形成を目指します。●多様化する利用者ニーズや高齢化の進行に対応するため、隣接する市町へのゆへバスの乗り入れなど、利便性の高い広域的かつ総合的な地域公共交通ネットワークの形成を目指します。
------------	--

⑤交通安全

概 要	<ul style="list-style-type: none">●全国的に高齢者の交通事故が増加傾向にあることから、警察署や関係機関との連携により、高齢者等市民各層を対象とした交通安全教育を推進すると共に、広く交通安全の啓発を行い、交通事故防止を図ります。
------------	--

⑥消費者被害の防止

概 要	<ul style="list-style-type: none">●インターネットや携帯電話の普及により、高齢者を狙った振込め詐欺や訪問販売などの消費者トラブルが増加しています。●高齢者を対象とした消費生活に関する情報提供や啓発活動を行い、消費者として必要な正しい知識の普及に努めます。●消費生活センターを拠点に、消費生活に関する相談業務の充実を図ります。
------------	---

⑦防犯

概 要	<ul style="list-style-type: none">●地域社会の関係が希薄化する中、高齢者等を巻き込んだ凶悪な犯罪が社会問題化しています。●関係機関と連携し、防犯に関する情報の提供により防犯意識の向上を図るほか、地域の防犯力を高めるためのリーダー育成や地域組織の設立や活動の支援に努め、犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。
------------	---

⑧防災

概 要	<ul style="list-style-type: none">●異常気象等により、全国各地で大規模災害が多発する中、災害に対する備えが重要となっています。●防災対策を推進するため、市民協働の防災体制づくりや地域防災計画の改訂等を随時実施します。●市民協働による災害に強いまちづくりの推進に重点を置き、自主防災組織が市内全域で結成できるよう支援します。●災害発生時には、自主防災組織を中心に、民生委員・児童委員などが連携して避難行動要支援者の避難支援をするための名簿の整備などにより、緊急時における各地区の役割を明確にし、初動時における体制の整備を図ります。●自主防災組織や消防団・常備消防・市が連携し、大規模災害の発生を想定した総合防災訓練を実施する中で、避難行動要支援者の支援についても訓練を行います。
------------	---

4 介護サービスの質の向上（基本目標1－基本施策4）

<p>基本施策4 介護サービスの 質の向上</p>	<p>(1)介護サービスの質の向上</p> <p>①介護サービス相談員派遣事業 ②事業者指導</p> <p>③地域密着型サービス運営推進会議 ④外部評価・第三者評価 ⑤各種連絡協議会</p>
--	---

(1) 介護サービスの質の向上

①介護サービス相談員派遣事業

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス利用者、又はその家族の疑問や不満、不安の解消を図ると共に、介護サービスの質的向上を図ることを目的としています。 ●介護サービス相談員は、介護サービス提供事業所を訪ね、サービス利用者やその家族の相談に応じると共に、利用者が適正かつ充実したサービスが受けられるよう、サービス提供事業者や行政への橋渡し役も担っています。 					
第6期の 評価	●利用者等の疑問、不満及び不安の解消や介護の現場を訪問することで、介護サービス事業者の質的向上を図ることができました。					
第7期の 取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
派遣先施設・事業所数	85	89	92	95	98	101

②事業者指導

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●サービスの質の確保・向上が図られるよう、事業者の育成・支援を念頭に、事業者からの日常的な相談・指導を行うほか、市が直接の指導監督権を有する地域密着型サービス、総合事業、居宅介護支援を行う事業者に対して指導を行います。 ●県が指導監督権を有するその他市内の介護サービス施設・事業所については、県との連携を図りながら指導を行います。 ●実地指導 ◇おおむね3年に1回、介護サービス施設・事業所を訪問し、文書・証票類等の確認やヒアリング等により運営上の指導を行います。 ◇運営基準・介護報酬基準に基づいた体制・運営が適正に実施されているか等報酬請求上の指導を行います。 ●集団指導 適正なサービスを確保するための制度周知や、介護報酬請求に係る過誤や不正を防止するため、事業者の集団指導を行います。 					
第6期の評価	●介護保険法第23条及び市の指導指針に基づき、事業所において関係書類の確認や職員からの聞き取り、設備の確認等を行うことにより、介護サービス事業所及び管理者等のサービスの質の向上を図ることができました。					
第7期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を継続します。 ●今後、権限委譲等で市が指導監督権を持つ事業所が増加する見込みであることから、指定期間を見据えた指導体制が必要です。 					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
実地指導件数	6	10	10	25	26	26

③地域密着型サービス運営推進会議

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症対応型共同生活介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所は少なくとも2か月に1回、地域密着型通所介護事業所はおおむね6か月に1回（年に2回）以上開催しなければならないことになっています。 ●地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的に、利用者・家族・自治会長・民生委員・地域包括支援センター・行政等が参加しています。 					
第6期の評価	●会議の構成員として各事業所の運営推進会議に参加したことで、サービスの質の確保を図ることができました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					

④外部評価・第三者評価

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●外部評価 認知症対応型共同生活介護事業者は、年1回、自ら提供するサービスの質の評価・点検（自己評価）を行うと共に、県が選定した評価機関が第三者の観点から行う評価（外部評価）を受け、それぞれの結果を対比し、外部評価の結果を踏まえて、総括的な評価を行い、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ります。 ●第三者評価 ◇社会福祉法による社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価するもので、福祉サービスの質の向上を支援し、利用者への情報提供を通して、利用者本位の福祉サービスの実現を目指しています。 ◇小規模多機能型居宅介護事業者と認知症対応型共同生活介護事業者は、介護保険の外部評価を持って、第三者評価とみなされます。
<p>第6期の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症対応型共同生活介護事業者は第三者評価機関、小規模多機能型居宅介護事業者は運営推進会議を利用した外部評価をそれぞれ実施しており、サービスの質の評価と改善を図ることができました。
<p>第7期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を継続します。

⑤各種連絡協議会

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内にある介護サービス事業者等が、サービスの質の向上等を目的に各種連絡協議会を組織し、その内容の充実と支援に努めます。 ●介護保険事業者連絡協議会 市内の介護保険事業者で組織され、介護保険事業を円滑に進め、被保険者の立場に立った質の高いサービスを効率的に提供することを目指しています。 ●地域密着型サービス事業者連絡協議会 市内の地域密着型サービス事業者で組織され、地域密着型サービスを円滑に進め、質の高いサービスを効率的に提供することを目指しています。 ●ケアマネジャー連絡協議会 市内の居宅介護支援事業者、地域包括支援センターの職員及び介護保険施設に勤務するケアマネジャー（任意会員）で組織され、地域支援事業・介護保険の利用者の立場に立った公正中立かつ適正な介護サービス計画の作成及びケアマネジャーの資質の向上を目指しています。
------------------	--

5 医療と介護の連携（基本目標 1－基本施策 5）

基本施策 5

医療と介護の連携

(1)医療と介護の連携の推進【重点施策】

(1) 医療と介護の連携の推進

○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業所などの関係者の連携を推進していきます。

<p style="text-align: center;">概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の医療・介護の資源の把握 地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、これまでに本市が把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有します。 ●在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策等の検討を行います。 ●切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。 ●医療・介護関係者の情報共有の支援 情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。 ●在宅医療・介護連携に関する相談支援 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援します。 ●医療・介護関係者の研修 地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。 必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行います。 ●地域住民への普及啓発 在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。 ●在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携 那須在宅医療圏内の市町や隣接する市町が連携して、広域連携が必要な事項について検討します。
<p style="text-align: center;">第6期の 評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療資源の把握、多職種連携会議の開催、研修、講演会などを那須郡市医師会と協力して実施しました。 ●アンケートでは、在宅医療と介護の関係者間での連携がうまくとれていないことを課題と感じているケアマネジャーが過半数となっており、在宅医療と介護の連携の強化が課題となっています。

	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護状態になっても、在宅での生活を望む人が在宅生活が継続できるよう、那須在宅医療圏（那須塩原市、大田原市、那須町）で今後在宅医療と介護を一体的に提供する体制構築について取り組む必要があります。
<p>第7期の 取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携会議等を実施し、在宅医療と介護の関係者間の連携を強化すると共に在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討していきます。 ●那須塩原市、大田原市、那須町で「那須地区在宅医療・介護連携支援センター（仮称）」を設置し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築していきます。

6 認知症施策の推進《認知症総合支援事業》（基本目標1－基本施策6）

基本施策6

認知症施策の推進

《認知症総合支援事業》

(1)認知症予防の支援

(2)認知症に対する地域の理解・啓発の推進

①認知症サポーター養成講座

(3)認知症の人への支援体制の整備【重点施策】

①総合的な相談支援体制の整備 ②地域の見守りネットワークの構築

③認知症初期集中支援チームの設置 ④認知症地域支援推進員の設置

(4)介護者支援

①介護サービス施設事業所の整備 ②介護教室、介護者サロン等の開催

(5)若年性認知症施策の推進

①若年性認知症施策の普及啓発(新規)

(6)権利擁護の推進

①日常生活自立支援事業(あすてらす)(再掲) ②成年後見制度の利用支援(再掲)

③高齢者虐待防止(再掲)

○認知症の人（若年性認知症を含む。以下同じ）の大幅な増加が見込まれる中、必要な医療や介護のほか、日常生活における支援などの充実が求められています。

○認知症に対する市民の理解や関心は高まっていますが、まだ十分に理解が深まっているとはいえません。

○多くの市民が認知症に対する偏見の解消を図り、認知症に関する正しい知識と理解を促進し、認知症の人や家族を地域で支えていくネットワークの構築と支援体制の整備を推進します。



(1) 認知症予防の支援

認知症予防の支援として、地域包括支援センターとの連携強化を図り、介護予防教室「元気もりもり講座」を中心とした認知症予防教室の開催を推進します。

(2) 認知症に対する地域の理解・啓発の推進

認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を図ると共に、認知症の人本人とその家族を地域で支える意識の啓発を推進します。

①認知症サポーター養成講座

概要	●認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を推進します。					
第6期の評価	●順調に認知症サポーターは増加していますが、これからの社会を担う子どもたちや働き盛りの年齢層の認知症サポーターが不十分な状況です。					
第7期の取組	●引き続き認知症サポーター養成講座を実施します。 ●小中学校、企業や商工会などに認知症サポーター養成講座の開催を働きかけ、若い世代を中心とした認知症サポーターの増加を目指します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
養成人数	3,581	4,130	4,630	5,130	5,630	6,130

【重点施策】

(3) 認知症の人への支援体制の整備

認知症の人とその介護者が安心して生活を送ることができるよう、地域包括支援センター等における総合的な相談支援体制の充実を図ると共に、徘徊SOSネットワークほか、地域住民や保健・医療・福祉分野の関係者等によるネットワークを構築し、地域の見守り体制を推進します。

①総合的な相談支援体制の整備

概要	●認知症に関する様々な相談や必要な医療・介護保険サービスの提供など、適切に対応できる総合的な相談体制の整備を推進します。
第6期の評価	●地域包括支援センターが認知症の総合的な相談窓口として対応することができました。
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。

②地域の見守りネットワークの構築

概要	●認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症への対応（予防・早期発見・ケア等）ができる地域の社会資源を活用し、地域で支える見守りネットワークの構築を推進します。
第6期の評価	●地域ケア会議の中で徘徊認知症高齢者の見守りネットワークの構築に向けて具体的に検討しました。
第7期の取組	●引き続き地域で支える見守りネットワークについて検討します。

③認知症初期集中支援チームの設置

概要	●認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。					
第6期の評価	●在宅介護実態調査の結果、認知症状への対応に不安を感じている介護者が多いことまた、重症化してから医療機関を受診する認知症の人が多くことから、認知症初期集中支援チームの設置について検討しました。					
第7期の取組	●認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を開始します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
チーム数	—	—	—	1	1	1

④認知症地域支援推進員の設置

概要	●認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整を行う認知症地域支援推進員の育成・設置を行います。					
第6期の評価	●認知症の人が住み慣れたよい地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ全ての機関を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要です。					
第7期の取組	●認知症地域支援推進員を設置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や相談業務等を行い、認知症の人やその家族を支援します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
推進員数	—	—	—	1	1	1

(4) 介護者支援

①介護サービス施設事業所の整備 (P.82 参照)

②介護教室、介護者サロン等の開催

概要	●在宅で介護する家族等を支援するため、介護者を対象とした認知症の理解や介護方法等を学ぶ介護教室の開催や、介護中の人や介護経験のある人を交えた交流の場づくりを推進します。
第6期の評価	●介護者への支援を行うため、介護教室等の開催について計画しました。
第7期の取組	●介護教室等を開催し介護者への支援を行います。

(5) 若年性認知症施策の推進

65歳未満で発症する若年性認知症の人は、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なった複数介護等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要があります。

①若年性認知症施策の普及啓発 (新規)

概要	●若年性認知症の人に対するサービスの提供については、身体能力などを勘案した活動的なプログラムに取り組む介護サービス事業所や就労支援に取り組む障害福祉サービス事業所などが一部あるものの、若年性認知症の人は、その数が少ないことや身体状況が高齢者と異なる等の特性があることから、より身近な地域での居場所づくり、就労・社会参加支援等を検討していきます。
----	--

(6) 権利擁護の推進

関係機関等との連携を図りながら、制度の説明や福祉サービスの利用を支援します。

①日常生活自立支援事業 (あすてらす) (再掲。P.77 参照)

②成年後見制度の利用支援 (再掲。P.77 参照)

③高齢者虐待防止 (再掲。P.77 参照)

7 支え合う地域づくりの推進（基本目標1ー基本施策7）

基本施策7 支え合う地域づくりの推進	(1)地域見守り支え合い体制の整備【重点施策】 ①地域住民助け合い事業
	(2)高齢者台帳(一人暮らし・高齢者のみ世帯)の整備
	(3)敬老事業の実施 ①敬老会の開催支援 ②敬老祝金・記念品の贈呈

【重点施策】

(1) 地域見守り支え合い体制の整備

- 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加や認知症の人の増加が大きな課題となっています。
- 高齢者の在宅生活を支えるために活用できる地域の保健・医療・介護・福祉の関係者やNPO法人、ボランティア等の社会資源を洗い出し、地域包括支援センターを中核とした地域ネットワークの構築を目指します。
- 地域ネットワークを構成する社会資源との連携や情報の共有化等の取組を支援すると共に、地域の住民やボランティア等が取り組む高齢者の安全・安心を支えるための見守りや安否確認等の活動を支援していきます。

①地域住民助け合い事業

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●行政によるサービスだけでなく多様な主体による、重層的な生活支援サービスが地域で提供される体制整備が求められています。 ●地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置を促進します。 ●地域の課題について協議する場（協議体）の設置を実施します。 ●元気高齢者が担い手となり、地域住民がお互いに見守り、助け合うための組織を結成し、互助の仕組みの構築を進めます。 					
第6期の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支え合い推進員を15公立公民館中10か所に配置し、見守り組織を結成し、高齢者を含めた地域住民が、互いに支え合い、住み慣れた地域での生活を続けられるよう、地域づくりを推進しています。見守り組織は、年々増加しています。 ●組織活動の中で見えてきた地域の課題について、解決に向けた話し合いの場（協議体）を充実させていくことが必要です。 					
第7期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支え合い推進員を全15公立公民館に配置し、地域の実情に応じて地域住民がお互いに見守り、助け合うための組織を結成していきます。 ●組織の活動の中で住民同士が地域の課題について共有し解決に向けて話し合う場（協議体）の充実と、課題集約の仕組みの確立を図ります。 					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
見守り活動実施 自治会数	11	34	50	65	80	90

(2) 高齢者台帳（一人暮らし・高齢者のみ世帯）の整備

概 要	●一人暮らし等の高齢者に対して、緊急時の対応や在宅福祉サービス提供のため、民生委員等の協力を得て台帳の整備を図ります。
第6期の 評価	●一人暮らし高齢者等の安心した在宅生活の支援に寄与しました。
第7期の 取組	●引き続き事業を継続します。

(3) 敬老事業の実施**①敬老会の開催支援**

概 要	●長年、地域社会に貢献してきた高齢者に対して敬意を表し、各地区の自治会などが中心となり開催する、地域の自主性、独自性を重んじた敬老会を支援します。
第6期の 評価	●高齢者を敬い長寿を祝うと共に、若い世代への敬老思想の浸透を図ることにより、高齢者の生きがいがいづくりに寄与しました。
第7期の 取組	●引き続き事業を継続します。

②敬老祝金・記念品の贈呈

概 要	●高齢者の長寿を祝福して、人生の祝年を迎える高齢者に対し、敬老祝金・記念品を贈呈します。
第6期の 評価	●敬老祝金・記念品を贈呈することにより、高齢者の長寿を祝福し、幸福を感じていただくことにより、高齢者の生きがいがいづくりに寄与しました。
第7期の 取組	●引き続き事業を継続します。

8 地域包括支援センターの機能・運営の強化（基本目標1ー基本施策8）

基本施策8 地域包括支援センターの機能・運営の強化	(1)地域包括支援センター機能の強化
	(2)地域包括支援センター運営の強化
	(3)基幹型地域包括支援センターの設置

(1) 地域包括支援センター機能の強化

- 高齢者の自立支援・介護予防の推進、生活支援サービスの充実、総合事業の推進に当たっては、地域包括支援センター機能強化が必要不可欠となります。
- 地域包括支援センターが行うケアマネジメント支援についても、ケアマネジャー個人への支援から、地域の住民やサービス事業所等を含めた「地域全体をターゲットとする支援」へ拡大することが求められています。
- 地域包括支援センターが本来の機能・役割を担うことができるよう現行業務体制等を見直し、多様なニーズに対応できるよう体制の整備を目指します。

(2) 地域包括支援センター運営の強化

- 地域包括ケアの実現に向けたネットワークづくりをはじめ、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な推進を確保するため、業務指針等の再整理を行い、行政との役割の明確化を図ります。
- 地域包括支援センター運営協議会を中心として、運営上の問題や課題等を把握し、適切な運営を確保するための解決策や必要な支援内容等の検討を行います。
- 適切な事業運営を図るため、地域包括支援センターの活動を定期的に評価していく仕組みを検討します。

(3) 基幹型地域包括支援センターの設置

- 基幹型地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護サービスのみならず、地域の多様なサービスを高齢者の心身の状況の変化に応じて継続的・包括的に提供し、高齢者、介護者等の地域住民の心身の健康保持及び生活安定並びに保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として設置を検討します。

○主な業務は次のようなものです。

- ①地域包括支援センターの統括、監督・指導及び連携調整
- ②地域包括ケアシステム構築のために必要な取組
- ③地域包括支援センター事業に必要な高齢者に関する情報提供
- ④地域包括支援センターに従事する職員の資質向上を図るための研修の実施
- ⑤地域包括支援センターに従事する職員に対する指導及び助言
- ⑥その他市長が必要と認める事業

第2節 高齢者の社会参加の促進

1 居場所づくり・社会参加の促進（基本目標2—基本施策1）

- 元気な高齢者と要支援・要介護認定を受けている高齢者が一緒に、地域において生きがいや役割を持って生活できるような集いの場、通いの場など、身近に参加できる居場所づくりや社会参加を推進します。
- 団塊の世代をはじめとするシニア世代は、豊富な経験や知識を持ち地域活動やまちづくりに欠かせない存在です。

基本施策1 居場所づくり・ 社会参加の促進	(1)高齢者の多様な交流の場の支援【重点施策】 ①生きがいサロン推進事業の実施 ②街中サロンの運営支援 ③新しい居場所づくりの推進 ④元気アップデイサービス事業(再掲) ⑤シニアセンターを拠点とした居場所づくり(再掲)
	(2)高齢者の多様な活動の支援【重点施策】 ①老人クラブの活動支援 ②シルバー人材センターの活動支援 ③シルバー大学校同窓会会員との連携 ④介護支援ボランティアポイント事業の推進
	(3)生涯現役応援体制の構築
	(4)生涯学習、スポーツ、レクリエーションの場の提供 ①生涯学習の場の提供 ②スポーツ・レクリエーション活動の場の提供

【重点施策】

(1) 高齢者の多様な交流の場の支援

①生きがいサロン推進事業の実施

概要	●地域の人材を活用し、地域が運営する寄り合いどころである「生きがいサロン」の開設により、高齢者が住み慣れた地域で楽しみと生きがいを見出し、いきいきと安心して日常生活を送るための支援を行い、地域内の見守り・助け合いの精神の醸成を図り、地域福祉の向上を推進します。					
第6期の評価	●順調に開催箇所が増加し、高齢者の閉じこもり防止及び孤立防止に効果がありました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
箇所数	52	58	59	63	67	71

②街中サロンの運営支援

概要	●街中サロン事業は、おおむね 65 歳以上の高齢者が会員となり、会員相互及び地域住民との交流を図りながら、会員や利用者が自ら持つ能力を生かし、食事の提供やグループ活動、各種イベントなど様々な事業を自主的に展開しています。					
第6期の評価	●事業内容の恒常化と共に、利用者の減少及び固定化が見受けられました。					
第7期の取組	●今後の在り方について検討します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
元気ほん歩利用者数	8,411	6,624	8,000	今後の在り方を検討します。		
ひなたぼっこ利用者数	5,235	4,919	5,000			

③新しい居場所づくりの推進

概要	●高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者、認知症高齢者などが増加する見込みのため、高齢者の身近な地域における新しい居場所づくりについて、地域包括ケア推進会議等において検討します。
-----------	---

④元気アップデイサービス事業（再掲。P.72 参照）

⑤シニアセンターを拠点とした居場所づくり（再掲。P.71 参照）

【重点施策】

(2) 高齢者の多様な活動の支援

高齢者が豊かな生活と健康の維持・増進を図るため、地域や社会との関わりを持ち続け、社会を支える一員として高齢者が自ら役割を見出し、豊富な経験や知識、技能を生かした活動ができるよう支援します。

①老人クラブの活動支援

概要	●高齢者の社会活動への参加を促進するため、仲間づくりや健康づくり、趣味や教養などの学習活動、社会奉仕やその他の地域活動など、自らの生きがいを高める様々な活動を支援します。					
第6期の評価	●高齢者の仲間づくりや健康づくりなどの推進のため必要な団体ですが、クラブ数及び会員数の減少が続いています。					
第7期の取組	●引き続き支援を継続します。また、魅力ある老人クラブのPR等により会員数等の減少の防止に努めます。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
老人クラブ数	66	65	62	62	62	62

②シルバー人材センターの活動支援

概要	●シルバー人材センターは、高齢者の知識・経験・能力が生かされる仕事を家庭・事業所・公共団体等から受け、会員に提供しています。 ●シルバー人材センターが実施している受注の拡大、生活支援サービスの拡大に向けた技能講習の充実、会員組織活動の強化、事務局機能の強化等を支援します。					
第6期の評価	●高齢者の希望に応じた、臨時的かつ短期的な就業の機会の確保に寄与し、高齢者の能力を活用した活力ある地域社会づくりを推進できました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
会員数	757	769	787	798	808	819

③シルバー大学校同窓会会員との連携

概要	●栃木県シルバー大学校の卒業生が、同校で学んだ知識や経験を生かし、地域活動を実践しています。					
第6期の評価	●シルバー作品文化祭への協力、シニアサポーターとしての活動において連携し、社会参加の促進を図ることができました。					
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。					

④介護支援ボランティアポイント事業の推進

概要	●高齢者が、介護保険事業所等でボランティア活動を行うことにより、社会参加の促進や健康増進・介護予防を図るため、ボランティア活動を始めるきっかけとなる事業を推進します。					
第6期の評価	●元気な高齢者の社会参加の促進と本人の健康増進や介護予防のため、事業を開始しましたが、ボランティア活動登録者数が低迷しました。					
第7期の取組	●事業の周知、活動登録者相談会の開催等により、ボランティア活動登録者数の増加を目指します。					
実績と見込み	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (見込み)	H30 (計画)	H31 (計画)	H32 (計画)
ボランティア活動登録者数	77	105	130	160	180	200

(3) 生涯現役応援体制の構築

高齢者の社会参加（ボランティア活動、就労、学習等）の促進を図り、健康で意欲を持った高齢者がいきいきと輝く生涯現役社会の実現を目指すため、生涯現役応援体制の構築を推進します。

(4) 生涯学習、スポーツ、レクリエーションの場の提供

①生涯学習の場の提供

概要	●公民館の高齢者学級において開催している各種講座、地域活動の実践のための学習機会である栃木県シルバー大学の活用を積極的に呼びかけ、様々な学習の機会が得られるよう支援します。 ●公民館等の生涯学習講座、文化交流活動、シルバー作品文化祭など活動成果の発表の場の提供を行います。
第6期の評価	●シルバー作品文化祭を西那須野産業文化祭と同日開催に変更した結果、来場者数が増加し、活動発表の場の充実を図ることができました。
第7期の取組	●引き続き事業を継続します。

②スポーツ・レクリエーション活動の場の提供

概要	●高齢者の交流、体力の維持、健康の増進を目的としたスポーツ活動や健康体操、社交ダンス、カラオケなどレクリエーション活動の促進を図ります。
第6期の評価	●老人クラブスポーツ大会の開催支援及び生きがいサロン等の開催支援により、スポーツ活動やレクリエーション活動の場の提供に寄与しました。
第7期の取組	●第6期計画の事業を継続すると共に、那須塩原市スポーツボランティア制度を活用し、支えるスポーツ活動への参加を促進します。

第3節 介護サービス等の適切な運営

1 介護サービス事業量等の見込み（基本目標3－基本施策1）

基本施策1 介護サービス事業 量等の見込み	(1)介護給付サービスの利用者数
	(2)介護予防サービスの利用者数
	(3)介護給付サービスの給付費
	(4)介護予防サービスの給付費

(1) 介護給付サービスの利用者数

介護給付サービスの利用者数については、次のように見込みます。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス			
訪問介護	4,788	4,716	4,848
訪問入浴介護	396	408	348
訪問看護	1,848	1,992	2,472
訪問リハビリテーション	24	144	360
居宅療養管理指導	1,740	2,244	2,868
通所介護	12,480	9,600	10,296
通所リハビリテーション	2,328	2,436	2,700
短期入所生活介護	4,212	4,140	4,104
短期入所療養介護	84	48	36
特定施設入居者生活介護	888	1,092	1,104
福祉用具貸与	10,716	11,304	12,060
特定福祉用具販売	216	192	156
住宅改修	144	144	144
居宅介護支援	19,752	19,692	20,544
計	59,616	58,152	62,040

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス				
訪問介護	4,992	5,244	5,592	6,924
訪問入浴介護	372	384	432	528
訪問看護	2,820	3,168	3,540	4,620
訪問リハビリテーション	396	432	504	612
居宅療養管理指導	3,792	4,572	5,388	6,804
通所介護	10,764	11,400	12,348	17,952
通所リハビリテーション	2,844	3,108	3,396	4,380
短期入所生活介護	4,728	4,944	5,496	6,588
短期入所療養介護	108	132	144	156
特定施設入居者生活介護	1,380	1,584	1,680	1,632
福祉用具貸与	13,032	13,908	15,156	18,408
特定福祉用具販売	252	252	252	300
住宅改修	192	192	228	300
居宅介護支援	20,880	21,540	22,584	26,076
計	66,552	70,860	76,740	95,280

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	672	660	588
小規模多機能型居宅介護	2,136	2,400	2,388
認知症対応型共同生活介護	1,668	1,764	1,752
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,464	1,596	1,632
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	—	3,576	3,504
計	5,940	9,996	9,864
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	3,192	3,204	3,096
介護老人保健施設	3,276	3,180	3,204
介護療養型医療施設	216	252	216
計	6,684	6,636	6,516

(単位：人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	1,440	2,880
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	648	684	756	888
小規模多機能型居宅介護	2,736	2,844	2,940	3,732
認知症対応型共同生活介護	2,016	2,412	2,688	3,156
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,644	1,644	1,644	3,024
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	348	348
地域密着型通所介護	3,804	4,164	4,656	5,844
計	10,848	11,748	14,472	19,872
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	3,204	3,636	3,636	4,548
介護老人保健施設	3,396	3,804	3,804	5,052
介護医療院	0	0	0	18
介護療養型医療施設	216	216	216	216
計	6,816	7,656	7,656	9,834

(2) 介護予防サービスの利用者数

介護給付サービスの利用者数については、次のように見込みます。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス			
介護予防訪問介護	2,808	2,664	1,896
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	432	528	660
介護予防 訪問リハビリテーション	24	36	144
介護予防居宅療養管理指導	276	384	552
介護予防通所介護	6,576	7,164	5,436
介護予防 通所リハビリテーション	1,032	972	1,044
介護予防短期入所生活介護	192	180	168
介護予防短期入所療養介護	12	12	0
介護予防 特定施設入居者生活介護	264	372	600
介護予防福祉用具貸与	3,036	3,276	3,384
介護予防特定福祉用具販売	84	96	84
介護予防住宅改修	108	120	96
介護予防支援	10,500	10,908	9,744
計	25,344	26,712	23,808

(単位：人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス				
介護予防訪問介護	—	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	852	1,056	1,260	1,644
介護予防 訪問リハビリテーション	144	156	180	204
介護予防居宅療養管理指導	756	972	1,188	1,572
介護予防通所介護	—	—	—	—
介護予防 通所リハビリテーション	984	1,008	1,068	1,332
介護予防短期入所生活介護	240	288	336	420
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防 特定施設入居者生活介護	864	1,224	1,524	2,232
介護予防福祉用具貸与	3,468	3,684	3,936	5,076
介護予防特定福祉用具販売	96	96	96	120
介護予防住宅改修	120	144	168	192
介護予防支援	10,920	11,412	11,964	14,976
計	18,444	20,040	21,720	27,768

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	24	12	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	612	696	684
介護予防認知症対応型生活介護	12	0	0
計	648	708	684

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	36	36	36	36
介護予防小規模多機能型居宅介護	768	840	900	1,140
介護予防認知症対応型生活介護	12	12	12	12
計	816	888	948	1,188

(3) 介護給付サービスの給付費

介護給付サービスの給付費については、次のように見込みます。

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス			
訪問介護	214,148	226,386	252,559
訪問入浴介護	22,036	21,772	18,316
訪問看護	81,138	86,395	99,674
訪問リハビリテーション	1,001	6,026	15,890
居宅療養管理指導	10,498	14,132	17,594
通所介護	1,121,026	839,335	944,381
通所リハビリテーション	161,065	170,117	195,576
短期入所生活介護	444,397	446,869	449,679
短期入所療養介護	4,345	2,887	3,102
特定施設入居者生活介護	151,530	183,192	187,842
福祉用具貸与	152,237	158,866	164,630
特定福祉用具販売	6,902	6,259	4,960
住宅改修	15,754	14,854	11,988
居宅介護支援	274,919	277,070	291,413
小 計	2,660,996	2,454,160	2,657,604

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス				
訪問介護	278,058	305,537	340,255	612,781
訪問入浴介護	15,366	12,963	11,075	21,075
訪問看護	109,797	115,411	119,596	124,028
訪問リハビリテーション	21,655	29,245	40,258	88,406
居宅療養管理指導	23,814	29,079	34,531	43,603
通所介護	1,075,323	1,207,628	1,397,819	2,633,193
通所リハビリテーション	201,727	222,103	245,962	340,522
短期入所生活介護	509,222	506,516	536,703	551,993
短期入所療養介護	7,662	9,456	11,248	20,272
特定施設入居者生活介護	237,127	271,552	288,135	281,473
福祉用具貸与	174,595	183,759	198,926	234,903
特定福祉用具販売	8,117	8,104	8,090	9,670
住宅改修	16,823	16,667	19,637	25,755
居宅介護支援	295,348	302,625	315,700	364,983
小 計	2,974,634	3,220,645	3,567,935	5,352,657

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	75,998	70,546	58,285
小規模多機能型居宅介護	360,796	386,981	409,094
認知対応型共同生活介護	395,071	409,057	421,076
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	343,427	383,387	406,338
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	—	262,271	287,711
小 計	1,175,292	1,512,242	1,582,504
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	771,074	762,079	756,671
介護老人保健施設	865,097	833,848	847,080
介護老人療養施設	68,503	77,953	71,379
小 計	1,704,674	1,673,880	1,675,130
合 計	5,540,962	5,640,281	5,915,238

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	215,068	433,847
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	65,546	70,714	79,153	107,852
小規模多機能型居宅介護	445,448	441,244	427,340	558,209
認知対応型共同生活介護	489,182	587,250	656,023	771,708
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	410,296	410,480	410,480	751,262
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	81,300	81,300
地域密着型通所介護	334,517	385,631	455,296	713,722
小 計	1,744,989	1,895,319	2,324,660	3,417,900
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	790,472	896,184	896,184	1,138,135
介護老人保健施設	902,937	1,014,835	1,014,835	1,313,610
介護医療院	0	0	0	68,112
介護老人療養施設	70,346	70,377	70,377	—
小 計	1,763,755	1,981,396	1,981,396	2,519,857
合 計	6,483,378	7,097,360	7,873,991	11,290,414

(4) 介護予防サービスの給付費

介護予防サービスの給付費については、次のように見込みます。

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス			
介護予防訪問介護	45,407	40,316	30,569
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	12,387	14,059	16,880
介護予防訪問リハビリテーション	373	628	6,751
介護予防居宅療養管理指導	1,708	2,518	4,160
介護予防通所介護	159,168	169,959	126,468
介護予防通所リハビリテーション	30,982	27,978	30,247
介護予防短期入所生活介護	5,215	4,757	3,989
介護予防短期入所療養介護	474	358	0
介護予防特定施設入居者生活介護	18,318	25,984	42,863
介護予防福祉用具貸与	16,323	18,362	18,310
介護予防特定福祉用具販売	1,853	2,533	2,141
介護予防住宅改修	10,804	12,472	7,925
介護予防支援	46,493	48,307	43,330
小 計	349,505	368,231	333,633

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
居宅サービス				
介護予防訪問介護	—	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	20,038	22,779	24,728	19,298
介護予防訪問リハビリテーション	6,405	8,162	10,777	23,641
介護予防居宅療養管理指導	5,666	7,277	8,876	11,750
介護予防通所介護	—	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	29,591	30,519	32,587	40,894
介護予防短期入所生活介護	4,646	4,186	3,286	4,194
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	63,170	89,678	112,554	164,882
介護予防福祉用具貸与	18,817	20,031	21,443	27,685
介護予防特定福祉用具販売	2,583	2,583	2,583	3,216
介護予防住宅改修	9,668	11,553	13,439	15,325
介護予防支援	48,796	51,021	53,493	66,968
小 計	209,380	247,789	283,766	377,853

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	1,462	552	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	32,236	35,612	35,694
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,505	175	0
小 計	37,203	36,339	36,694

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	1,004	1,004	1,004	1,004
介護予防小規模多機能型居宅介護	38,587	41,149	42,833	52,934
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,035	3,037	3,037	3,037
小 計	42,626	45,190	46,874	56,975
合 計	252,006	292,979	330,640	434,828

2 地域支援事業量等の見込み（基本目標3-施策2）**基本施策2 地域支援事業量等の見込み****基本目標1 住み慣れた地域での暮らしの実現**

■基本施策1 健康づくり・介護予防の推進	(1)介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①総合事業（訪問型サービス） ②総合事業（通所型サービス） ③介護予防ケアマネジメント	P. 69～70 掲載
	(2)健康づくり・介護予防教室の推進	①介護予防の普及促進	P. 71 掲載
	(3)地域づくり型介護予防事業	①「住民主体の介護予防のための通いの場」でのいきいき百歳体操 ②地域づくり型介護予防サポーター養成事業 ③地域リハビリテーション活動支援事業	P. 72～73 掲載
■基本施策2 在宅生活の支援	(3)各種相談及び権利擁護の推進	②訪問等による高齢者の実態把握 ③総合相談	P. 76 掲載
■基本施策4 介護サービスの質の向上	(1)介護サービスの質の向上	①介護サービス相談員派遣事業	P. 87 掲載

■基本施策6 認知症施策の推進	(2)認知症に対する地域の理解・啓発の推進	①認知症サポーター養成講座	P. 93 掲載
	(3)認知症の人への支援体制の整備	③認知症初期集中支援チームの設置 ④認知症地域支援推進員の設置	P. 94 掲載
■基本施策7 支え合う地域づくりの推進	(1)地域見守り支え合い体制の整備	①地域住民助け合い事業	P. 96 掲載

基本目標2 高齢者の社会参加の促進

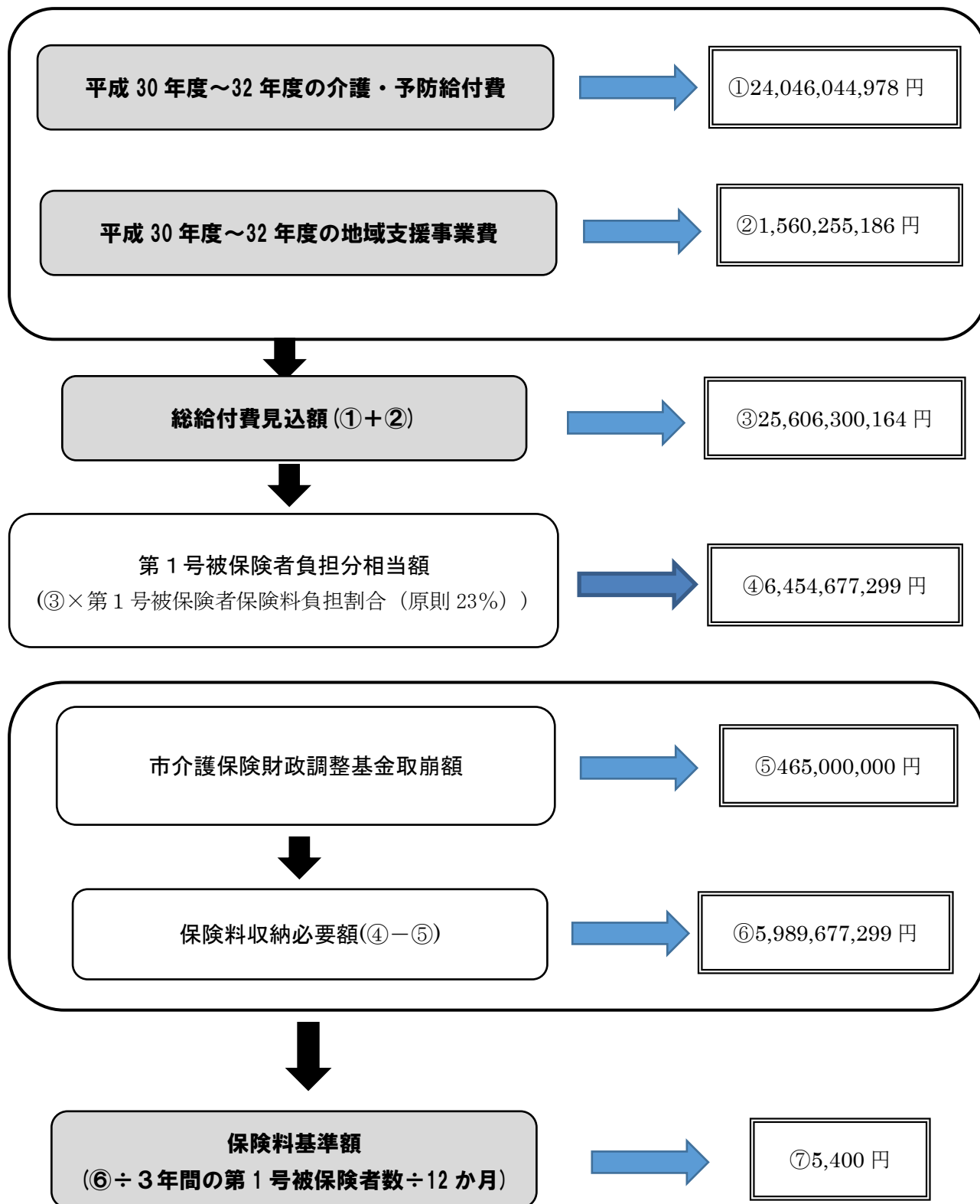
■基本施策1 居場所づくり・社会参加の促進	(2)高齢者の多様な活動の支援	④介護支援ボランティアポイント事業の推進	P. 102 掲載
--------------------------	-----------------	----------------------	-----------

地域支援事業費の見込額は、資料編 P. 126「1 保険料設定の過程（2）地域支援事業費の見込額」に掲載しています。

3 保険料設定の考え方（基本目標 3-施策 3）

基本施策 3 保険料設定の考え方

第一号被保険者の介護保険料算出までの手順は、以下のとおりです。



4 適正な給付と介護保険の健全化（基本目標 3-施策 4）

基本施策 4 適正な給付と介護保険の健全化

(1) 介護給付等費用適正化事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めると共に、持続可能な介護保険制度の構築につながるものです。このため、次の事業に取り組みます。

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定の適正化 要介護認定を行うに当たり、当市において直営での認定調査及び介護認定審査会を運営しています。 認定調査は、調査基準の妥当性・認識の平準化を図ると共に、客観的に内容のチェックを行います。また、審査会は、職種に偏らない合議体の編成や半年ごとのメンバー入れ替えを行い、各合議体の平準化を図ると共に、全国の保険者と比較した分析等を行い適正な認定に努めます。 ●ケアプランの点検 介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の内容について、事業者へ資料提出を求め、事業所を訪問しケアプラン作成の過程を確認すると共に、利用者にとって適切なプランの内容かどうか点検し、必要な指導を行います。 ●住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査 利用者の状態にあった住宅改修となるよう、事前の改修理由の確認や利用者の居宅訪問、改修前の工事見積書の点検を行い、本人の状態にあった改修が行われているかどうか確認を行います。 また、購入（貸与）した福祉用具が適正に利用されているか、また、利用者の状態に合っているか、利用方法や利用状況の確認を行います。 ●医療情報との突合、縦覧点検 国保連合会介護給付適正化システムから提供される「医療情報との突合」「縦覧点検」情報の確認等について点検を行います。 ●介護給付費通知 サービスの利用者及びその家族が、利用したサービスとその費用額及び給付額等を記載した通知を定期的に送付します。 ●給付実績の活用 国保連合会から得た給付実績情報をもとに、事業所別やサービス別等それぞれ体系別に比較することで、不正や特異な事例を抽出し情報の確認を行います。
第6期の 評価	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な要介護認定のため、介護認定調査員の定期的な研修や勉強会、介護認定審査会委員の合議体構成委員の半年ごとの入れ替え等を行い、適正な介護認定につなげることができました。 ●ケアプランの点検で事業所を訪問し、必要な指導を行いました。 ●サービス利用者に対し給付費通知を送付し、改めてサービスを確認し、適正な請求に向けた抑制効果に努めました。
第7期の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き事業を実施し、介護給付の適正化に努めます。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第5章

本計画の推進体制及び進行管理について定めます。

第1節 計画の推進体制

1 制度の周知

(1) 出前講座

本計画や介護保険制度等の理解を促すため、「まるごと生涯学習出前講座」や、介護予防教室（元気もりもり講座）等の機会を積極的に捉え、周知に努めます。

(2) パンフレット・リーフレット

介護保険制度等のパンフレットやリーフレットを作成し、65歳到達者等の保険証へ同封送付、出前講座等での配布、市庁舎や公民館等への配置によって、広く市民に周知します。また、保険料については、納入通知書等にリーフレットを同封し、納付を促します。

(3) ホームページ・広報紙

介護保険制度等について、ホームページや広報「なすしおばら」を活用して、広く市民に周知していますが、更に分かりやすい制度の周知に努めます。

2 情報提供

高齢者本人や家族が、必要な介護保険サービス等を自らの選択に基づき、適切に利用できるような情報提供の充実に努めます。

(1) 介護保険事業所ガイドブック

市内の介護保険施設・事業所を網羅した「介護保険事業所ガイドブック」の市庁舎窓口への配置やホームページへの掲載等により、市民の利便に供していますが、更に内容の充実に努めます。

(2) 介護サービス情報公表制度・第三者評価及び外部評価結果

事業者が報告した事業所情報を県指定の調査機関が確認し、公表される「介護サービス情報公表制度」や、事業者が自己評価したサービス等を県選定の評価機関が専門的に判断・評価・改善助言する「第三者評価」及び「外部評価」結果は、県や国の指定機関のホームページ上で公表していますが、市民の利用を図るため、パンフレットや市のホームページ等を活用して周知に努めます。

3 苦情・相談体制

高齢者の尊厳が守られ、必要なサービスが適切に利用できるよう、サービスに関する苦情相談は、提供事業所及びケアマネジャー、地域包括支援センター、介護サービス相談員、並びに市や県が受け付け、関係機関と連携して、苦情・相談の解決を図ります。また、これらの機関等を含めた苦情・相談体制の周知に努めます。

しかし、解決できない場合は、次の機関により解決を図ります。

(1) 栃木県国民健康保険団体連合会

介護サービスに関する苦情・相談のうち、保険者（市町）での取扱いが困難である場合や自治体の区域を超える等の場合、苦情申立を受けてサービスの質の向上を目的とした調査・指導・助言を行います。

(2) 栃木県介護保険審査会

保険者が行った行政処分に不服がある場合は、審査請求を行うことができます。審査対象となるのは、次のような処分です。

- 保険給付に関する処分（要支援・要介護認定に関する処分、被保険者証の交付の請求に関する処分、給付制限に関する処分等）
- 保険料その他の徴収金に関する処分（保険料の賦課徴収に関する処分、不正利得に関する徴収金等に係る賦課徴収、保険料等の徴収金に係る滞納処分等）

(3) 栃木県運営適正化委員会

栃木県社会福祉協議会に設置され、福祉サービス利用者の利益を保護することを目的に、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決できるよう相談・助言を行います。

(4) 地域・関係機関団体・関係部局との連携

第7期計画を円滑に推進するためには、介護保険制度をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。市や市民が互いの特性や能力を發揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、自治会・ボランティア団体・NPO法人・医療機関・民生委員児童委員・社会福祉協議会・県・市等関係機関団体の連携強化を図ります。

また、第7期計画は、高齢者の生きがいつくり、介護予防、介護保険サービス等の保健福祉施策にとどまらず、様々な分野・事業が関係します。そのため、庁内及び県の関係部局との連携強化を図りながら、総合的に高齢者施策・支援を推進します。

第2節 計画の進行管理

第7期の円滑かつ適切な進行状況を「那須塩原市介護保険運営協議会」の評価等によって管理します。

資料編

第1節 保険料設定の過程

第2節 日常生活圏域の状況

第3節 那須塩原市介護保険運営協議会策定経過

第4節 那須塩原市介護保険運営協議会委員名簿

第5節 用語解説

第1節 保険料設定の過程

1 介護保険事業費の見込み

過去の介護サービス利用実績、要介護認定者数・介護サービス利用料等を見込みをもとにして、国の示した算出方法により平成30年度から平成32年度までの介護保険事業費の見込みを算定しました。

(1) 標準給付費の見込額

(単位：千円)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	3ヵ年合計
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	6,731,479	7,472,582	8,393,844	22,597,905
総給付費	6,735,384	7,390,339	8,204,631	22,330,354
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額*1	△3,905	△6,365	△7,517	△17,787
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	88,608	196,731	285,339
特定入所者介護サービス費等 給付額(資産等換算調整後)	265,863	274,661	283,749	824,273
特定入所者介護サービス費等 給付額	265,863	274,661	283,749	824,273
特定入所者介護サービス費等 の見直しに伴う影響額*2	0	0	0	0
高額介護サービス費等 給付額	153,587	172,160	192,980	518,727
高額医療合算介護サービス費 等給付額	20,315	23,928	28,184	72,428
審査支払手数料	10,550	10,900	11,260	32,710
標準給付費(A)	7,181,795	7,954,231	8,910,018	24,046,044

*1 一定以上所得者の利用者負担の見直し：介護保険サービスの利用者負担割合は、所得が一定以上ある65歳以上の方については、利用者負担割合が3割になります。(平成30年8月から)

*2 特定入所者介護サービス費等の見直し：食費・居住費の負担を軽くするために支給される補足給付について、住民税非課税世帯でも一定以上の預貯金などの資産がある場合は対象外となります。

(2) 地域支援事業費の見込額

(単位：千円)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	3ヵ年合計
介護予防・日常生活支援総合事業	275,404	296,360	305,814	877,578
第1号訪問事業	44,514	45,718	46,923	137,155
第1号通所事業	185,637	191,394	197,204	574,235
介護予防ケアマネジメント事業費	34,895	36,004	37,114	108,013
一般介護予防事業費他	10,358	23,244	24,573	58,175
包括的支援事業費及び任意事業費	183,994	247,521	251,162	682,677
包括的支援事業(包括・任意)	137,501	141,131	144,772	423,404
社会保障充実分	46,493	106,390	106,390	259,273
地域支援事業費(B)	459,398	543,881	556,976	1,560,255

(3) 介護保険事業費の見込額

(単位：千円)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	3ヵ年合計
事業費(C=A+B)	7,641,194	8,498,112	9,466,994	25,606,300

2 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険の財源

①第7期計画期間における平均的な国の財源内訳

介護保険の財源内訳は、下記の表のとおりです。この中で、給付費の場合は第2号被保険者保険料、国負担金、県負担金及び市町村負担金の負担割合は固定率ですが、第1号被保険者保険料及び調整交付金については、市町村の前期高齢者と後期高齢者の割合及び高齢者の所得水準の高低によって、市町村ごとに異なります。

なお、第2号被保険者負担率は、3年ごとに国全体の被保険者(第1号・第2号被保険者見込総数)に占める第2号被保険者見込み数の割合に1/2を乗じて、政令によって決められますが、第7期計画期間中は27%です。

○給付費

保険料 (50%)		公費 (税金) (50%)					
第2号保険料 (支払基金交付金) 27%	第1号保険料 23%	調整 交付金 5%	国負担金		県負担金		市町村 負担金 12.5%
			施設等 給付費 15%	居 宅 給付費 20%	施設等 給付費 17.5%	居 宅 給付費 12.5%	

○地域支援事業費

- ・介護予防・日常生活支援総合事業

保険料 (50%)		公費 (税金) (50%)			
第2号保険料 27%	第1号保険料 23%	調整交付金 5%	国負担金 20%	県負担金 12.5%	市町村 負担金 12.5%

- ・包括的支援事業等及び任意事業

保険料 (23%)	公費 (税金) (77%)		
第1号保険料 23%	国負担金 38.5%	県負担金 19.25%	市町村負担金 19.25%

②第7期計画期間における那須塩原市の財源内訳

調整交付金の交付率は、後期高齢者加入割合と高齢者所得段階別加入割合の補正係数によって決定します。本市は国の平均より後期高齢者が少なく、所得水準が高いことから、調整交付金交付率は、次のとおりとなります。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
後 期 高 齢 者 加 入 割 合 補 正 係 数	1.0717	1.0807	1.0855	※いずれも、 1.0000＝国の平均値
後期高齢者加入割合 補正係数(2区分)	1.0709	1.0795	1.0818	
後期高齢者加入割合 補正係数(3区分)	1.0724	1.0819	1.0892	
高 齢 者 所 得 段 階 別 加 入 割 合 補 正 係 数	1.0173	1.0173	1.0173	

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
調整交付金交付率	2.92%	2.71%	2.60%

○給付費

保険料 (52.26%)		公費 (税金) (47.74%)					
第2号保険料 (支払基金交付金) 27%	第1号保険料 25.26%	調 整 交 付 金 2.74% (※)	国負担金		県負担金		市 負担金 12.5%
			施設等 給付費 15%	居 宅 給付費 20%	施設等 給付費 17.5%	居 宅 給付費 12.5%	

※調整交付金は平均値を表示

○地域支援事業費

- ・介護予防・日常生活支援総合事業

保険料 (52.26%)		公費 (税金) (47.74%)			
第2号保険料 27%	第1号保険料 25.26%	調 整 交 付 金 2.74% (※)	国負担金 20%	県負担金 12.5%	市町村 負担金 12.5%

※調整交付金は平均値を表示

- ・包括的支援事業等及び任意事業

保険料 (23%)	公費 (税金) (77%)		
第1号保険料 23%	国負担金 38.5%	県負担金 19.25%	市町村負担金 19.25%

(2) 介護保険料の収納率の見込み

第7期計画期間における収納率は、平成30年度から平成32年度の収納率実績の平均98.38%を見込みました。

○（平成26年度から平成28年度）介護保険料の収納状況

(単位：円，%)

	調 定 額	収 納 額	収 納 率
平成26年度			
特 別 徴 収	1,272,002,400	1,273,485,800	100.12
普 通 徴 収	170,558,300	142,901,749	83.78
合 計	1,442,560,700	1,416,387,549	98.19
平成27年度			
特 別 徴 収	1,488,548,300	1,490,421,400	100.13
普 通 徴 収	188,066,900	159,306,957	84.71
合 計	1,676,615,200	1,649,728,357	98.40
平成28年度			
特 別 徴 収	1,563,832,800	1,565,817,500	100.13
普 通 徴 収	187,347,200	160,387,460	85.61
合 計	1,751,180,000	1,726,204,960	98.57

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	3か年平均
収納率	98.19%	98.40%	98.57%	98.38%

(3) 那須塩原市の第1号被保険者保険料必要収納額

第1号被保険者保険料は、計画期間における3年間の介護保険事業費の合計額によって算定されます。したがって、第1号被保険者保険料算定のための保険料必要収納額は、3年間の標準給付費合計額等に第1号被保険者負担率を乗じた額となります。

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
標準介護給付費	7,181,795	7,954,231	8,910,018	24,046,044
地域支援事業費	459,398	543,881	556,976	1,560,255
介護保険事業費	7,641,194	8,498,112	9,466,994	25,606,300

保険料必要収納額＝

標準介護給付費		第1号被保険者負担率		
平成30年度	7,181,795,532円		25.08%	1,801,194,319円
平成31年度	7,954,231,111円	×	25.29%	= 2,011,625,048円
平成32年度	8,910,018,335円		25.40%	2,263,144,657円
				6,075,964,024円
介護予防・日常生活 支援総合事業費		第1号被保険者負担率		
平成30年度	275,404,000円		25.08%	69,071,323円
平成31年度	296,360,034円	×	25.29%	= 74,949,453円
平成32年度	305,813,919円		25.40%	77,676,735円
				221,697,511円
包括的支援事業・任意事業費		第1号被保険者負担率		
平成30年度～平成32年度				
	682,677,233円	×	23.00%	= 157,015,764円
合		計		= 6,454,677,299円

(4) 介護保険料賦課段階及び保険料率の設定

所得段階別の保険料については、低所得者の保険料軽減に配慮し、所得水準に応じた保険料を設定しました。(P.132参照)

生活保護受給者や市民税が非課税である世帯等(第1段階)に対して、国・県・市の公費による保険料を軽減する仕組みが導入されています。

(5) 第1号被保険者保険料基準額の算定

保険料必要収納額を予定保険料収納率、補正後の被保険者数及び12か月で除すと、計画期間中の第1号被保険者月額保険料の基準額は、5,819円となります。

$$\begin{array}{rclcl} \text{保険料必要収納額} & & \text{予定保険料収納率} & \div & \text{補正後の被保険者数} & = & \text{年間保険料賦課額} \\ & \div & & & \text{(3年間)} & & \\ 6,454,677,299\text{円} & & 98.38\% & & 93,964\text{人} & & 69,824\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rclcl} \text{年間保険料賦課額} & & \text{月数} & & \\ 69,824\text{円} & \div & 12\text{か月} & \div & 5,819\text{円} \end{array}$$

第7期
5,819円

(参考)平成37年度
8,433円

(6) 基金の取り崩しによる調整

保険料基準月額5,819円は、第6期計画期間中の5,100円に対し719円(14.1%)の上昇となります。介護保険は制度開始後、10年以上を経過し、制度に対する市民の理解は進んでいると考えますが、介護保険料負担を可能な限り減らすため、基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制します。

○介護給付準備基金(財政調整基金)の取り崩しによる調整

介護給付準備基金の取り崩し額	465,000,000円
----------------	--------------

介護給付準備基金(財政調整基金)を取り崩し調整額計算後の基準額は次のとおりとなります。

◇保険料基準額(月額)

(単位:円)

	平成30年度～平成32年度
基金取り崩し前基準額	5,819
介護給付準備基金の取り崩し影響額	△419
基準額	5,400

(7) 第7期事業計画期間中の保険料

(単位：円)

段階	対象者	基準額に 対する割合	保険料 年額	軽減後の割合	軽減後 保険料 年額
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢 福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で課税年 金収入＋合計所得金額が80万円以 下の者	基準額 ×0.5	32,400	基準額×0.45 (軽減率：0.05)	29,100
2	・世帯全員が市民税非課税で課税年金 収入＋合計所得金額が80万円を超 え120万円以下の者	基準額 ×0.6	38,800	基準額 ×0.6	38,800
3	・世帯全員が市民税非課税で課税年金 収入＋合計所得金額が120万円を超 える者	基準額 ×0.7	45,300	基準額 ×0.7	45,300
4	・本人が市民税非課税で世帯に市民税 課税者がいる者のうち課税年金収 入＋合計所得金額80万円以下の者	基準額 ×0.9	58,300	基準額 ×0.9	58,300
5	・本人が市民税非課税で世帯に市民税 課税者がいる者のうち課税年金収 入＋合計所得金額80万円を超える 者	基準額	64,800	基準額	64,800
6	・本人が市民税課税で合計所得が125 万円未満の者	基準額 ×1.15	74,500	基準額 ×1.15	74,500
7	・本人が市民税課税で合計所得が125 万円以上200万円未満の者	基準額 ×1.25	81,000	基準額 ×1.25	81,000
8	・本人が市民税課税で合計所得が200 万円以上400万円未満の者	基準額 ×1.5	97,200	基準額 ×1.5	97,200
9	・本人が市民税課税で合計所得が400 万円以上600万円未満の者	基準額 ×2.0	129,600	基準額 ×2.0	129,600
10	・本人が市民税課税で合計所得が600 万円以上の者	基準額 ×2.25	145,800	基準額 ×2.25	145,800

第2節 日常生活圏域の状況

1 日常生活圏域基本データ

(平成29年10月1日現在)

日常生活圏域	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	高齢者 人口 (人)	高齢化率 (%)	要介護 認定者 数(人)	要介護 認定率* (%)	前期高 齢者数 (人)	前期高 齢者比 率(%)	後期高 齢者数 (人)	後期高 齢者比 率(%)
黒 磯	3.01	6,246	2,075	2,197	35.17	391	17.80	910	41.42	1,287	58.58
厚 崎	12.79	13,426	1,050	3,064	22.82	358	11.68	1,795	58.58	1,269	41.42
と よ う ら	6.44	6,927	1,076	1,836	26.50	187	10.19	1,101	59.97	735	40.03
稲 村	10.46	12,763	1,220	3,113	24.39	356	11.44	1,931	62.03	1,182	37.97
東 那 須 野	31.52	11,915	378	2,841	23.84	395	13.90	1,521	53.54	1,320	46.46
高 林	251.40	6,069	24	2,087	34.39	346	16.58	1,041	49.88	1,046	50.12
鍋 掛	27.50	4,299	156	1,193	27.75	163	13.66	640	53.65	553	46.35
西那須野東部	31.43	19,623	624	4,565	23.26	669	14.65	2,555	55.97	2,010	44.03
西那須野西部	28.20	29,291	1,039	6,182	21.11	918	14.85	3,468	56.10	2,714	43.90
塩 原	190.07	7,396	39	2,862	38.70	429	14.99	1,365	47.69	1,497	52.31
計	592.82	117,955	198.97	29,940	25.38	4,212	14.07	16,327	54.53	13,613	45.47

※人口は住民基本台帳より

※要介護認定率：高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合

2 要介護（要支援）認定者数

（平成29年10月1日現在 単位：人）

日常生活圏域	総合事業	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
黒磯	12	80	45	97	48	43	39	39	391
厚崎	21	60	46	105	55	35	36	21	358
とよورا	11	24	27	47	32	25	20	12	187
稲村	9	52	38	83	39	55	54	35	356
東那須野	4	63	40	113	56	51	51	21	395
高林	16	49	41	89	68	33	35	31	346
鍋掛	9	24	15	37	19	29	21	18	163
西那須野東部	3	88	75	180	71	93	91	71	669
西那須野西部	4	168	110	246	135	79	111	69	918
塩原	32	69	43	108	63	46	60	40	429
計	121	677	480	1,105	586	489	518	357	4,212

※住所地利特除

※住所地利特：介護保険施設、介護保険の特定施設、養護老人ホームに転入してきた入居者は、転入前の市町村が保険者となる制度

3 要介護高齢者の認知自立度

（平成29年10月1日現在 単位：人、％）

日常生活圏域	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	計	認知症率	重度率	最重度率
黒磯	121	73	69	56	37	3	22	9	390	12.24	18.21	7.95
厚崎	96	77	76	59	29	3	12	3	355	8.45	13.24	4.23
とよورا	52	32	40	35	15	2	6	5	187	7.35	14.97	5.88
稲村	90	70	69	46	40	7	24	8	354	8.48	22.32	9.04
東那須野	103	86	92	45	43	5	14	7	395	10.28	17.47	5.32
高林	100	50	79	49	42	2	19	3	344	11.69	19.19	6.40
鍋掛	35	35	34	20	25	2	6	6	163	10.73	23.93	7.36
西那須野東部	157	135	151	94	75	10	31	11	664	11.11	19.13	6.33
西那須野西部	266	177	188	130	87	15	36	15	914	10.48	16.74	5.58
塩原	122	82	82	51	53	5	27	4	426	10.62	20.89	7.28
計	1,142	817	880	585	446	54	197	71	4,192			

※認知症率：(I + II a + II b + III a + III b + IV + M) / 高齢者人口

※重度率：(III a + III b + IV + M) / 計、最重度率は (IV + M) / 計

※受給転入*除く

※受給転入：転出前住所地で認定を受けていた要介護区分が、転出先市区町村でも6か月間引き継がれる制度

4 要介護等高齢者の寝たきり度

(平成29年10月1日現在 単位：人、%)

日常生活圏域	自立	J1	J2	A1	A2	B1	B2	C1	C2	計	重度率	最重度率
黒磯	0	6	74	117	74	28	56	8	27	390	30.51	8.97
厚崎	0	7	59	120	73	31	44	7	14	355	27.04	5.92
とようら	0	6	28	67	34	11	28	5	8	187	27.81	6.95
稲村	1	7	50	107	52	35	73	3	26	354	38.70	8.19
東那須野	1	8	40	140	91	27	67	4	17	395	29.11	5.32
高林	0	3	53	118	72	26	53	4	15	344	28.49	5.52
鍋掛	1	6	20	53	22	13	40	3	5	163	37.42	4.91
西那須野東部	2	8	103	189	112	58	141	13	38	664	37.65	7.68
西那須野西部	2	22	166	292	144	85	145	13	45	914	31.51	6.35
塩原	1	4	54	138	77	43	83	9	17	426	35.68	6.10
計	8	77	647	1341	751	357	730	69	212	4,192		

※重度率：(B1+B2+C1+C2)／計、最重度率：(C1+C2)／計

※受給転入除く

【参考】若年性認知症度

(平成29年10月1日現在 単位：人)

日常生活圏域	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	計
黒磯	4	1	0	0	0	0	1	1	7
厚崎	7	4	3	0	0	0	0	0	14
とようら	6	0	1	0	0	0	0	0	7
稲村	3	0	2	1	0	0	0	0	6
東那須野	3	1	2	0	0	1	0	0	7
高林	7	5	1	0	0	0	1	0	14
鍋掛	3	1	0	0	0	0	0	0	4
西那須野東部	3	3	2	1	1	0	1	3	14
西那須野西部	11	10	1	1	1	0	0	1	25
塩原	8	4	0	0	0	0	0	1	13
計	55	29	12	3	2	1	3	6	111

[参考] 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

	判 断 基 準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(平成5年10月26日 老健第135号 厚生省老人保健福祉局長通知抜粋)

[参考] 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する。 2. 隣近所へなら外出する。
A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車いすに移乗し、食事、排せつはベッドから離れて行う。 2. 介助により車いすに移乗する。
C	1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ。 2. 自力では寝返りもうたない。

(平成3年11月18日 老健第102-2号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知抜粋)

5 各圏域のサービス基盤数

(平成29年6月1日現在)

区分		黒磯	厚崎	とよひら	稲村	東那須野	高林	鍋掛	西那須野 東部	西那須野 西部	塩原	合計	
在宅系	居宅介護支援	箇所	3	5	3	1	2	2	2	8	6	1	33
	訪問介護	箇所	4	1	3	2	2	0	0	6	3	2	23
	訪問入浴介護	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	訪問看護	箇所	1	0	1	0	0	0	0	2	1	0	5
	訪問リハビリテーション	箇所	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	通所介護 (デイサービス)	箇所	2	3	2	1	4	3	2	6	3	2	28
		定員	45	90	47	30	117	83	45	190	100	55	802
	地域密着型通所介護	箇所	0	3	2	1	5	2	1	3	3	3	23
		定員	0	38	20	13	58	25	14	46	30	38	282
	通所リハビリテーション (デイケア)	箇所	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3
		定員	60	0	0	0	19	0	0	40	0	0	119
	短期入所介護 (ショートステイ)	箇所	2	1	2	2	1	1	1	3	1	1	15
		定員	38	20	41	20	10	10	10	34	6	12	201
	福祉用具貸与・販売	箇所	3	0	0	0	1	0	1	1	0	0	6
認知症対応型 通所介護	箇所	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3	
	定員	0	12	0	0	0	0	0	24	0	0	36	
小規模多機能型 居宅介護	箇所	1	0	1	2	1	1	0	3	2	1	12	
	定員	25	0	25	50	25	25	0	79	43	25	297	
居住系	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	箇所	1	1	2	1	1	1	0	2	3	1	13
		定員	18	18	27	9	18	9	0	18	27	9	153
	特定施設入居者 生活介護	箇所	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3
		定員	0	0	0	0	60	0	0	100	0	0	160
施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	箇所	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	6
		定員	40	0	0	40	0	0	50	52	50	58	290
	地域密着型 介護老人福祉施設	箇所	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0	5
		定員	0	0	0	49	29	29	0	29	0	0	136
	介護老人保健施設	箇所	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3
		定員	0	0	0	0	86	120	0	200	0	0	406
介護療養型医療施設	箇所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	定員	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	

第3節 那須塩原市介護保険運営協議会策定経過

開催年月日	開催会議	協議内容
平成29年 6月29日	第1回 介護保険運営協議会	(1) 諮問・事業所見学
平成29年 8月31日	第2回 介護保険運営協議会	(1) 平成28年度の第6期計画に係る運営状況について (2) 高齢福祉施策の進捗状況について
平成29年 10月6日	第3回 介護保険運営協議会	(1) 第7期高齢者福祉施策のための実態調査について ① 日常生活圏域調査について ② 介護サービス事業者等について (2) 第7期高齢者福祉計画（素案）について ① 構成について ② 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組
平成29年 11月15日	第4回 介護保険運営協議会	(1) 計画案審議
平成29年 12月22日	第5回 介護保険運営協議会	(1) パブリックコメントの結果について
平成30年 1月19日	答申	(1) 第7期高齢者福祉計画（案）について



第4節 那須塩原市介護保険運営協議会委員名簿

	区分	氏名	所属等	役職
1	被保険者を代表する者	原 玉海	第1号被保険者	
2		臼井 静枝	第1号被保険者	
3		人見 里子	第2号被保険者	
4	介護、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者	中村 裕二	市社会福祉協議会 地域福祉行動計画責任者	施設整備法人 選定部会副会長
5		降籬 幹子	国際医療福祉大学 地域医療・介護連携専門	
6		須藤 昌寛	国際医療福祉大学 高齢者福祉専門	
7		小野田 公	国際医療福祉大学 介護予防専門	
8		真船 一夫	NPO 法人ひなた理事長	
9		佐藤 由紀子	NPO 法人アスク理事長	施設整備法人 選定部会会長
10		菊池 文代	那須塩原市介護サービス 相談員	副会長
11		介護に関する事業に従事する者	原 修一	特別養護老人ホーム施設長
12	内田 裕史		地域密着型サービス事業所	
13	岸 友和		居宅介護支援事業所	
14	池澤 守		地域包括支援センター 主任ケアマネ	
15	君島 スミ		医療機関相談室 医療ソーシャルワーカー	

第5節 用語解説

【あ行】

○アセスメント

介護や障害のサービス提供や生活困窮者等への支援に当たり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しを立てるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。

【か行】

○介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たに創設された介護保険施設

○介護サービス計画（ケアプラン）

要介護認定者が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者を定めた計画。「ケアプラン」ともいう。

○介護支援専門員

「ケアマネジャー」参照

○介護保険施設

介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院がある。

○介護予防

高齢者が自分らしく生活するために、老化のサインを早期発見すること、適切な対処を行うこと、自らの力を取り戻していくこと。具体的には、運動器の向上、低栄養改善、口腔機能向上、認知症予防などがある。

○介護予防ケアマネジメント

地域包括センターにおいて、総合事業等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた介護サービス計画（ケアプラン）を作成すると共に、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。

○介護予防支援

要支援 1・2 の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、介護サービス計画(ケアプラン)の作成、サービス事業所等との連携調整などを行う。

○介護療養型医療施設

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関(施設)。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。

○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。

○介護老人保健施設

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状況に合わせた介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、医学的管理の下で、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。

○看護小規模多機能型居宅介護

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、家庭的な環境のもとに行う、通い、訪問、宿泊のサービスを提供する。

※旧名称「複合型サービス」平成 27 年 4 月から名称変更。

○救急医療情報キット

高齢者などの安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報提供書(写し)、診察券(写し)、健康保険証(写し)、本人の写真などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、救急時に備えるもの。

○居宅介護サービス

介護保険の給付対象であるサービスのうち、在宅で受けるサービスのこと。大まかに分類すると介護の担当者が自宅を訪問して行うタイプ、介護を受ける人が日帰りで施設を利用するタイプに分けられる。

○居宅介護支援

居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた居住サービス計画(ケアプラン)を作成すると共に、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。

○居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが在宅で介護を受ける人の家庭を訪れ、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。

○ケアマネジメント

要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置付けられている機能

○ケアマネジャー（介護支援専門員）

ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、介護サービス計画(ケアプラン)を作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

○軽費老人ホーム

高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として60歳以上の人が対象。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって、家族による援助が困難な人。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人が対象

【さ行】

○サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者の生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅

○在宅介護

介護が必要な高齢者や障害者などが長年住み慣れた居宅や地域で安心して暮らしていくことができるよう、提供される介護サービス

○住宅改修費

手すり取付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取換え等住宅改修を行った場合に改修費を支給

○小規模多機能型居宅介護

利用者の自宅で、又は利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊した際に、提供される食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスや機能訓練

○生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人

○成年後見制度

認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度

○総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」のことで、平成24年度から開始された制度。利用者の状態・意向を市町村が判断し、「介護予防サービス」と「生活支援サービス」が一体的に提供されるというもので、制度が一部改正され、平成29年4月までに全ての市町村が実施することになっている。要支援1及び要支援2の認定者が利用していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が訪問サービス、通所サービスとして総合事業に移行される。

【た行】

○短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅で介護を受けている人が短期間施設に入所すること。日常的に在宅介護をしている家族の都合や、リフレッシュ、また本人の施設でのリハビリ目的でも利用できる。

○短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。

○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会

○地域支援事業

65歳以上の人を対象に、要介護状態（要支援や要介護）にならないよう、効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする。介護が必要となるおそれのある高齢者や一般の高齢者に対して、市町村が設置する地域包括支援センターで進める。

○地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

○地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。

主な業務は、①包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

市町村が事業者指定を行い、原則として、当該市町村の住民のみが保険給付の対象となる定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

○地域密着型サービス

要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から提供されるサービス

○地域密着型通所介護

老人デイサービスセンターなどで提供される食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練をいう(ただし、利用定員が18人以下のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除く。)

○地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。

○通所介護

一般的に「デイサービス」と呼ばれ、在宅で介護を受けている人が、日帰りで施設サービスを利用すること。送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。

○通所リハビリテーション（デイケア）

在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設を訪れ、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下が見られる人が対象となる。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。

○特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して食事・入浴・排せつ等の介護その他必要な日常生活上の支援を行う。

○特定福祉用具販売

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスで、その用途が貸与になじまない福祉用具の販売を行う。

【な行】

○日常生活圏域（生活圏域）

高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内に設定される生活圏域

○認知症

一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下を来した状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。以前は痴呆症と呼ばれていた。

○認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する「目印」として「オレンジリング」を付けてもらう。

○認知症初期集中支援チーム

医師や保健師・看護師などの複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

日常生活を送ることが困難な認知症の要介護認定者に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援するサービスのこと。

○認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

○認知症地域支援推進員

地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。

【は行】

○バリアフリー

高齢者・障害のある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等全ての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方。

○福祉用具貸与

高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具が借りられる。

○訪問介護

訪問介護員が介護を受ける人の自宅を訪れて、日常生活のサポートをするサービス

○訪問看護

在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行うこと。

○訪問入浴介護

在宅にて介護を受けている人が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。

○訪問リハビリテーション

理学療法士等から、身体の機能回復のために専門的な訓練を在宅で受けること。

【ま行】

○民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

【や行】

○夜間対応型訪問介護

地域密着型サービスで、夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせて利用する訪問介護サービスのこと。

○有料老人ホーム

食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設

○要介護認定

要支援 1・2、要介護 1～5 の 7 段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたものの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。

○予防給付

「介護予防通所介護」等、要支援 1・2 の対象者に実施される給付のこと。



第7期那須塩原市高齢者福祉計画

平成30年3月

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

電話 0287-62-7191 (直通) F A X 0287-63-8911

e-mail k-koureifukushi@city.nasushiobara.lg.jp
